

第3期

草津市 地域福祉計画

「地域力」のあるまち草津
未来へつなぐ地域福祉 人にやさしい福祉のまち



平成28年3月
草津市

「第3期草津市地域福祉計画」策定にあたって



日本は世界に例をみないスピードで少子高齢化が進み、核家族化や単身世帯の増加、家族や地域内の絆の弱まりによって、これまでの公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題を抱える方が増えています。またその一方で、地域で暮らす人々の自分の暮らす地域をより良くしていきたいという意識も高まっています。

本計画で進める「地域福祉」は、「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」という誰もがもつ願いを実現するため、制度によるサービスの充実と、住民の皆様自身が地域や暮らしを良くしたいという願いからの、互いの助け合いや、力を合わせて行う地域社会づくりを目指しています。

本市では、市民や行政、関係団体をはじめ、みんなで地域福祉を進める指針として、平成17年10月に草津市地域福祉計画を策定し、平成23年度からは第2期計画に基づいて、地域福祉施策を進めてきました。また、草津市社会福祉協議会や各学区社会福祉協議会においても、それぞれ地域福祉活動計画、住民福祉活動計画を策定され、熱心な地域福祉活動が展開されています。

第3期目となる本計画では、地域包括ケアシステムの構築や、生活困窮者自立支援など新たな施策を盛り込みながら、本市の10年後、20年後の未来を見据えて、「地域力のあるまち草津 未来へつなぐ地域福祉 人にやさしい福祉のまち」を基本理念に掲げました。

この計画を、市民の皆様と共有し、市民の皆様とともに、「地域力」のあるまち草津を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたり、御協力いただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝申しあげますとともに、貴重な御意見、御提言をいただきました「草津市地域福祉推進市民委員会」委員の皆様に厚くお礼を申しあげます。

平成28年3月

草津市長 橋川 渉

目次

第1章 第3期計画の策定にあたって	1
1 地域福祉計画とは	2
2 計画策定の背景	4
3 計画の位置づけ	8
4 計画の期間	11
5 計画の策定方法	12
第2章 草津市の現状と課題	15
1 草津市の現状	16
2 「第2期計画」重点プログラムの進捗状況	35
3 第3期計画に向けた主要課題	43
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 計画の基本理念	46
2 計画の基本体系	47
3 重点プログラム	48
4 計画推進に向けた基本的な視点・基本目標	56
第4章 施策の展開	59
基本目標1 みんなで育ち合う人づくり	60
基本目標2 みんなで支えるまちづくり	69
基本目標3 みんなで創る人にやさしい福祉のまちづくり	77
資料編	87
1 策定経過	88
2 草津市附属機関設置条例	91
3 草津市附属機関運営規則	94
4 草津市地域福祉推進市民委員会委員名簿	98
5 用語の説明	99

用語の説明は、本編で語尾右上に※が付いている用語について掲載しています。
また、同一頁に複数ある場合は、最初の用語に※を付けています。

第1章

第3期計画の策定にあたって

1 地域福祉計画とは

●地域福祉では、住民のために住民が助け合い力を合わせて住みよい地域社会をつくることが大切です。

地域福祉では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしたいという願いを実現するために、制度によるサービスの充実と、住民自身が暮らしをよくしたいという思いで、互いに助け合い、力を合わせて地域社会づくりを行うことが大切だとされます。

●住みよい地域社会づくりは、身近な暮らしの場が基本単位です。

健康不安や災害、介護、子育て不安、消費のトラブル、移動手段不足、家事への不安などの問題は、人々の暮らしやまちづくりに深くかかわっています。

これらの問題は、決して一部の人だけのことではありません。住民一人ひとりにとって身近なものです。地域福祉は、身近な暮らしの場を基本単位として、住民みんなが暮らしの問題解決に向けて取組をしていくことです。

●生活問題は、潜在化しがちです。

近年、地域の中での社会的なつながりが希薄化しているといわれています。そのような中、孤独死やひきこもり※、子育ての孤立、児童虐待、自殺者、貧困者の増加などが社会問題化されるようになってきました。しかし、これらの社会問題は、潜在化し事故や事件となってはじめてわかることも少なくありません。

このような潜在化しがちな問題を、早期から公的な支援につなげていくようなサービスを充実することと合わせ、住民同士がつながりやふれあいを持ち、支え合い、助け合う中で、声をあげることも大切です。

●自立への支援と、助け合いによる住みよい地域社会づくり。

「自立」とは、単に食事や排せつ、入浴などが自分でできるということではありません。自立は、日常生活や働くことに制約があっても、セーフティネットが保障され、自分の意思に基づいて主体的な生活を営むということです。そのためには、他者とのかかわりを持って、様々な社会資源や援助などを積極的に活用し、地域社会の一員として暮らしていくことが大切です。

社会とのかかわりを持てない人や孤立している人がいれば、社会とのかかわりを取り戻せるように、お互いの人権を尊重し合いながら、住民相互が助け合いによる地域社会づくりを行っていくことが重要です。

●制度によるサービスの充実と住民の活動への環境づくり、基盤づくりを進めます。

地域福祉は、暮らしの場において住民が抱える問題に対応して展開されるものです。そして、地域福祉は、住民同士がお互いに力を合わせて誰もが住み続けたいと思える地域社会を、暮らしの問題にかかわってつくっていく活動です。

市には、条例の制定や環境整備、制度の創設、見直しによるサービスの充実に努めるとともに、住民主体による住民活動の環境づくりや、草津市社会福祉協議会などが取り組む地域福祉の基盤づくりを支援する役割があります。

●みんなで進める地域福祉・市の地域福祉の計画「地域福祉計画」。

「地域福祉」を進めるには、市（行政）や住民（ボランティアや学区まちづくり協議会等を含む）、また民生委員児童委員協議会、福祉サービス提供者、企業、商店、大学、市社会福祉協議会、市コミュニティ事業団などの各団体が、それぞれの役割を担っていくことが大事です。そのための共通の理念や目標を定め、その実現に向け、互いに協力していくための指針として「地域福祉計画」を策定しています。

草津市では、「第2期草津市地域福祉計画」の期間が平成27年度で満了となることから、平成28年度から平成32年度を計画期間とする「第3期草津市地域福祉計画」を策定しました。

2 計画策定の背景

1) 社会構造の変化

少子高齢社会の到来や成長型社会の終焉、また国内産業が海外へ流出することにより国内生産力が低下する産業の空洞化、そして近年の深刻な経済不況がこれに追い打ちをかけ、高齢者、障害者などの生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれています。また、青少年層や壮年層においても生活不安とストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもり※などが新たな社会問題となっています。こうした中、市町村を中心とする福祉行政の役割は極めて重要であることは言うまでもなく、地域住民が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざした住民主体による助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしく安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉の推進に努めることが必要です。

2) 地域力※の低下

核家族※化の進行などにより、これまでの伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど「地域力」の低下が社会問題化しています。他方で地域の課題は地域で解決しようとする住民活動や、ボランティアやNPO※法人などによる地域活動が活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも進んできました。住民主体の助け合いなど「地域力」の意義も益々大きくなっています。地域での支え合い、助け合いを深め、ともに生きるまちづくりの精神を育み生かしていくことが必要です。

3) 第2期草津市地域福祉計画 計画期間中の国の主な動き

未曾有の被害をもたらした平成23年の東日本大震災は、地域における支え合い・助け合いの必要性、地域の中でのつながりや、絆の大切さが再認識されるきっかけとなりました。一方で、近年の厳しい社会経済情勢の影響等により、生活困窮に陥るリスクが増加しており、その状況を受けて、平成26年に生活困窮者に対する支援を地域福祉計画に盛り込むよう国から通知が出されています。

■第2期草津市地域福祉計画 計画期間中の国の主な動き

年	主な出来事
平成23年	(3月11日、東日本大震災発生) ・障害者虐待防止法制定 ・介護保険法改正「地域包括ケアシステムの構築」を目指す方向性が打ち出される。
平成24年	・厚労省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」 ・社会保障・税の一体改革大綱決定
平成25年	・社会保障審議会生活困窮者生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ・健康日本21(第2次)計画策定 ・社会保障制度改革国民会議報告書
平成26年	・厚労省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」

4) 草津市の地域福祉推進のための主な動き

1 草津市地域福祉計画の策定

草津市では、計画策定過程から市民の参加・参画、協働※作業を重要視し、地域における生活（福祉）課題の把握や整理、施策の展開について、市民意識調査や団体アンケート調査、地域福祉懇談会などの手法により、『みんなで育む地域福祉・人にやさしい福祉のまち』を理念とした「草津市地域福祉計画」（以下「第1期計画」という。）を、平成17年度に策定しました。

平成22年度には、「草津市地域福祉計画」が期間満了となったことから、新たに平成23年度から5か年を計画期間とする「第2期草津市地域福祉計画」（以下「第2期計画」という。）を策定しました。第1期計画の基本理念を受け継ぎ、より一層推進するため、『「地域力」のあるまち草津 みんなで広げる地域福祉 人にやさしい福祉のまち』の理念の下、3つの基本的な視点「一人ひとりを認め合うまちづくり」「支え合い、助け合うまちづくり」「みんなで創るまちづくり」を定めました。

2 草津市地域福祉活動計画の策定

本市の第1期計画策定後、草津市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、「福祉のまちづくりを考える集い（地域福祉懇談会）」において、参加者から草津市が安全で安心して暮らせるまちであることを望む声が多く出されました。そのことも踏まえ、住民福祉活動者や各種団体・機関と連携・協働して、住民参加・住民主体の福祉のまちづくりを推進するための指針を明らかにすることを目的としました。そして『こころ温かく支えあい 住みつけたい 福祉のまち・くさつ』を基本理念とし、平成23年度までの5年間を計画期間とする「草津市地域福祉活動計画」が、平成19年度に策定されました。

平成23年度には、過去5年間の取組を検証し、課題解決を進めるため、「第2次草津市地域福祉活動計画」が策定され、「子どもから高齢者まで一人ひとりが尊重され、暮らしの課題を他人ごととしない福祉の風土づくりに取り組みます。（地域福祉活動の周知・啓発）」「暮らしの課題を共有し、解決に向けて地域福祉力の向上と住民主体の地域福祉活動の発展をめざします。（地域福祉力の向上）」「住民どうしがふれあい、いきいきと楽しく活動するボランティアの輪をひろめ、絆が実感できるまちづくりを推進します。（ボランティア活動の充実と住民参加の仕組みづくり）」という3つの基本目標が定められました。

3 学区住民福祉活動計画の策定

平成 20 年度からは、学区社会福祉協議会（以下「学区社協」という。）と市社協とが協働※して、地域での福祉課題を明らかにし、問題の解決を図る仕組みをつくることにより、市社協の「地域福祉活動計画」の基本理念である『こころ温かく支えあい 住みつけたい 福祉のまち・くさつ』を具現化することを目的に、「住民福祉活動計画」の策定が進められ、平成 22 年度にはすべての学区社協で策定されました。

■各学区における「住民福祉活動」策定状況

年度	策定計画	学区
平成 20 年度	第 1 次計画策定	草津・渋川・老上・南笠東
平成 21 年度		志津南・玉川・笠縫・笠縫東
平成 22 年度		志津・大路・矢倉・山田・常盤
平成 25 年度	第 2 次計画策定	志津南
平成 26 年度		南笠東・山田

4 草津市協働のまちづくり条例の策定

草津市では、平成 20 年度に協働のまちづくりの理念を共有することを目的に「草津市協働のまちづくり指針」を策定しました。あわせてその具体化を図るため、平成 22 年度に草津市協働のまちづくり行動計画も策定しました。この計画では、市民と行政の連携をさらに深めた「新たなまちづくりの仕組み」として、町内会や自治連合会に地域の各種団体等を加えた「まちづくり協議会」が位置づけられました。

平成 24 年度にはすべての小学校区にまちづくり協議会が設立され、平成 26 年 7 月 1 日の「草津市協働のまちづくり条例」施行後、全 13 小学区のまちづくり協議会が、地域を代表する総合的な自治組織として認定されました。さらに、協働のまちづくりを進める中間支援組織として、草津市コミュニティ事業団と草津市社会福祉協議会（市社協）が指定されました。

現在は、平成 27 年 3 月に策定された「草津市協働のまちづくり推進計画」に基づき、協働のまちづくりが進められています。

5 草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画の策定

平成 22 年度には「草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」が策定され、10 月から地域での要援護者登録の取組が開始されました。平成 19 年 8 月に、厚生労働省社会・援護局より、災害時にも対応する要援護者対策として、地域における要援護者に関する情報の把握・共有、安否確認方法等を市町村計画に盛り込むよう通知が出されました。草津市においても、第 2 期計画から災害時要援護者対策を盛り込んでいます。

6 地域包括ケアシステムの推進

平成 23 年度に介護保険法が改正され、国・地方公共団体の責務として「地域包括ケアシステムの実現」を目指す方向性が打ち出されました。「地域包括ケアシステム」は、生活に支援が必要になっても、高齢者自らの意思に基づき、介護保険サービスをはじめ、適切な医療・介護・予防・住まい・生活支援等のサービスを利用し、住み慣れた地域や家庭で尊厳を持って自立した生活を送ることのできる仕組みのことです。これを受けた草津市では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）を展望しながら、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「草津市高齢者福祉計画・草津市介護保険事業計画（草津あんしんいきいきプラン）第 6 期計画」において「地域包括ケアシステム構築の推進」を基本目標の第一に掲げました。そこでは「自助・共助・公助」の観点から、行政だけでなく、高齢者自身やその家族、市民、団体、ボランティア、介護サービス事業所や医療機関など、関係する主体が力を合わせ、連携・協働※の下で地域づくりを進めています。

7 草津市生活困窮者自立支援制度について

平成 27 年 4 月 1 日に生活困窮者自立支援法が施行され、全国で生活保護に至る前段階の自立支援策が強化されることとなりました。草津市では、法施行に先立ち、平成 26 年度に生活困窮者自立支援モデル事業を実施し、平成 27 年度からは生活困窮者自立支援事業を実施しています。

くらしのサポートセンターを開設し、「自立相談支援」「住居確保給付金」「就労準備支援」「一時生活支援」「子どもの学習支援」に取り組んでいます。

このように、「草津市地域福祉計画」策定以降、学区社協による住民福祉活動計画など、地域での主体的な活動の基本となる計画等が策定されています。

3 計画の位置づけ

1) 計画の法的根拠

「第3期草津市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定による法定計画（市町村地域福祉計画）です。社会福祉法第107条では、計画に盛り込むべき事項が規定されています。また第4条では、地域住民や関係団体等の地域福祉の推進に関する努力義務について規定されています。

社会福祉法（抄）

【市町村地域福祉計画】

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【地域福祉の推進】

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2) 社会福祉法制定以降の国の通知

「第3期草津市地域福祉計画」は、社会福祉法だけでなく、平成19年、平成26年に国から出された通知に規定されている、「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」を踏まえるものとします。

【平成19年】

「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」

- ア 要援護者の把握に関する事項
- イ 要援護者情報の共有に関する事項
- ウ 要援護者の支援に関する事項

【平成26年】

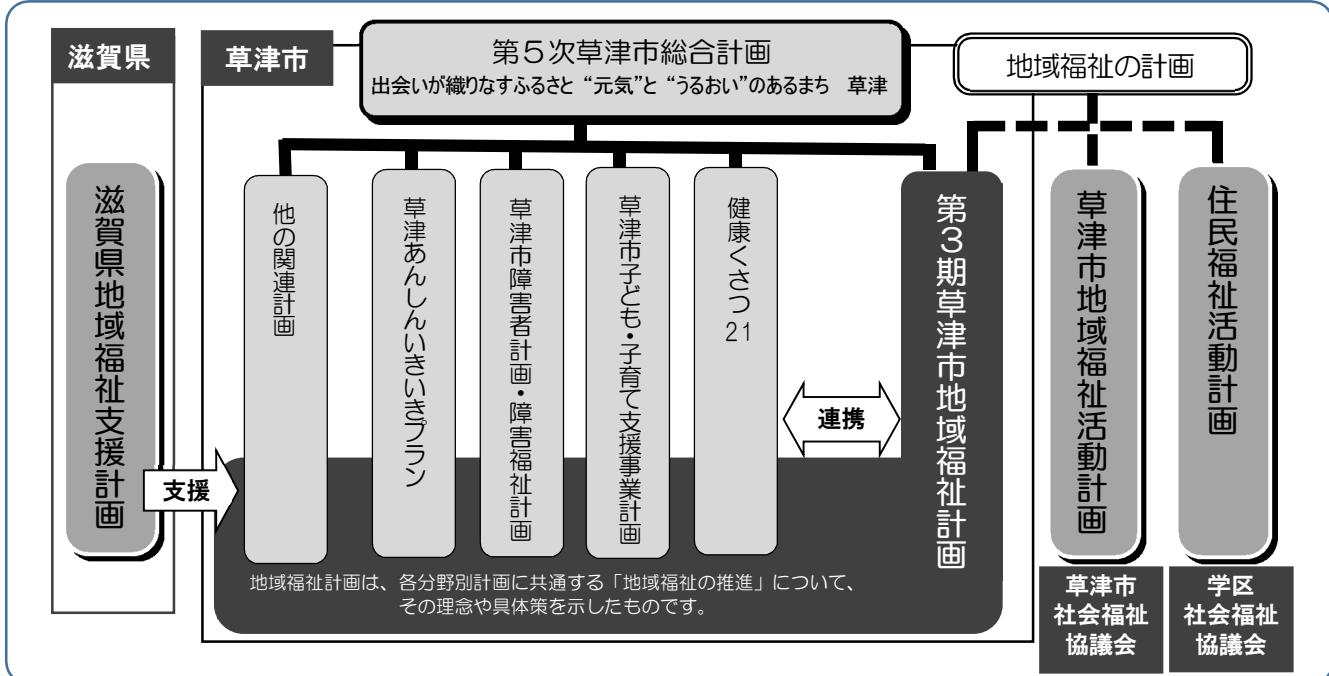
「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」

- 1 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉政策との連携に関する事項
- 2 生活困窮者の把握等に関する事項
- 3 生活困窮者自立支援に関する事項

3) 他計画との関係

「第3期草津市地域福祉計画」は、「第5次草津市総合計画」を上位計画とし、各種関連計画との整合を図りながら策定したものです。

■「第3期草津市地域福祉計画」と他計画との関係



1 「第5次草津市総合計画」との関係

草津市では、平成22年3月に市政の基本となる「第5次草津市総合計画」を策定しました。この総合計画では、中長期的な視野の下に総合的かつ計画的な行政運営を行い、「活力と魅力のある草津」を創出していくため、『出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”的あるまち 草津』を将来のまちの姿として掲げています。また、基本構想において、地域福祉は4つのまちづくりの基本方向のうち『「安心」が得られるまちへ』において、「誰もが住み慣れた地域でその人らしく自立し、心豊かな生活を安心して送ることができるよう、地域社会の様々な担い手の力を集めて、ともに生き、支え合う社会づくりを進めます。」と方向を示しています。このように、「第3期草津市地域福祉計画」は、「第5次草津市総合計画」を上位計画とし、基本構想で掲げるまちづくりの基本方向の1つである『「安心」が得られるまちへ』を実現するための計画としての性格を持ちます。

2 個別の分野別計画との関係

「第3期草津市地域福祉計画」は、草津市が目標とする地域像を実現するために、地域福祉を推進させる基本的方向性を示し、各保健・福祉の分野別計画に共通する地域福祉関連施策や、各分野別計画に含まれない施策について、その取組を示すものです。市の地域福祉の推進において中核的な役割を担い、他の分野別計画とともに豊かな地域福祉の実現を目指します。

3 草津市社会福祉協議会の計画との関係

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられています。草津市社会福祉協議会（市社協）は、住民による地域福祉活動を支援するため、平成20年1月に、『こころ温かく支えあい 住みつづけたい 福祉のまち・くさつ』を基本理念とした「草津市地域福祉活動計画」を策定、あわせて平成24年3月には、第1次計画を引き継ぐ形で「第2次草津市地域福祉活動計画」を策定しています。「第3期草津市地域福祉計画」は、市社協の計画と相互に補完し、連携・役割分担しながら、草津市の福祉のまちづくりを推進します。

4 学区社会福祉協議会の計画との関係

平成20年度以降、学区社協においても「住民福祉活動計画」が策定されています。住民福祉活動計画は、民生委員児童委員協議会や各種福祉団体、地域団体やボランティアなど学区社協を構成する（学区によって構成は異なる）団体が力を合わせて、各学区の住民福祉活動を進める計画です。

また、住民福祉活動計画は、市社協が策定した「地域福祉活動計画」の基本理念を踏まえて策定されています。

4 計画の期間

「第3期草津市地域福祉計画」の期間は、平成28年度から平成32年度の5年間とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。

■「第3期草津市地域福祉計画」および関連計画の期間

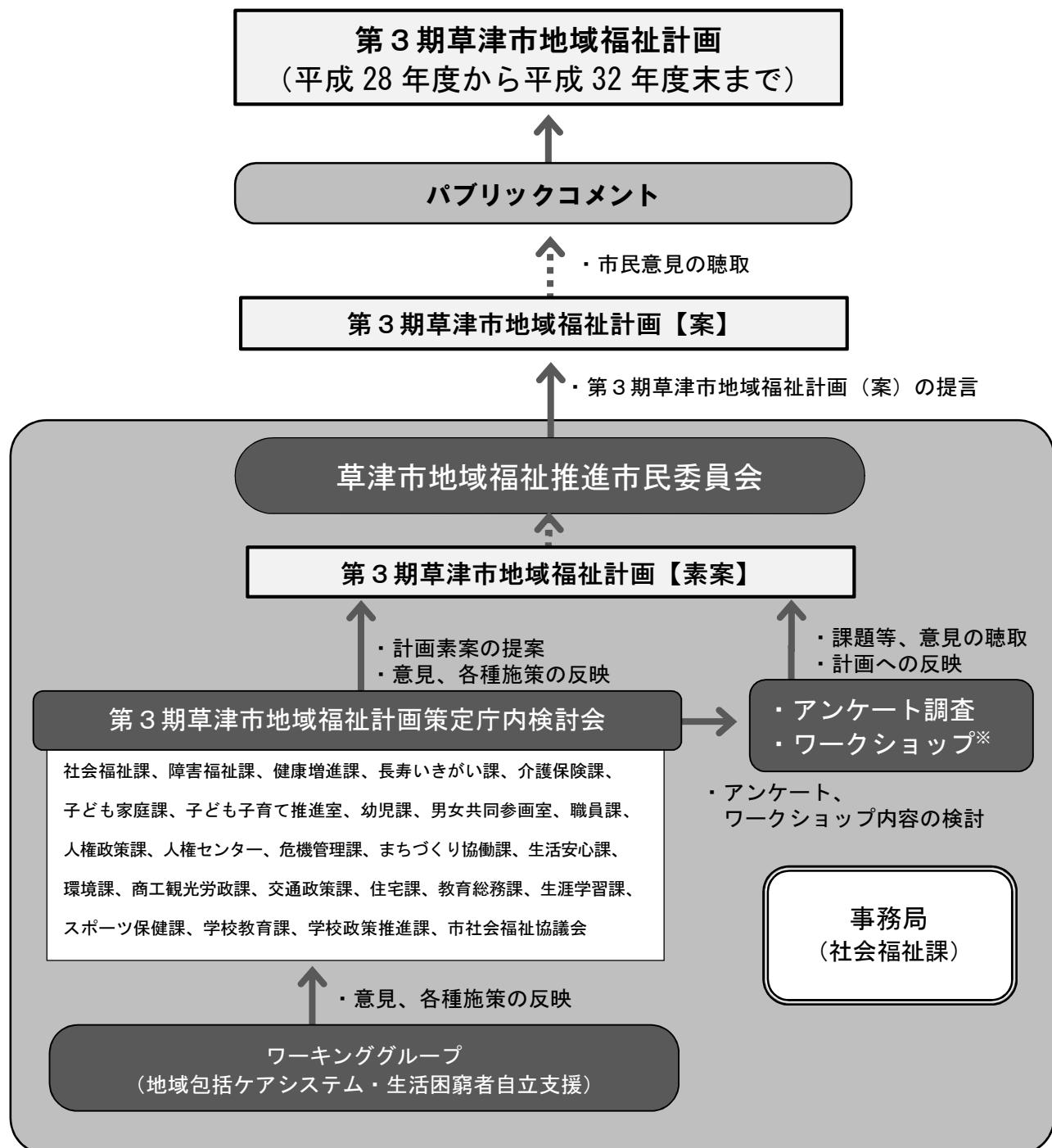
計画名	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
草津市総合計画											
	第5次計画 (H22~32)										
	第1期										
	第2期 (H25~28)										
	第3期 (H29~32)										
草津市地域福祉計画											
	第2期 (H23~27)										
	第3期 (H28~32)										
草津市地域福祉活動計画 (草津市社会福祉協議会)											
	第1次										
	第2次 (H24~28)										
	第3次 (H29~33)										
草津あんしんいきいきプラン											
	第4期										
	第5期 (H24~26)										
	第6期 (H27~29)										
	第7期 (H30~32)										
草津市障害者計画											
	前期 計画										
	後期計画 (H24~29)										
草津市障害福祉計画											
	第2期										
	第3期 (H24~26)										
	第4期 (H27~29)										
草津市次世代育成 支援対策地域行動計画											
	後期計画 (H22~26)										
草津市子ども・子育て 支援事業計画											
	(H27~31)										
健康くさつ21											
	第1次										
	第2次 (H25~34)										

5 計画の策定方法

1) 策定の流れ

「第3期草津市地域福祉計画」の策定にあたっては、市民参画の下「草津市地域福祉推進市民委員会」において審議するとともに、関係各課の職員からなる「第3期草津市地域福祉計画策定庁内検討会」において素案づくりや意見調整等を行いました。

■計画の策定体制



2) 市民参加の取組

1 福祉関係者アンケート調査

草津市では、第5次総合計画策定のための「草津市まちづくりに関する市民意識調査」や「草津市子ども・子育て支援事業計画」策定のための各種アンケート調査、「草津あんしんいきいきプラン 第6期計画」策定のための高齢者保健福祉に関するアンケート調査など、福祉関係の調査が近年行われてきました。「第3期草津市地域福祉計画」策定にあたっては、これら既存の調査結果を活用するとともに、福祉関係者を対象に地域福祉推進についての評価を把握するためのアンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の実施概要・調査結果については、第2章（21～28 ページ）に掲載しています。】

2 福祉関係者ワークショップ*

「第3期草津市地域福祉計画」策定にあたり、福祉関係者の方々が今後草津市ではどんなことができるのか、何をしなければいけないのかを考えるため、具体的な取組についての検討をワークショップ方式で行いました。

【ワークショップの実施概要・結果については、第2章（29～34 ページ）に掲載しています。】

3 パブリックコメントの実施

草津市では、「パブリックコメント制度」について要綱を定め、平成17年から「パブリックコメント」を実施しています。「パブリックコメント」とは、市政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案にかかる政策の趣旨、内容等の必要な事項を市民等に公表し、これらについて提出された市民等の意見、情報および専門的な知識を反映させる機会を確保する手続きのことをいいます。

「第3期草津市地域福祉計画」についても、この制度に基づき、パブリックコメントを実施しました。

第2章

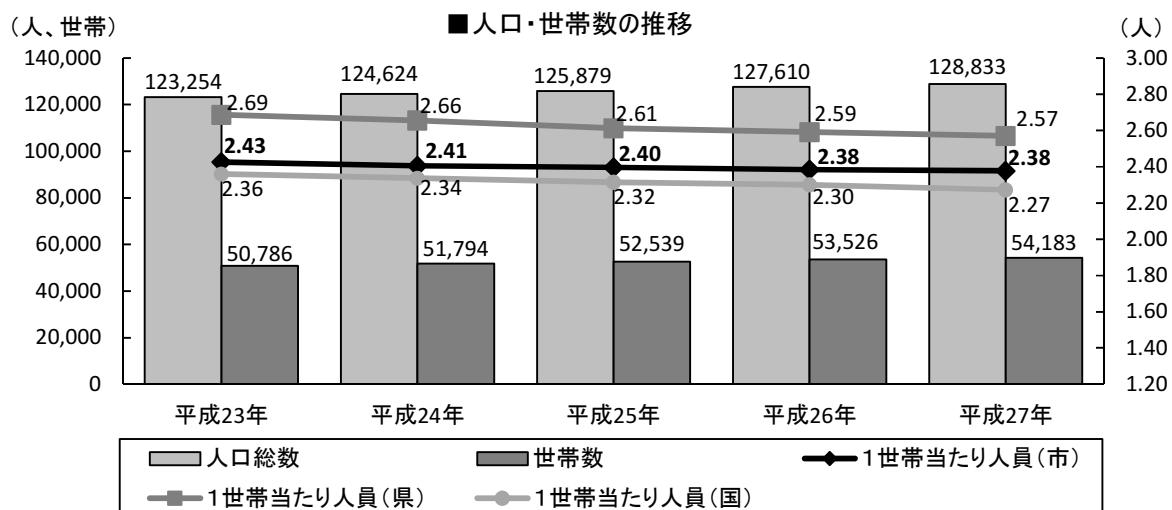
草津市の現状と課題

1 草津市の現状

1) 統計からみる草津市の状況

1 総人口および総世帯数の推移

総人口、世帯数は、いずれも平成23年から平成27年にかけて毎年増加しており、平成27年3月末には総人口が128,833人、世帯数が54,183世帯となっています。一方で、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成27年には2.38人と、世帯規模の縮小がうかがえます。平成27年現在、県は2.57、国は2.27となっており、草津市は国よりも多く、県よりも少なくなっています。



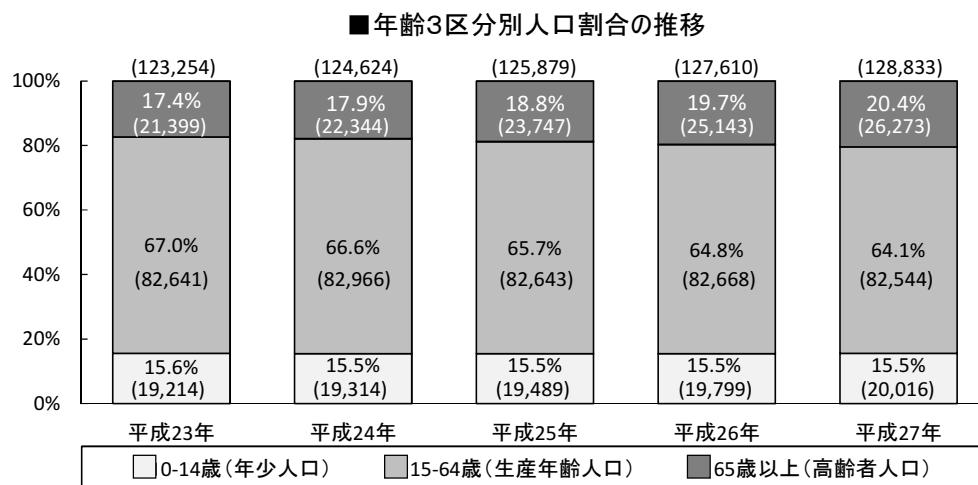
資料：住民基本台帳

(草津市) 各年3月31日時点

(県・国) 平成23～25年は3月31日時点、平成26・27年は1月1日時点

2 人口構成比の推移

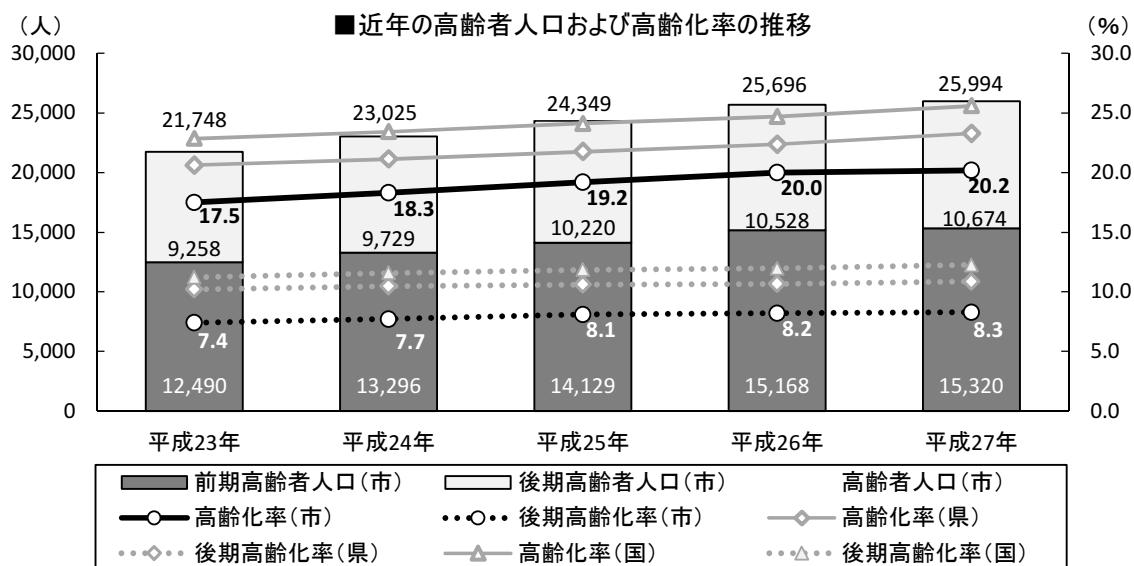
年齢3区分別人口割合の推移をみると、0-14歳（年少人口）については概ね横ばいに推移しており、15-64歳（生産年齢人口）については年々減少、65歳以上（高齢者人口）については年々増加しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末）

3 高齢者人口および高齢化率※の推移

近年の高齢者人口の推移みると、65-74歳（前期高齢者）、75歳以上（後期高齢者）のいずれも人口は増加し続けており、総人口に対する割合も年々増加傾向となっていますが、高齢化率は平成27年1月1日現在で20.2%、後期高齢化率は8.3%と、ともに県や国よりも低くなっています。

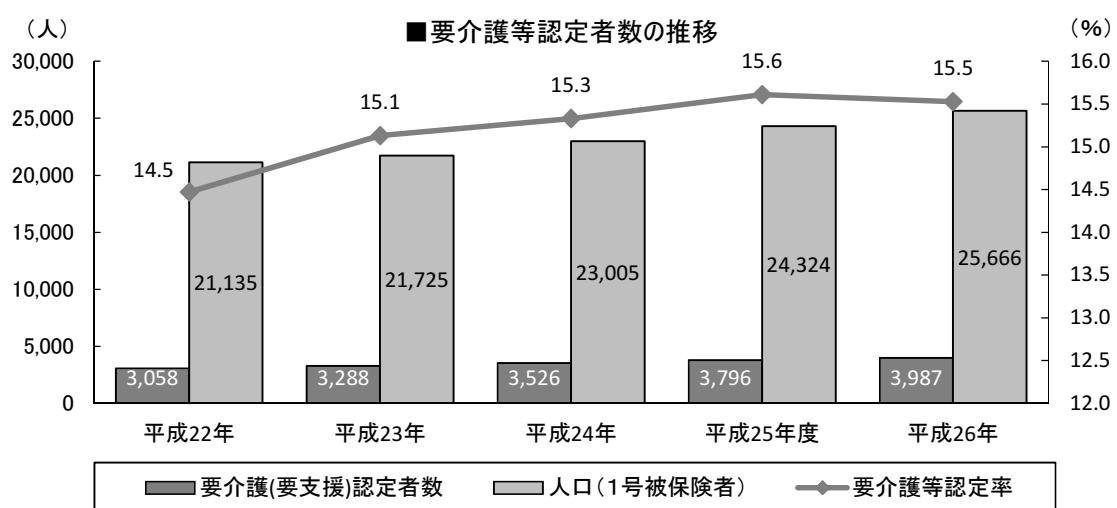


資料：住民基本台帳

(草津市) 平成23~26年は10月1日時点、平成27年は1月1日時点
(県・国) 平成23~25年は3月31日時点、平成26・27年は1月1日時点

4 要介護等認定者数の推移

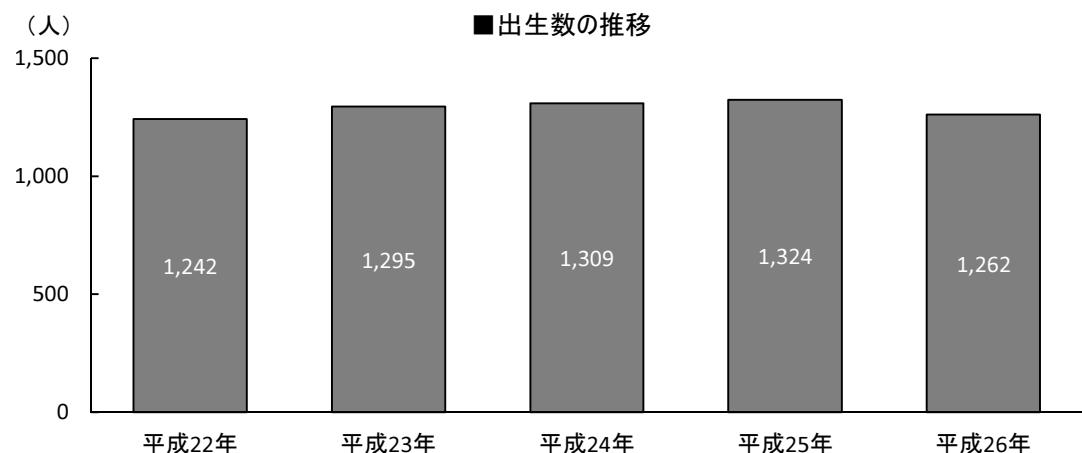
高齢者の人口増加に伴い、要介護（要支援）認定者数が増加しています。1号被保険者のうち要介護（要支援）認定者が占める割合についてみると、平成26年にわずかに減少がみられるものの年々増加していることがわかります。



資料：介護保険事業状況報告（年報）（各年9月末）

5 出生数の推移

出生数は、平成 22 年から平成 26 年にかけてほぼ横ばいとなっており、概ね 1,300 人前後で推移しています。

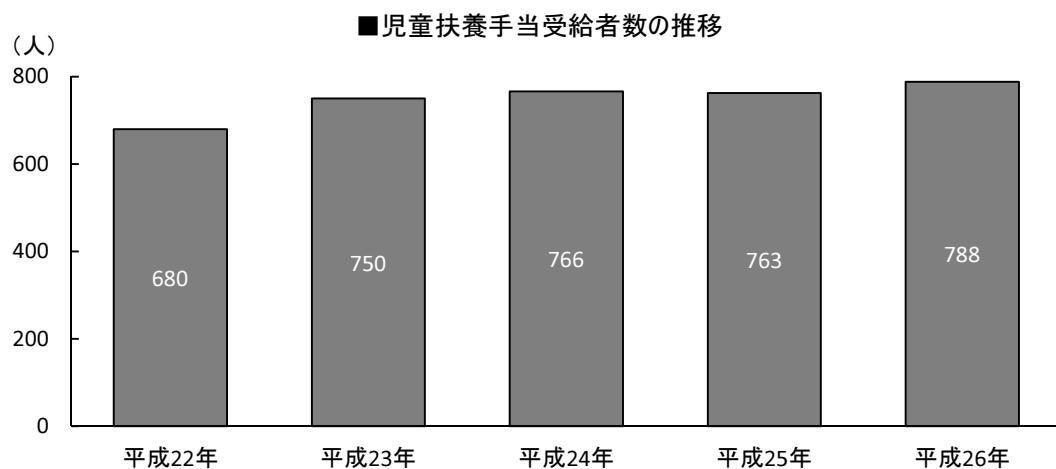


資料：住民基本台帳

6 ひとり親世帯の推移

ひとり親家庭等に対して支給している児童扶養手当については、平成 25 年を除いて年々、増加しています。

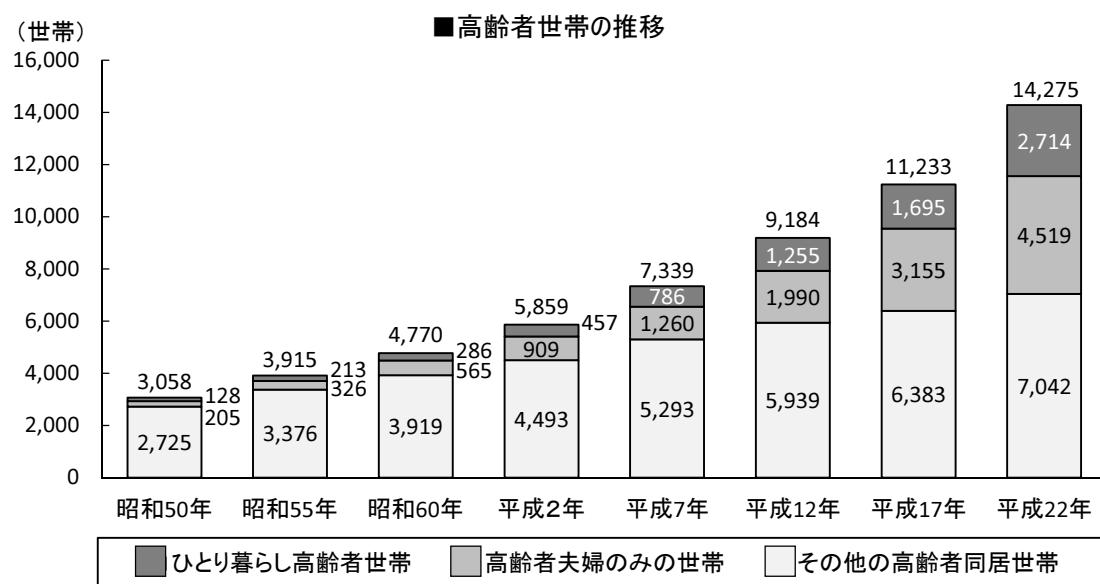
また、平成 22 年（父子家庭への支給）、平成 24 年（配偶者からの暴力での保護命令）、平成 26 年（公的年金との差額支給）に制度改正が行われています。



資料：福祉行政報告例 61 表(各年 9 月)

7 高齢者世帯の推移

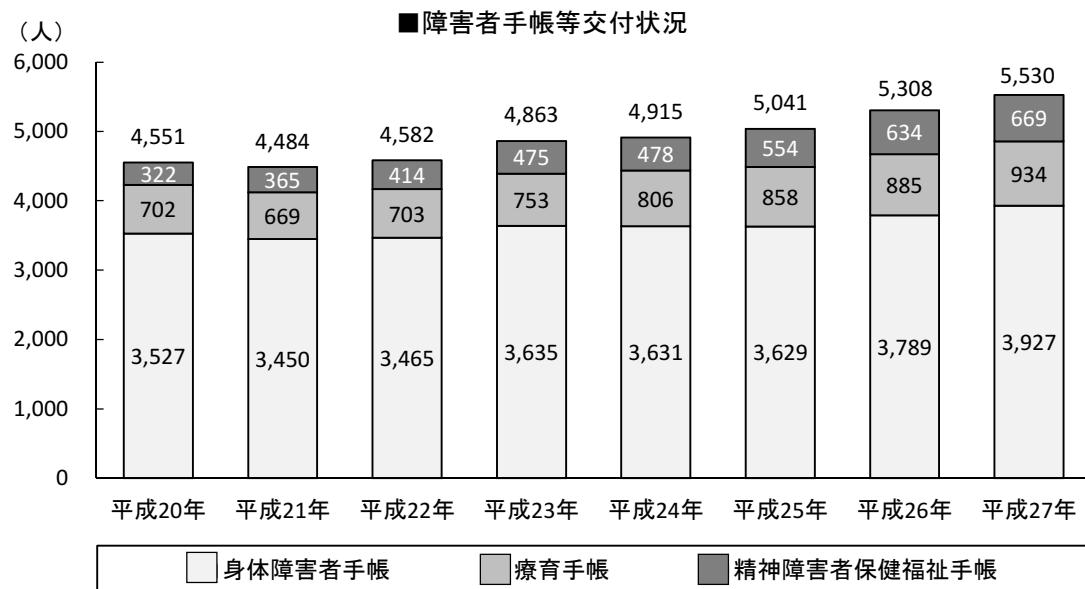
高齢者世帯の推移をみると、平成 22 年 10 月 1 日現在で、65 歳以上の高齢者のいる世帯数は、平成 17 年から大きく増加しています。高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみの世帯（夫婦のいずれかが 65 歳以上）においていずれも大きな増加がみられます。



資料：国勢調査

8 障害者手帳所持者数の推移

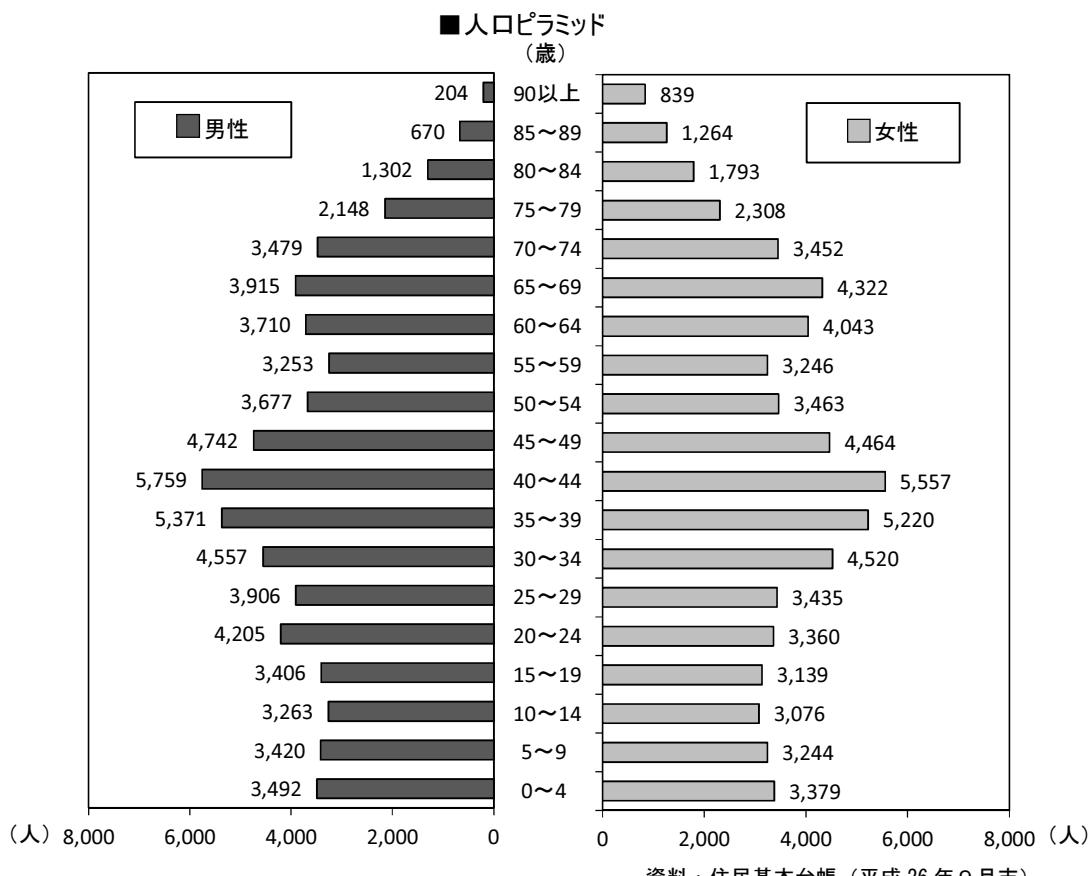
障害者手帳所持者数の推移をみると、年々増加しており、平成 27 年には 5,530 人となっています。療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 21 年以降、いずれも毎年増加しています。



資料：障害福祉課（各年 3 月末）

9 性別年齢5歳階級別人口構成

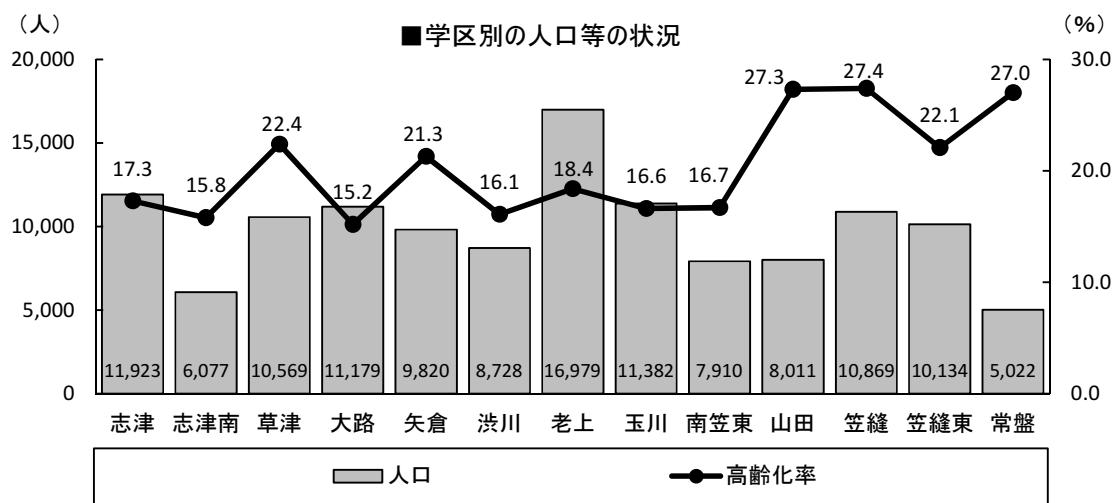
人口ピラミッドをみると、働き盛りの30代後半から40代前半の人口が男女ともに最も多くなっています。



資料：住民基本台帳（平成26年9月末）

10 学区別的人口等の状況

人口の状況を学区別にみると、老上が16,979人と最も規模が大きく、常盤が5,022人で最も小さくなっています。高齢化率※をみると、笠縫、山田、常盤が27%台と高くなっています。学区再編のあった志津南や草津駅周辺の大路は15%台と低く、全国値の24.1%（平成25年10月1日現在）を大きく下回っています。



資料：住民基本台帳（平成26年9月末）

2) 福祉関係者アンケート調査からみる草津市の状況

■実施概要

- ・調査地域：草津市全域
- ・調査対象者：まちづくり協議会関連団体、学区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、社会福祉関係団体などの関係者
- ・調査期間：平成27年7月17日（金）～平成27年7月31日（金）
- ・調査方法：直接配付・郵送による回収

調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
691部	523部	75.7%

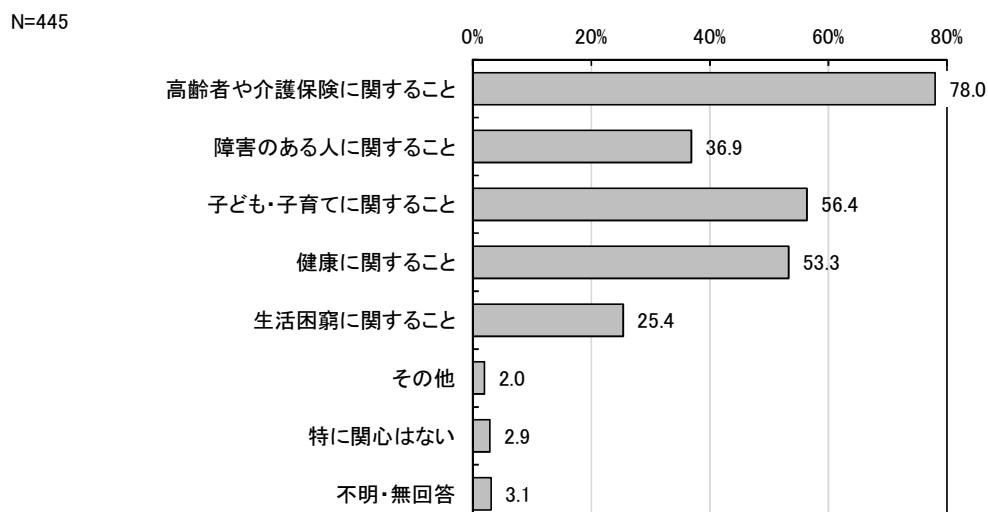
- ・回答者内訳：

A:住んでいる場所と活動されている場所が同じ方	B:住んでいる場所と活動されている場所が異なる方	不明・無回答
445人	51人	27人

※各地域に関する設問は、「A:住んでいる場所と活動されている場所が同じ方」のみにうかがっています。

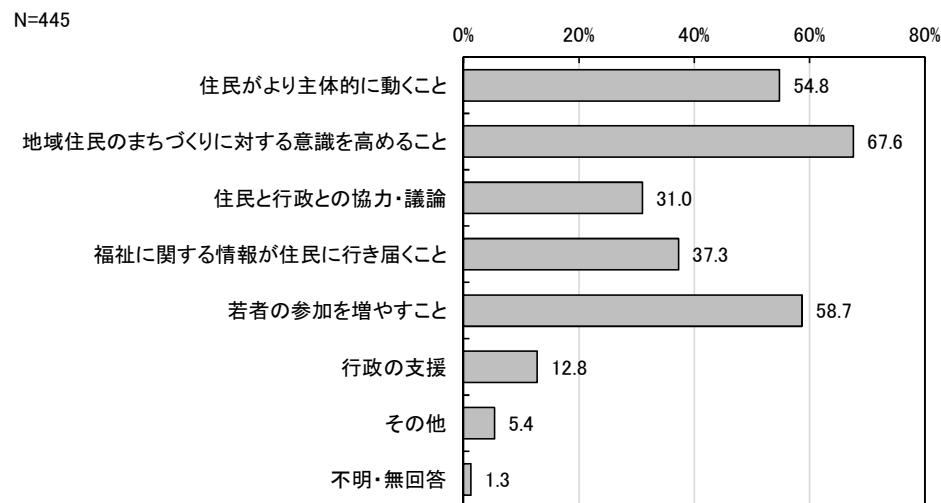
1 地域の福祉課題のうち、関心のある分野〈複数回答〉

地域の福祉課題のうち、関心のある分野についてみると、「高齢者や介護保険に関すること」が78.0%と最も高く、次いで「子ども・子育てに関すること」が56.4%、「健康に関すること」が53.3%となっています。



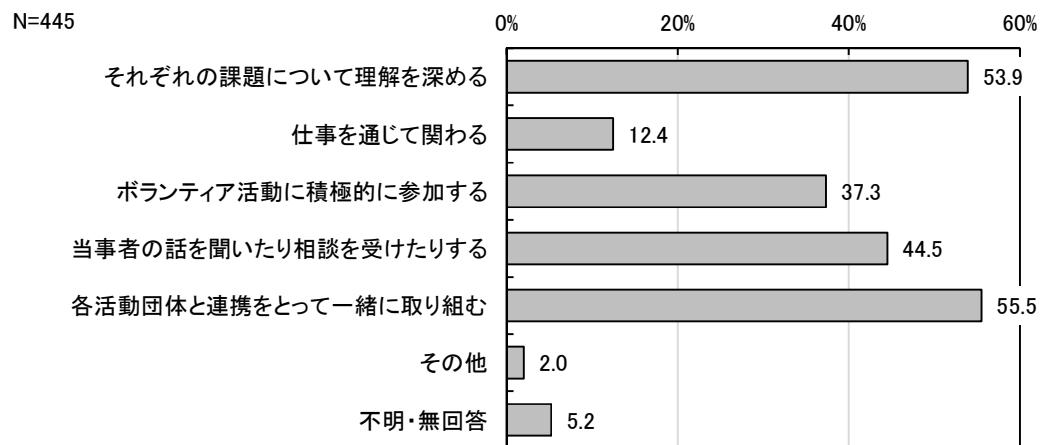
2 自分が住んでいる地域の活動や行事をより活発にするためには、何が必要だと思うか〈複数回答〉

自分が住んでいる地域の活動や行事をより活発にするためには、何が必要だと思うかについてみると、「地域住民のまちづくりに対する意識を高めること」が67.6%と最も高く、次いで「若者の参加を増やすこと」が58.7%、「住民がより主体的に動くこと」が54.8%となっています。



3 地域で生じている様々な福祉課題に対し、地域でどのような関わりができると思うか〈複数回答〉

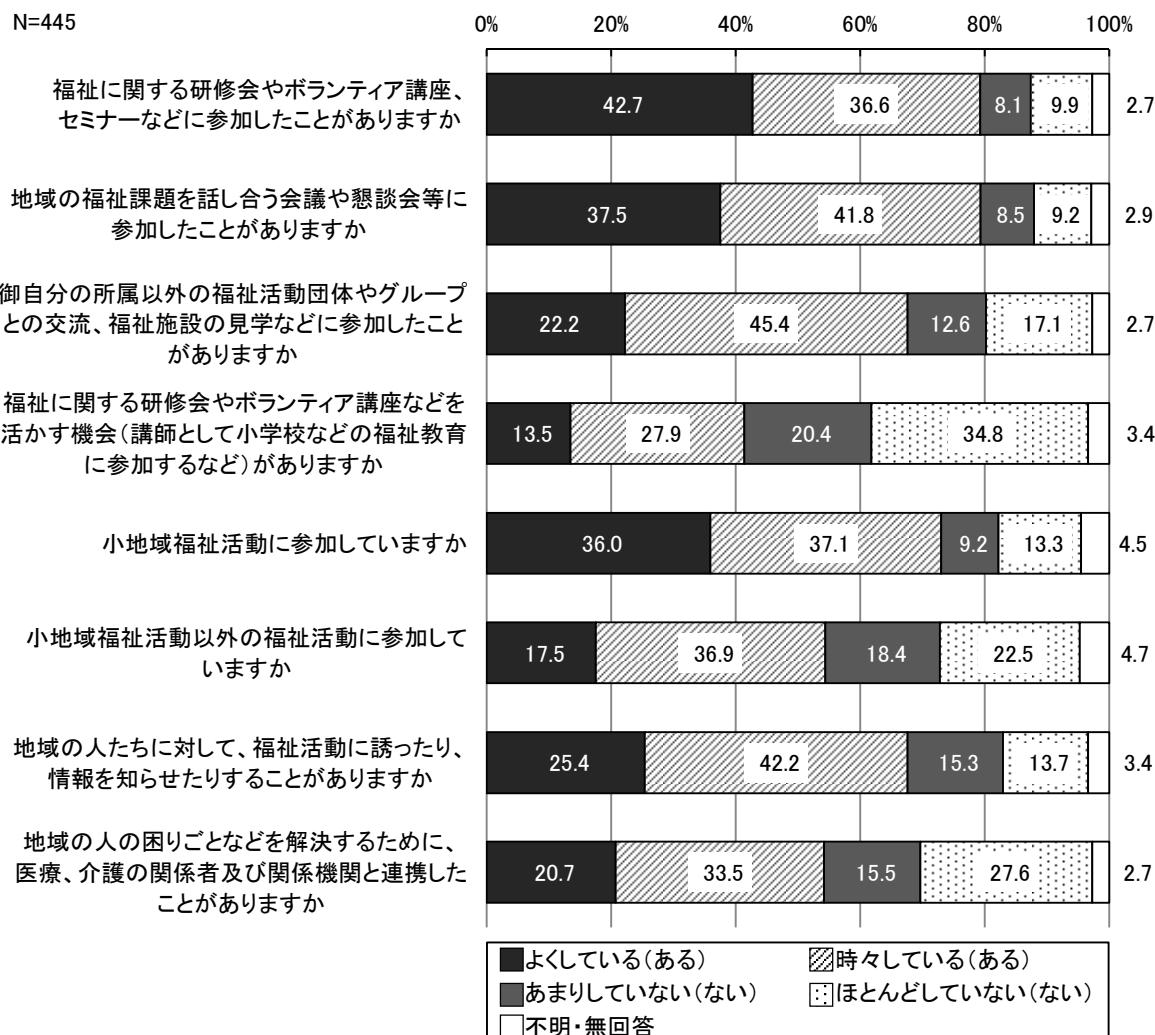
地域で生じている様々な福祉課題に対し、地域でどのような関わりができると思うかについてみると、「各活動団体と連携をとって一緒に取り組む」が55.5%と最も高く、次いで「当事者の話を聞いたり相談を受けたりする」が44.5%、「ボランティア活動に積極的に参加する」が37.3%となっています。



4 地域や福祉に関する行動〈単数回答〉

地域や福祉に関する行動についてみると、『している（ある）』（「よくしている（ある）」と「時々している（ある）」の合計）は「福祉に関する研修会やボランティア講座、セミナーなどに参加したことありますか」「地域の福祉課題を話し合う会議や懇談会等に参加したことありますか」がともに79.3%と最も高く、次いで「小地域福祉活動に参加していますか」が73.1%となっています。

『していない（ない）』（「あまりしていない（ない）」と「ほとんどしていない（ない）」の合計）は「福祉に関する研修会やボランティア講座などを活かす機会（講師として小学校などの福祉教育に参加するなど）がありますか」が55.2%と最も高く、次いで「地域の人の困りごとなどを解決するために、医療、介護の関係者及び関係機関と連携したことがありますか」が43.1%、「小地域福祉活動以外の福祉活動に参加していますか」が40.9%となっています。



「あまりしていない（ない）」または「ほとんどしていない（ない）」理由についてみると、『福祉に関する研修会やボランティア講座などを活かす機会（講師として小学校などの福祉教育に参加するなど）がありますか』と『地域の人の困りごとなどを解決するために、医療、介護の関係者及び関係機関と連携したことがありますか』を除くすべての活動、行動において「仕事の都合で時間が取れないから」の割合が最も高くなっています。

■「あまりしていない（ない）」または「ほとんどしていない（ない）」を選んだ方の理由

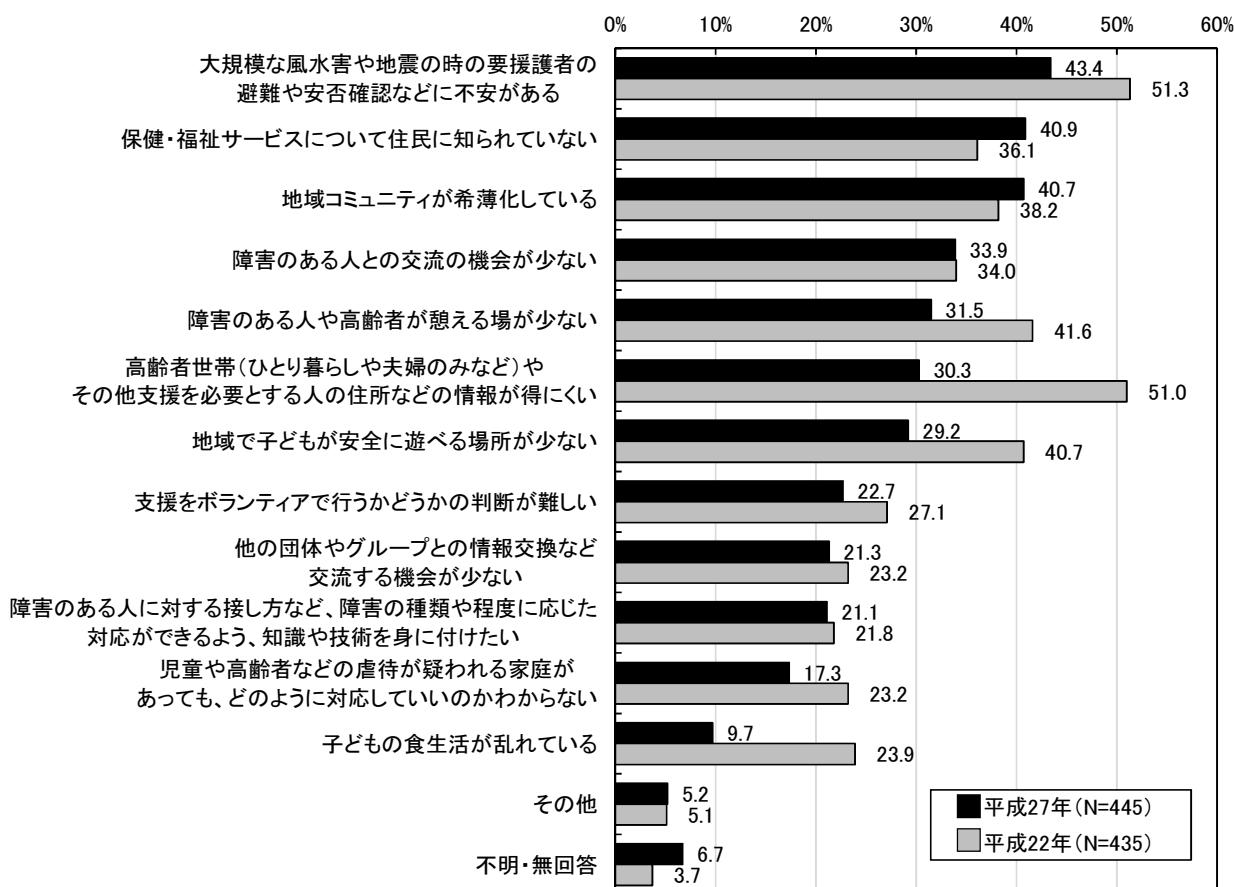
上段:件数、下段:%

	興味・関心がない（少ない）から	仕事の都合で時間が取れないから	優家先事して育児・育児・から家族団らんなどの時間を	趣味や自分の時間を優先しているから	金銭的な余裕がないから	一緒に参加する仲間がないから	からなめ、活動するようための情報が得られないから	参加・活動をするきっかけがないから	身近に活動の場がないから	その他	不明・無回答
福祉に関する研修会やボランティア講座、セミナーなどに参加したことがありますか。 (N=80)	7 8.8	38 47.5	5 6.3	5 6.3	0 0.0	2 2.5	4 5.0	10 12.5	0 0.0	6 7.5	3 3.8
地域の福祉課題を話し合う会議や懇談会等に参加したことがありますか。 (N=79)	5 6.3	36 45.6	4 5.1	2 2.5	0 0.0	1 1.3	6 7.6	11 13.9	6 7.6	5 6.3	3 3.8
御自分の所属以外の福祉活動団体やグループとの交流、福祉施設の見学などに参加したことがありますか。 (N=132)	14 10.6	43 32.6	6 4.5	5 3.8	0 0.0	1 0.8	12 9.1	30 22.7	3 2.3	9 6.8	9 6.8
福祉に関する研修会やボランティア講座などを活かす機会（講師として小学校などの福祉教育に参加するなど）がありますか。 (N=246)	14 5.7	56 22.8	5 2.0	12 4.9	0 0.0	3 1.2	26 10.6	68 27.6	11 4.5	29 11.8	22 8.9
小地域福祉活動に参加していますか。 (N=100)	8 8.0	35 35.0	4 4.0	4 4.0	0 0.0	2 2.0	9 9.0	19 19.0	5 5.0	8 8.0	6 6.0
小地域福祉活動以外の福祉活動に参加していますか。 (N=182)	10 5.5	55 30.2	8 4.4	10 5.5	0 0.0	3 1.6	18 9.9	41 22.5	12 6.6	9 4.9	16 8.8
地域の人たちに対して、福祉活動に誘ったり、情報を知らせたりすることができますか。 (N=129)	11 8.5	37 28.7	2 1.6	3 2.3	0 0.0	4 3.1	19 14.7	28 21.7	4 3.1	10 7.8	11 8.5
地域の人の困りごとなどを解決するために、医療、介護の関係者及び関係機関と連携したことがありますか。 (N=192)	11 5.7	35 18.2	2 1.0	8 4.2	0 0.0	1 0.5	23 12.0	53 27.6	26 13.5	23 12.0	10 5.2

5 【経年比較】地域で活動する中で、住民の福祉に関して課題と感じていること〈複数回答〉

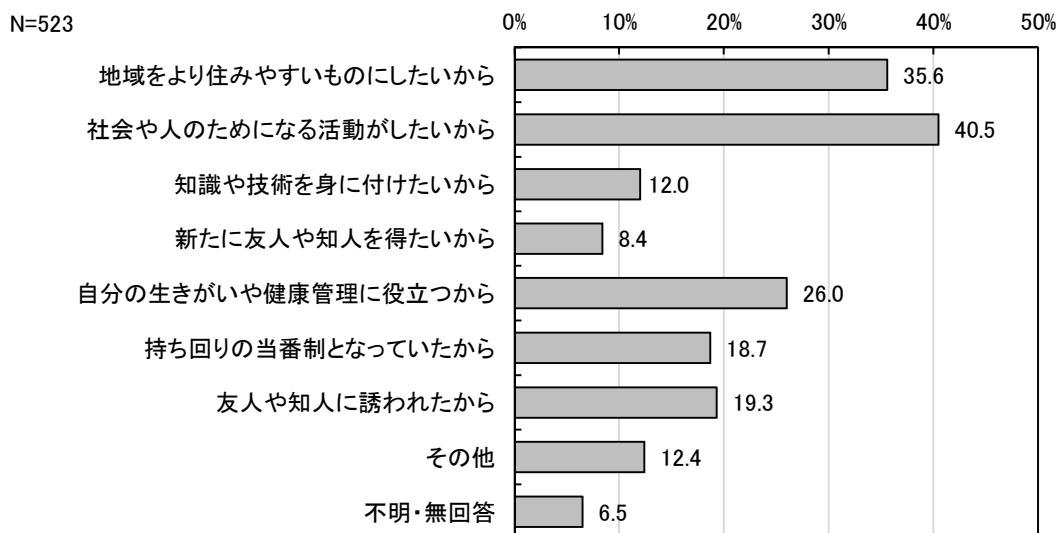
地域で活動する中で、住民の福祉に関して課題と感じていることについてみると、「大規模な風水害や地震の時の要援護者の避難や安否確認などに不安がある」が43.4%と最も高く、次いで「保健・福祉サービスについて住民に知られていない」が40.9%、「地域コミュニティが希薄化している」が40.7%となっています。

平成22年の調査結果と比較してみると、課題と感じていると答えている割合が高くなっているのは「保健・福祉サービスについて住民に知られていない」「地域コミュニティが希薄化している」の2項目のみとなっています。



6 福祉に関する仕事や活動をはじめたきっかけ 〈複数回答〉

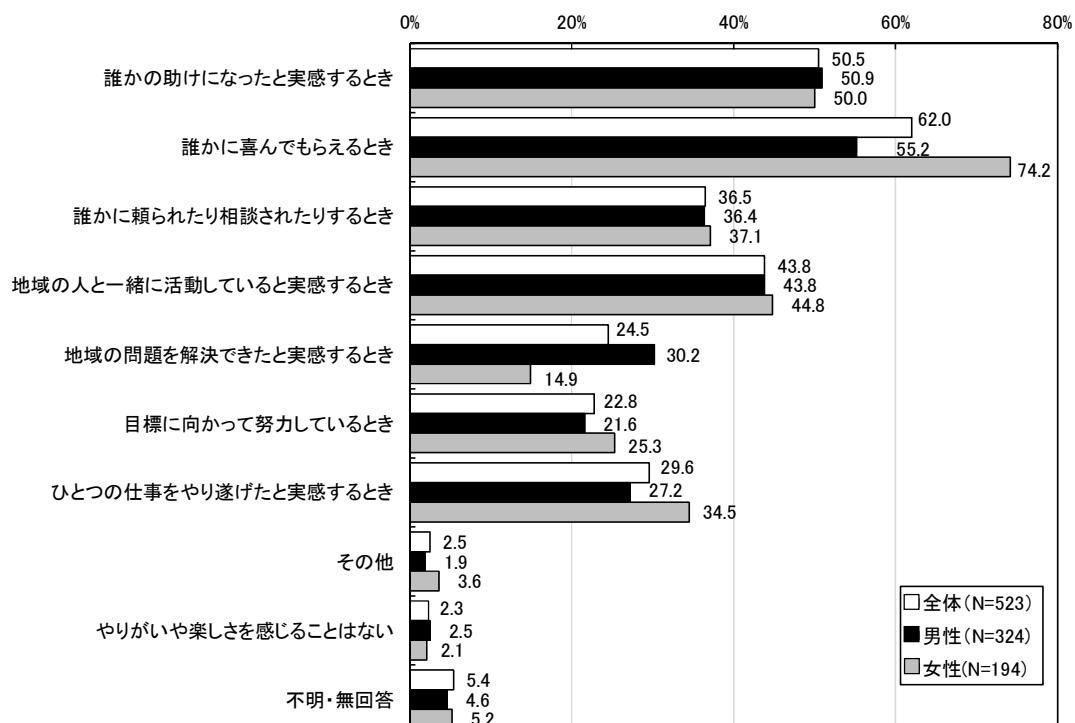
福祉に関する仕事や活動をはじめたきっかけについてみると、「社会や人のためになる活動がしたいから」が40.5%と最も高く、次いで「地域をより住みやすいものにしたいから」が35.6%、「自分の生きがいや健康管理に役立つから」が26.0%となっています。



7 【性別比較】仕事や活動のやりがいや楽しさを感じるとき 〈複数回答〉

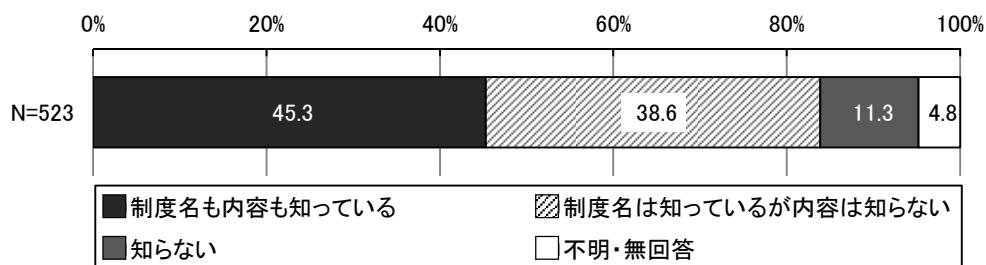
仕事や活動のやりがいや楽しさを感じるときについてみると、「誰かに喜んでもらえるとき」が62.0%と最も高く、次いで「誰かの助けになったと実感するとき」が50.5%、「地域の人と一緒に活動していると実感するとき」が43.8%となっています。

男性の場合は、「地域の問題を解決できたと実感するとき」が女性よりも高く、女性の場合は、「誰かに喜んでもらえるとき」が男性よりも高くなっています。



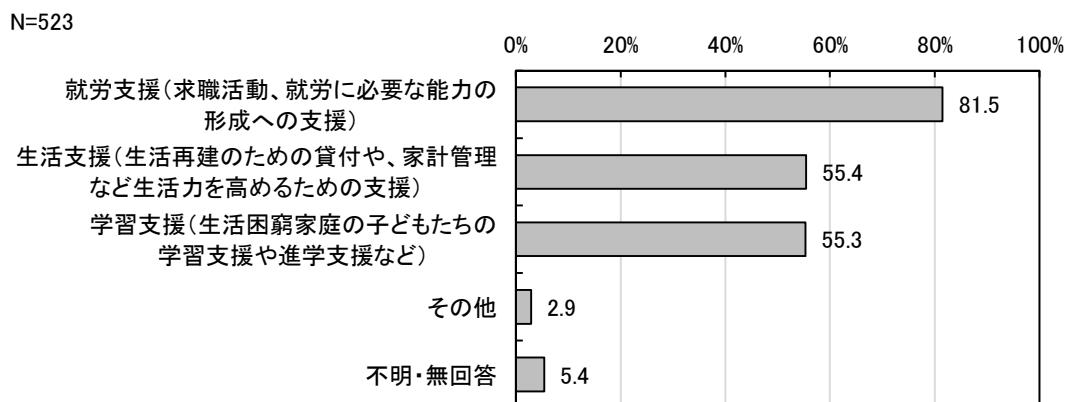
8 「生活困窮者自立支援制度」について知っているか〈単数回答〉

「生活困窮者自立支援制度」について知っているかについてみると、「制度名も内容も知っている」が45.3%と最も高く、次いで「制度名は知っているが内容は知らない」が38.6%となっています。



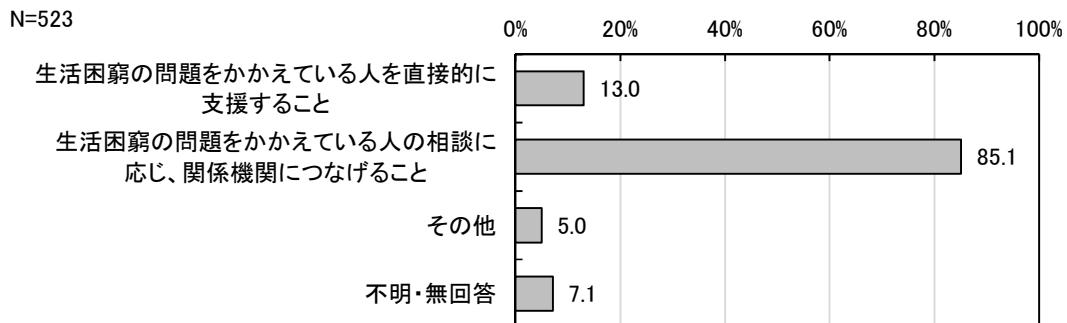
9 生活困窮の問題や支援制度について、具体的にどのような支援が最も必要だと思うか〈複数回答〉

生活困窮の問題や支援制度について、具体的にどのような支援が最も必要だと思うかについてみると、「就労支援（求職活動、就労に必要な能力の形成への支援）」が81.5%と最も高く、次いで「生活支援（生活再建のための貸付や、家計管理など生活力を高めるための支援）」が55.4%、「学習支援（生活困窮家庭の子どもたちの学習支援や進学支援など）」が55.3%となっています。



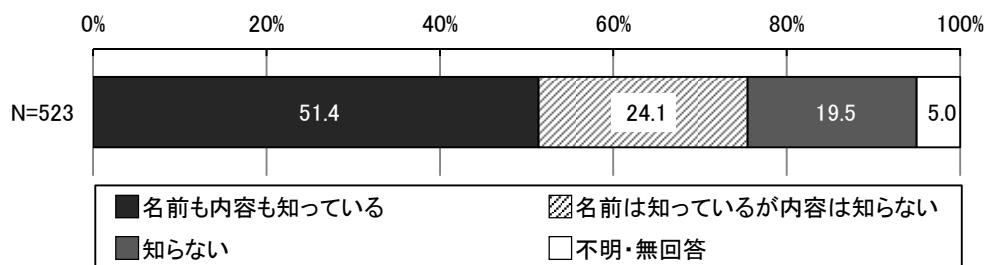
10 生活困窮者に対し地域でできることは何だと思うか〈複数回答〉

生活困窮者に対し地域でできることは何だと思うかについてみると、「生活困窮の問題をかかえている人の相談に応じ、関係機関につなげること」が85.1%と最も高く、次いで「生活困窮の問題をかかえている人を直接的に支援すること」が13.0%となっています。



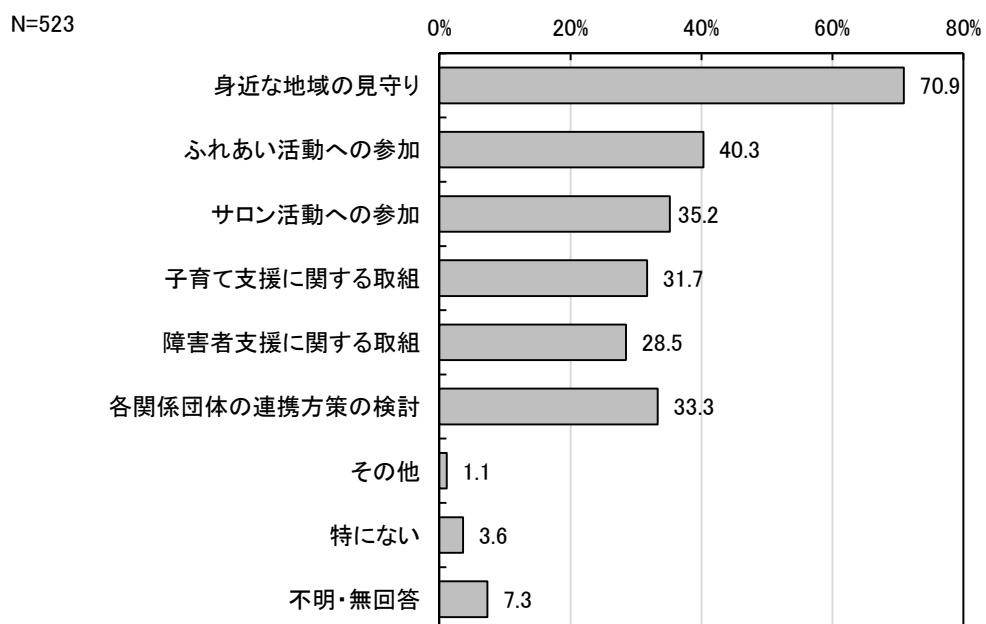
11 「地域包括ケアシステム」について知っているか〈単数回答〉

「地域包括ケアシステム」について知っているかについてみると、「名前も内容も知っている」が51.4%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らない」が24.1%となっています。



12 地域包括ケアシステムの構築に向けて、どのような取組ができると思うか〈複数回答〉

地域包括ケアシステムの構築に向けて、どのような取組ができると思うかについてみると、「身近な地域の見守り」が70.9%と最も高く、次いで「ふれあい活動への参加」が40.3%、「サロン活動への参加」が35.2%、「各関係団体の連携方策の検討」が33.3%となっています。



3) ワークショップ*からみる草津市の状況

1 実施概要

■参加者

学区まちづくり協議会、町内会、学区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、主任児童委員連絡会、草津市精神障害者家族会ひまわりの会、草津市身体障害者更生会、草津手をつなぐ育成会、草津市心身障害児者連絡協議会、草津市視覚障害者協会、草津市肢体不自由児者父母の会、草津市ボランティア連絡協議会、応募の市民、草津市地域福祉推進市民委員、企業組合労協センター事業団、青年会議所、草津市コミュニティ事業団、草津市社会福祉協議会、長寿いきがい課、地域包括支援センター※、障害福祉課、子ども家庭課、社会福祉課

■開催日等

	開催日	開催時間	開催場所	参加人数	グループ数
1日目	8月19日(水)	午後6時～ 午後8時	草津市役所2階 特大会議室	77人	13グループ
2日目	8月20日(木)			71人	12グループ

■1日目のプログラム

あいさつ	5分	開会のあいさつ
オリエンテーション	10分	①地域福祉についての説明 ②草津の現状についての説明
講演	40分	「地域包括ケアシステム」の考え方と 福祉と地域のかかわりに関する講演
グループワーク	60分	地域にある資源や取組について 今ない資源・あればよいと思う取組について
閉会	3分	閉会のあいさつ

■2日目のプログラム

あいさつ	5分	開会のあいさつ
状況付与 シナリオ確認	10分	具体的なシチュエーションをもとに話し合いを進めため、各グループで与えられた課題を確認
グループワーク	60分	地域にある資源や取組ができる支援について 今後必要と考えられる支援について
意見発表・共有	20分	各グループの意見発表・共有
閉会	3分	閉会のあいさつ

2 1日目のグループワークの結果

草津市における「地域」には様々なレベルがあり、各レベルにおいて役割や地域福祉活動の際に求められる役割は異なる、という考え方の下、「地域」を以下の4層に分けて、それぞれの「地域」における取組や地域資源について話し合いました。

■草津市の地域福祉活動圏域イメージ

地域 レベル	各地域 レベル の 考え方
第4層 町内会	お互いに顔のみえる、市民に最も身近な組織がある範囲。ゴミ出しや防災の取組など、生活に密着した活動を行う層。
第3層 小学校区	学区まちづくり協議会・社会福祉協議会の活動範囲。立地条件や生活環境に共通性がみられる。地域特性に応じた活動を行う層。
第2層 中学校区	30分で駆けつけられる範囲。住民組織では対応できない専門的な支援を行う層。教育環境に共通性がみられる。
第1層 草津市	総合的な市の施策・事業の範囲。福祉事務所、障害者生活支援センター、社会福祉協議会など。

ワークショップ1日目には、「地域にすでにあるもの・取組」と「地域にあるとよいと思うもの・取組」について、グループワークを行いました。

■1日目の意見まとめ

地域 レベル	地域にすでにあるもの・取組	地域にあるとよいと思うもの・取組
町内会	<ul style="list-style-type: none"> ● 人のつながりや人が集まる場 <ul style="list-style-type: none"> ・近所とのつながりや助け合い ・ご近所あいさつ運動 ・地域の清掃 ・各町内夏祭り ・地域サロン活動・子育てサロン ・老人クラブ ・いきいき百歳体操 ● 防災・防犯の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織 ・防災訓練 ・町内パトロール ● 地域活動の仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアサークル（町内清掃や見守り） ・町内会（自治会）活動 ・回覧板 ・民生委員訪問 ・診療所 ● 地域資源 <ul style="list-style-type: none"> ・個人的に認知症の方を外に連れ出したり、幼稚園の送迎を手伝ったり、ひとり暮らしの方に食事を提供したりしている方がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人のつながりや人が集まる場 <ul style="list-style-type: none"> ・アパート住民との接点 ・集会所（町内会によっては集まる場所がないところがある） ● 防災に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要支援者リストの活用 ・いざというときの避難方法や仕組みに関する情報提供の機会 ● 地域活動への幅広い参加 <ul style="list-style-type: none"> ・男性の参加 ・運動会でもパラリンピック的な行事を加え、すべての人が参加できる体制づくり ● 地域活動への参加のきっかけ・仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の買い物の便宜を図る仕組み ・単身者が地域参加するきっかけ ・元気な高齢者がちょっとしたことについての支援が行える仕組み ・認知症早期発見のための仕組み ● 情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・近所の方の入院状況など、タイムリーな情報の共有 ・地域の民生委員さんがわかるとよい ・福祉マップをつくる ● 地域資源 <ul style="list-style-type: none"> ・公園 ・認知症カフェの場所

地域レベル	地域にすでにあるもの・取組	地域にあるとよいと思うもの・取組
小学校区	<p>●人が集まる場・機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ・老人会 ・まち協の学区単位のふれあいまつり ・小学生による老人ホーム訪問 <p>●防災・防犯の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学区社協の防災活動 ・まち協の「災害時助け合いプラン」 ・安全パトロールの実施 <p>●地域活動の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの見守り ・命のバトン ・送迎ボランティア ・生活支援ボランティア ・医療と福祉についての話し合い <p>●地域資源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然が多い ・病院、買い物、交通の便 ・福祉施設（デイサービス施設・サ高住、グループホームなど） ・総合病院 ・各幼稚園・小学校 	<p>●人が集まる場・機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと高齢者が一緒に集える場所 ・様々な人々が集まりおしゃべりをする場所 ・学区別地域サロンの交流会 ・老人会の充実 <p>●防災・防犯の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難所が遠いので不安がある <p>●地域活動の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援ボランティア ・送迎ボランティア（病院、買い物） ・担い手づくり指導 <p>●地域資源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩いて行けるお店、スーパーマーケット ・大きな病院 ・交通弱者にやさしいまちづくり ・ボランティア人員 ・福祉施設の充実
中学校区	<p>●人が集まる場・機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校ふれあいまつり <p>●地域活動の仕組み・地域資源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの見守り ・コミュニティセンター ・介護サービス（デイサービス） ・地域包括支援センター ・障害福祉サービス事業所 	<p>●人が集まる場・機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人の遊び場 ・若者と交流できる場所 <p>●地域活動の仕組み・地域資源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルケアが行える福祉施設 ・在宅医療 ・高齢者生活支援施設 ・企業からのボランティア
草津市	<p>●地域における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人も楽しめる夏祭り事業 ・福祉施設を活用した多世代交流 <p>●地域資源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生が多く街が若い ・草津市社会福祉協議会 ・子育て相談支援センター ・ボランティアグループ ・NPO活動 	<p>●人が集まる場・機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな立場の人が話し合う場 <p>●地域での取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レスパイト事業（支援者がホッとできる）の充実 ・認知症の方への支援 ・市へなんでも相談コーナー ・大学などの教育機関の最大限の有効活用 ・バス路線の充実 ・小児救急医療の充実 <p>●地域資源・施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者が働くことのできる場所 ・障害者関係の福祉施設（障害者就労支援事業所・障害者グループホーム・障害者サロン・介護ヘルプ事業所など） ・公立病院の設置 ・地域との連携 ・情報共有・交換の推進 ・ひきこもり支援センター ・フリースクール ・防災支援センター

3 2日目のグループワークの結果

2日目は、次の3つのシチュエーションに応じて、それぞれの地区でどんな取組や環境をつくることができれば、人々がその人らしくその地区で暮らし続けることができるか、「地域にすでにある支援・取組」と、「地域にあるとよいと思う支援・取組」について話し合いました。

<シチュエーションA>

新規入居者の多い【あ地区】での若い母親の孤独な育児生活

【地区の特徴】マンションに住んでいる家庭が多く、住民同士の交流があまりない。

ある日、こんな【あ地区】で衝撃的な事件が起こった。半年前、夫の家庭内暴力が原因で離婚したシングルマザーが、「近くに家族も親戚も友達もいない」、「頼れる人が誰もいない」、という孤独な育児に耐えられず、虐待・育児放棄を重ねて、1歳半の自分の子どもを死なせてしまったのだ。

この地区には、この女性以外にも、子どもに虐待をしてしまっている家庭や育児ノイローゼになっている母親・父親が少なくとも10人以上いるのではないかという。

その主な要因は、「夫の帰りが遅く子育ての悩みや愚痴をいうことができない」、「実家が遠く自分の家族に頼れない」、「ママ友をつくる場がわからない」、「子どもの発達障害が心配で外に出られない」など様々のようだ。

<シチュエーションB>

高齢化が進んだ【い地区】の高齢者の生活

【地区の特徴】高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者世帯が増え一部の地域では高齢化率が50%を超えている。

昨年は孤独死が2件、徘徊は5件発生している。

その他にも【い地区】では高齢化の進展により、下記のような問題が課題となってきた。

○体が不自由で、1人の日常生活に支障が出てきており、部屋にゴミがたまったり、庭の草や植木が放置されたりなど、引きこもり状態の人が増えている。

○町内会の役員や民生委員の地域福祉の担い手もどんどん高齢化している。

○現役で働いていたときに、地域とのつながりを持ってこなかった人が多く、なかなか地域に出るきっかけがないままになっている元気な高齢者が多くいる。

<シチュエーションC>

【う地区】に住む障害者と要介護認定の母親の生活

現在50歳のHさんは軽度の知的障害があり、母親（80歳）と2人で【う地区】で生活をしている。Hさんは、現在、昼間は週5日作業所に通い作業を行っている。Hさんは、明るい性格で人と話すことが好きだが、金銭管理や、いろいろな日常の手続きなどはすべて母親が行っている。

Hさんと母親は二人三脚でこれまで過ごしてきており、これからも住み慣れた家で生活し続けていきたいとHさんは願っている。

介助者である母親は年々体力の衰えを感じており、介護認定等を受けていないものの、自分の亡き後のHさんの生活に不安を感じており、今後は周りに頼れる人が欲しいと感じている。

■シチュエーションA【あ地区】

地域 レベル	地域にすでにある支援・取組	地域にあるとよいと思う支援・取組
町内会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会 ・年1～2回の世代間交流 ・町内会や行事への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会への参加の呼びかけ ・マンション内で交流できる場所づくり ・地域の支援組織
小学校区	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員による訪問事業 ・子育てサロンへの参加 ・遊び場の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 ・多世代の交流の機会
中学校区		<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の地域活動への参加
草津市	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親支援 ・健診 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会加入促進 ・ひとり親同士の交流 ・子どもが安心して遊べる環境づくり

■シチュエーションB【い地区】

地域 レベル	地域にすでにある支援・取組	地域にあるとよいと思う支援・取組
町内会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員や福祉委員による見守り ・町内会や老人クラブ ・地域サロン ・移動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出しなどの生活支援の徹底 ・町内活動参加の呼びかけ ・より密なご近所付き合い
小学校区	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認 ・安心のバトン ・認知症ケアパス* 	<ul style="list-style-type: none"> ・もっと気軽に集まる場 ・要援護者支援マップの更新
中学校区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター* ・相談窓口 	
草津市	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー ・シルバー人材センター ・介護保険サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア育成 ・情報公開の推進 ・交通環境整備 ・医療サービスの充実

■シチュエーションC【う地区】

地域 レベル	地域にすでにある支援・取組	地域にあるとよいと思う支援・取組
町内会	<ul style="list-style-type: none"> ・近所同士の見守りや声かけ ・民生委員による訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会の役割分担 ・あいさつを心がけること
小学校区	<ul style="list-style-type: none"> ・特別学級 ・ふれあいまつりへの出店 	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけ
中学校区	<ul style="list-style-type: none"> ・作業所での様子を把握する ・地域包括支援センターによる呼びかけ 	
草津市	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度*に関する相談 ・孤立防止のための訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の推進 ・適切な自立支援の提供 ・困ったときに相談できるところ

4 ワークショップ参加者からの感想・ご意見（一部抜粋）

ワークショップの最後には、参加者の皆さんに、2日間参加した感想や今後に向けた決意を書いていただきました。

■ワークショップに参加した感想・今後に向けた決意

- 初めて出会う方と色々な方とお話ができるとてもよかったです。やはり、人あっての福祉だなと思いました。
- 他の圏域の方々と交流する機会が持ててよかったです。改めて、地域に対して求められているものを知ることができた。
- 民生委員の方から、「今回【あ】～【う】の設定は現実にあることやからね」と言われたことが印象的でした。私は福祉分野で活動している者ではないので、厳しい現実を初めて知りました。
- 今後、学区内で活動していくのに、中長期展望でやっていきたい具体例があり参考になった。
- 地域の現状を掘り起こし、問題点を出すことにより、課題が見つかり、まず小さな社会である町内会での活動、支援を今以上に行動に移すことの大切さを感じた。
- 地域福祉は、地域で暮らす人がほんとうに望んでいることをもっと聞いてあげることが大事だと思う。死ぬまでここに住みつづけたいと誰もが思う地域についていくことが重要。
- 「地域コミュニティが希薄化している」というワードだけ知っていたのですが、みなさん自分の意見・やりたい事をたくさん持っていることに驚きました。私も現状を知り地域の活動を学べてよかったです。
- 市として、いろいろな情報の発信や研修の場の設定がもっと必要と感じた。
- 参加者に子どもから若い人から高齢者までバラエティーな年代を取り入れられれば望ましい。
- 各種団体の情報交換をもっと頻繁に行えるシステムをつくる。
- 地域の方ともっと顔を合わせて話し合う、一緒に考えていきたいと思いました。
- 当事者としてこれからも外に出続けて向こう3軒隣のお付き合いのできる関係づくりを、子どもを通じて築いていくことができることだと再認識しました。
- 地域の資源をもっと知ってうまくつなぎあわせていきたい。
- 色々な立場の方から意見を聞いて、活動に生かしていきたい。
- “私もこの場所にいていいんだ！”と思える地域についていくべき。
- 実効性のある仕組みづくりが必要。

5 ワークショップ実施から得られた成果

- 1日目は、自らが活動する地域にある資源や取組について再認識する機会となりました。
- 2日目は、具体的なシチュエーションをもとに話し合うことで、福祉活動者の皆さんのが普段あたりまえに行っていることや、あたりまえに存在しているようにみえるものが、実は孤立防止になる「人ととのつながりづくり」の機会になっていることがわかりました。一方で、各地域レベルだけではできないこと、例えば市と町内会がより密に連携することや、地域包括支援センター※が位置する各中学校区という圏域を再認識し、連携を図っていくことなどが大切であるということがわかりました。
- 様々な学区の活動者の皆さんのが集まり話し合いを行ったことで、それぞれが地域で行っていることの共有ができ、互いに気づきや刺激を与え、またそれを得る機会となりました。

2 「第2期計画」重点プログラムの進捗状況

「第2期計画」（平成23～27年度末）では、特に重点的に取り組んでいくべき内容を「重点プログラム」として定めています。「第3期草津市地域福祉計画」の策定にあたり、重点プログラムに関する第2期計画期間中の進捗について、アンケート調査、庁内評価、社会福祉協議会活動報告等を用いて検証を行いました。

重点プログラム1 「住民が進める地域福祉」の進捗状況

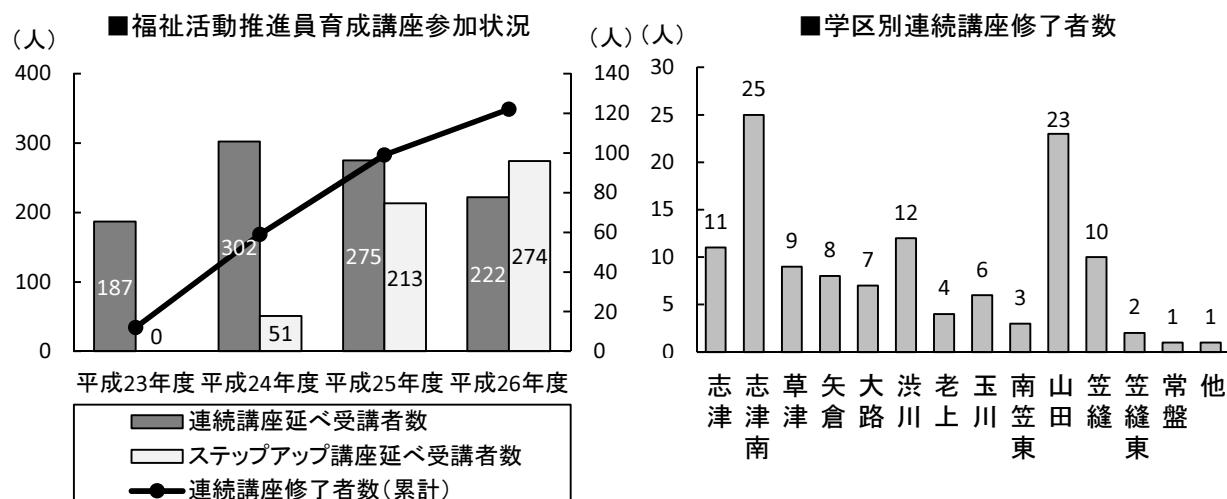
重点プログラム1「住民が進める地域福祉」では、①市民コーディネーター（調整役）の育成、②子どもや青年層、壮年層等の幅広い担い手の育成、③身近な地域でのちょっとしたボランティア活動をしやすい仕組みづくりを掲げました。

1 市民コーディネーター（調整役）の育成

- ・福祉活動推進員（市民コーディネーター）育成講座は、地域の担い手育成のために活用されており、講座受講者は各地域で活躍しています。また、継続的な支援として、ステップアップ講座が開催されています。
- ・平成23年度以降、市社協の地域福祉コーディネーター※は、それぞれ担当地域を持ち、学区社会福祉協議会への支援を進めています。

◆統計データから

- ・福祉活動推進員育成講座の修了者（連続講座を、年度を問わず計5回受講した人）数は、平成26年度現在、122人となっています。ステップアップ講座の受講者も毎年増加しています。また、講座の修了者数を学区別にみると、志津南学区、山田学区において特に多くなっています。



資料：市社会福祉協議会

2 子どもや青年層、壮年層等の幅広い担い手の育成

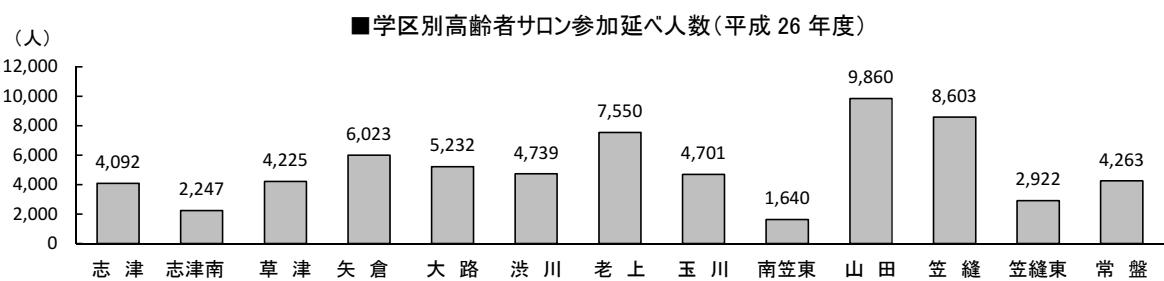
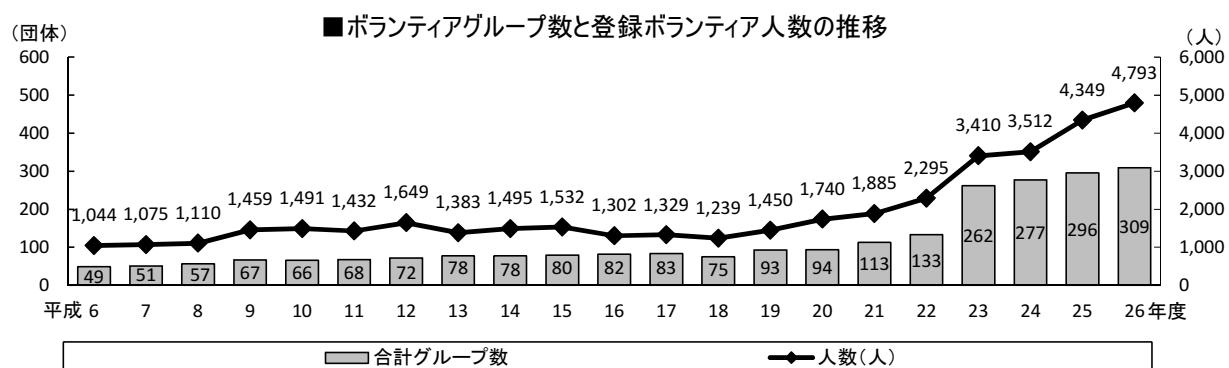
- 立命館大学等との連携による学生ボランティアの受け入れを行っています。
- 市社協では、福祉やボランティアへの理解を促進するため、オムロンデーや小学校・中学校、学区社協行事へ出向き、ボランティア相談受付や社会福祉施設との連携によるボランティア体験、福祉体験などの福祉体験教室を実施しています。

3 身近な地域でのちょっとしたボランティア活動をしやすい仕組みづくり

- 各学校が、読書ボランティア、環境整備ボランティア等を募集し、計画的に活動を行っています。
- ボランティアセンターに社会福祉士の資格を持ったボランティアコーディネーター※を配置し、センター機能を強化しています。
- ボランティア紹介、ボランティアグループリストの作成を行い、ボランティアのきっかけづくりとしてボランティア入門講座を開催し、小地域福祉活動の担い手や地域ボランティアを育成しています。

◆統計データから

- ボランティアグループ数と登録ボランティア人数は、地域サロン数・地域サロンの実施者数を加えることとなった平成23年度に大幅に増加しています。第2期計画期間中は、年々増加しています。
- サロンの参加延べ人数を学区別にみると、山田学区、笠縫学区で特に多くなっています。



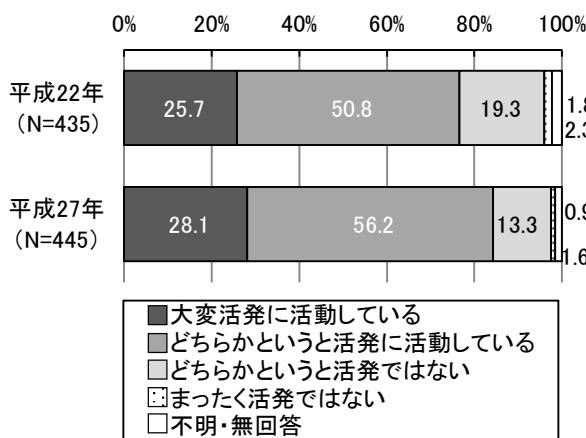
資料：市社会福祉協議会

◆福祉関係者アンケートから

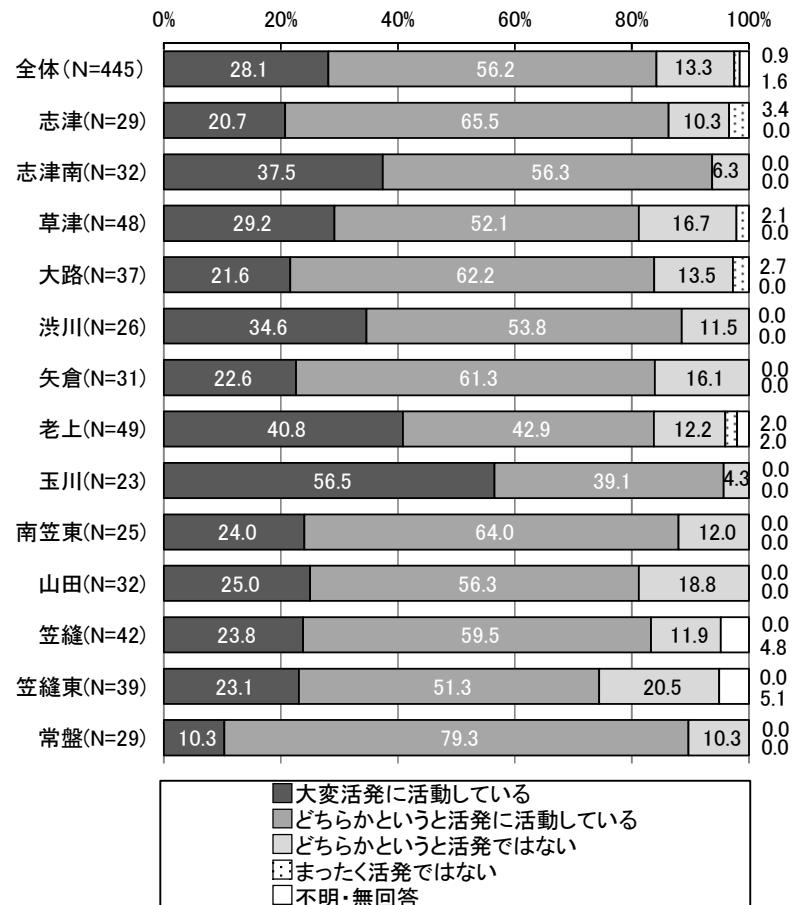
- 自分が住んでいる地域の活動や行事について、5年前の結果と比較すると、「大変活発に活動している」「どちらかというと活発に活動している」と回答した人が増えています。また、学区別にみると、『活発に活動している』（「大変活発に活動している」「どちらかというと活発に活動している」の合計）と回答している人がいずれも7～8割となっていますが、「大変活発に活動している」と回答した人の割合は、学区により差が出ています。

■自分が住んでいる地域の活動や行事について、活発であると感じていますか。

【経年比較】



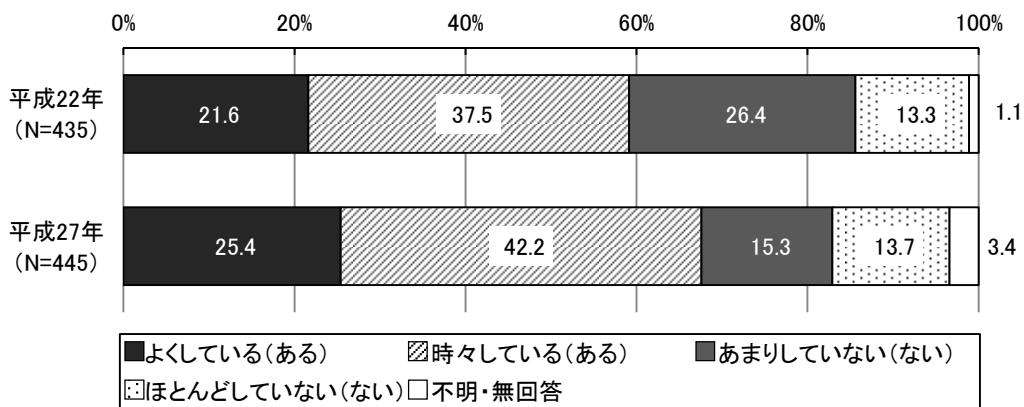
【学区別比較】



p.37,38,41に掲載しているグラフは、町内会長や民生委員、学区社協の方など、地域福祉の活動をされている皆さんを対象に実施したアンケート（p.21 参照）をもとに作成しています。

- ・地域の人たちに対して、福祉活動に誘ったり、情報を知らせたりすることについて、5年前の結果と比較すると、「よくしている（ある）」「時々している（ある）」と回答した人が増えています。

■ 地域の人たちに対して、福祉活動に誘ったり、情報を知らせたりすることがありますか。【経年比較】



「重点プログラム1 住民が進める地域福祉」の成果・今後の課題

- 市民コーディネーターの育成・支援の取組が進んでおり、地域での福祉活動に取り組む人が増えています。しかしながら、修了者数が少ない学区もあり、さらに呼びかけが必要です。
また、修了者の地域での活動状況の把握に努め、ステップアップ講座など、修了者に対するアフターフォローなどが重要となります。
- ボランティアに関する講座開催や、ボランティアセンターの機能強化など、ボランティアをはじめるきっかけづくりやボランティアがしやすくなるための仕組みづくりが進んでいます。
- 地域の活動について活発になったと感じる方が5年前よりも増えており、一定の成果がみられます。
- 活動の参加状況や意識には学区別で差異がみられるため、学区間の連携・情報共有を進めていくことが求められます。

重点プログラム2 「草津市社会福祉協議会のつなぎ機能を活用した

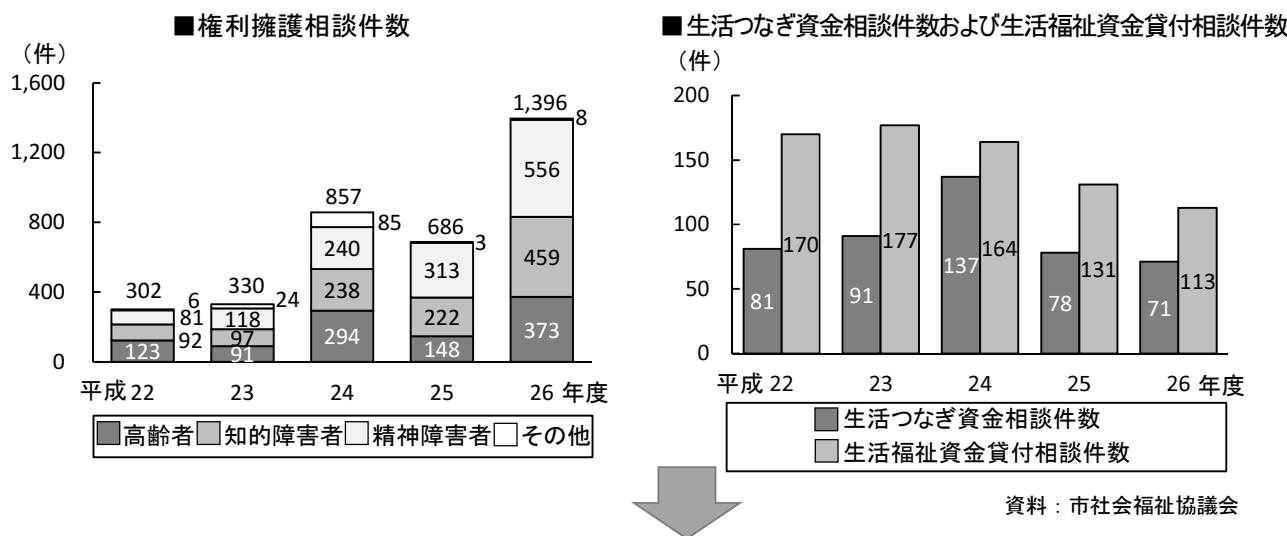
セーフティネット[※]（安全網）の強化」の進歩状況

1 住民同士、住民と団体、団体同士、団体と事業者・企業などをつなぐ機能の強化

- 市内3学区において、学区社協、町内会、民生委員・児童委員、福祉委員、市社協、行政などが一堂に会し地域の課題や活動の展開についてともに考える「医療と福祉を考える会議」が開催されました。地域内のネットワークをつくるきっかけとして期待されています。
- 市社協では、地域福祉活動の中核を担う学区社協への支援強化に取り組んでいます。各学区を担当する地域福祉コーディネーター[※]を配置するとともに、平成26年度からは、学区社協への支援強化事業に取り組み、モデル地区を定めて重点的に支援を行っています。（平成26年度指定地区：若上学区、山田学区、平成27年度指定地区：大路区、渋川学区）

◆統計データから

- 権利擁護相談件数は増加傾向にあります。相談の内訳をみると、障害者に関する相談件数が比較的増加しており、精神障害者については年々増加しています。
- 生活つなぎ資金相談件数、についてみると、平成22年度から平成24年度まで増加、平成24年度以降は減少しています。
- 生活福祉資金貸付相談件数の推移についてみると、平成23年度をピークに、減少傾向にあります。



資料：市社会福祉協議会

「重点プログラム2 草津市社会福祉協議会のつなぎ機能を活用した セーフティネット（安全網）の強化」の成果・今後の課題

- 一部学区において、市社協の支援・学区社協の強化により地域福祉活動のさらなる推進に向けた話し合いが始まっているなど、一定の成果が見られます。今後はさらに全市的な取組になるよう支援を強めていく必要があります。
- 権利擁護に関する相談件数が年々増加しています。各種専門機関とのさらなる連携が求められます。
- 新たに始めた生活困窮者自立支援の取組についても、加えて実施していくことが重要です。

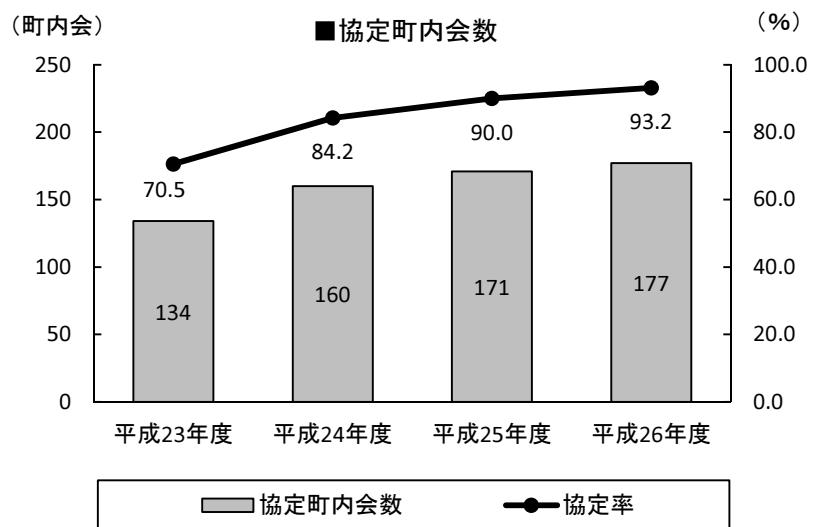
重点プログラム3 「要援護者支援体制づくり」の進捗状況

1 災害時要援護者支援体制づくり

- 「災害時要援護者」として登録された情報が、町内会での自主防災活動や災害時の具体的な支援につながるよう、市と町内会とで災害時要援護者情報の提供に関する協定を行い、情報提供を進めています。消防署への要援護情報の提供に関しても協定を締結しました。
- 災害時要援護者制度の開始から5年が経過し、課題や見直すべき点が出てきたことから、市事務局と民生委員児童委員協議会とで検討委員会を設け、課題解決に向けて協議を重ねています。
- 市では災害時要援護対象者リストを毎年度作成し、新規対象者および未登録者へ制度の案内を行っています。民生委員の訪問や町内会の協力により、個別支援プラン作成の推進に取り組んでいます。
- 町内会レベルでは要援護者マップを作成するなど独自の取組事例もみられます。

◆統計データから

- 災害時要援護者がいる町内会のうち、93.2%にあたる177町内会と協定が結ばれています。（平成26年度末現在）
- 自主防災組織率は91.7%となっています。（平成26年度末現在）
- 災害時要援護者の対象者のうち、36.0%にあたる3,343人が登録しています。（平成27年7月1日現在）



資料：草津市危機管理課

■災害時要援護者登録状況(平成27年7月1日現在)

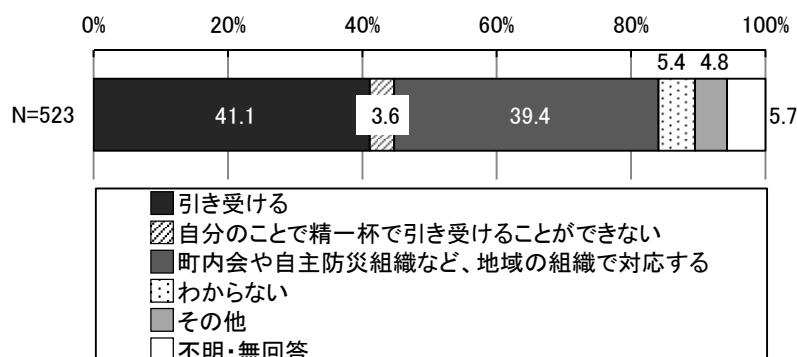
学区	要援護者						支援者	
	対象者				登録者			
	高齢者 (75歳以上の み世帯・独居)	要介護 認定者	障害者	その他	計	登録者数	対象者に 対する割合	支援者数
志津	308	312	111	8	739	224	30.3%	138
志津南	168	111	64	1	344	78	22.7%	50
草津	481	250	171	54	956	409	42.8%	167
大路	348	212	118	19	697	288	41.3%	119
矢倉	355	199	143	2	699	143	20.5%	70
渋川	272	165	104	8	549	161	29.3%	90
老上	477	368	208	112	1,165	457	39.2%	260
玉川	323	190	115	15	643	241	37.5%	159
南笠東	209	149	96	10	464	179	38.6%	65
山田	331	302	139	15	787	261	33.2%	155
笠縫	497	387	168	40	1,092	517	47.3%	254
笠縫東	335	232	147	11	725	248	34.2%	113
常盤	151	194	86	8	439	137	31.2%	92
市全体	4,255	3,071	1,670	303	9,299	3,343	36.0%	1,732

資料：草津市社会福祉課

◆福祉関係者アンケートから

・「避難支援者」としての登録を依頼された場合「引き受ける」と答えた方が最も多くなっています。

■「要援護者」から、その人の「避難支援者」として登録を依頼された場合、どのように対応しますか。



「重点プログラム3 要援護者支援体制づくり」の成果・今後の課題

○自主防災組織率の向上、情報提供に関する協定を行う町内会の増加など、災害時の支援に対する意識が高まっていると考えられます。災害時要援護者マップの作成、支援者の募集などの新たな取組が始まっている一方で、個人情報の取り扱いに慎重になるため、具体的な支え合い体制づくりにつながっていないケースも多くあります。地域ぐるみの助け合いの体制づくりを進める必要があります。

○福祉関係者のうち約4割が避難支援者を「引き受ける」と回答しています。今後も住民への説明・啓発を継続し、協力者を増やしていくことが必要です。

重点プログラム4 「身近な地域での相談・情報提供・ふれあいの場づくり」

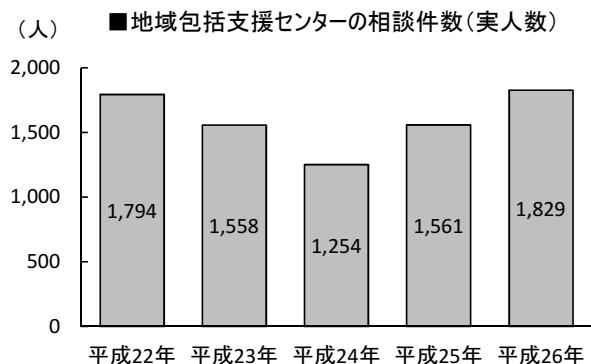
の進捗状況

1 身近な地域での情報提供やふれあいの場づくり

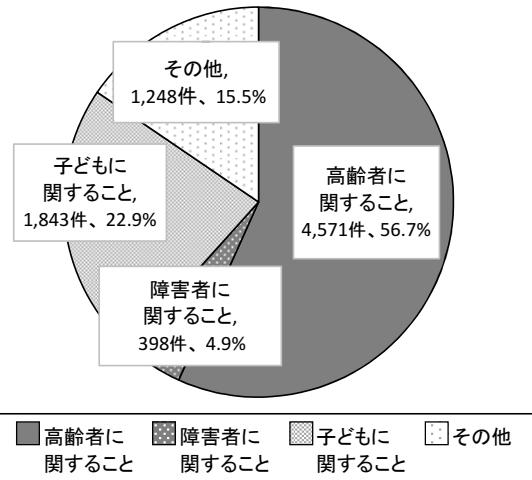
- 「ふれあいまつり」が、市内全学区で開催されており、世代を超えた地域交流の場となっています。ボランティア活動者同士の交流と、市民へのボランティア活動の啓発や子どもへの福祉啓発が行われています。
- 市民センター（公民館）については、毎年一定の利用者数が見込まれ、近年増加しています。身近な地域におけるふれあいの場に対する、市民の認知度やニーズの高まりがみられます。
- 地域包括支援センター*が、市内6か所、各中学校区に設置され、身近な相談場所として活用されています。

◆統計データから

- 平成22年から平成24年にかけて、地域包括支援センターへの相談件数は減少していましたが、平成24年以降、再び増加しています。平成25年7月から新たに6中学校区の包括支援センターがスタートし、より身近な地域における相談が可能になったことが大きく影響していると考えられます。
- 平成26年度の民生委員・児童委員への相談内容の内訳をみると、「高齢者に関すること」が半数以上を占めています。



■民生委員・児童委員相談内容内訳(件数、割合・平成26年度)



「重点プログラム4 身近な地域での相談・情報提供・ふれあいの場づくり」の成果・今後の課題

- 住民同士が交流する機会・ふれあいの場の利用は増えており、その認知度やニーズの高まりがみられます。
- 地域包括支援センターが多くの人にとって身近になったことで相談件数が増加しています。
- より身近な単位での情報提供・共有ができる仕組みづくりを進めていくことが重要です。

3 第3期計画に向けた主要課題

「第3期草津市地域福祉計画」の策定にあたっては、3つの主要課題が挙げられます。

1) 様々な福祉課題を 知らせる・伝える

複雑・多様化する暮らしの問題に、行政だけでは迅速な対応が困難となってきています。NPO^{*}やボランティア活動などによる、先駆的できめ細やかな支援によって、制度を補完することが期待されています。

そのためには、住民一人ひとりが多様な暮らしの問題について理解を深め、意識を高めていくことが重要であり、「福祉の課題を知らせる・伝える」きっかけづくりや機会づくりを進めが必要です。

2) 活動する人や担い手を 育てる・つなぐ

草津市では、市・学区社会福祉協議会などの活動により、ボランティアが増加傾向にあります。しかし、ボランティアや地域福祉活動に参加するのは高齢な人が多いことから、活動者が若い年代に拡がっていくことが重要です。

今後は、地域福祉活動をする人やボランティアの拡大とあわせて、活動の中心となるリーダーの継承が課題となってくることから、市社会福祉協議会の職員である地域福祉コーディネーター^{*}やボランティアコーディネーター^{*}の働きが重要となります。

また、市内の大学や企業、福祉系の大学などと協力関係を深め、地域福祉活動をする人の育成支援や、各種イベント等を通じ幅広い年代がボランティア等へ参加しやすい仕組みづくりが必要です。

3) 新たな仕組みを つくる・進める

災害時要援護者名簿の作成、平成27年度に施行された生活困窮者自立支援制度や、高齢者福祉の分野で先行して取り組んでいる、地域包括ケアシステムの考え方など、住民がいつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていくための新たな仕組みづくりの検討が始まっています。

市の推進体制の整理・構築を進めるとともに、住民へのわかりやすい説明・情報発信が求められます。

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第1期・第2期の計画では、「人権尊重の基本に立ち、すべての市民が互いに認め合い、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立し、心豊かな生活を送ることができるよう、地域にかかわる様々な担い手が力を合わせ、共に生き、支えあう社会の実現をめざすこと」を基本的な理念として、地域福祉の推進に取り組んできました。

人口減少社会に転じた現在でも、京阪神のベッドタウンとして人口増加が続く草津市は、ひとり暮らしが多い地域、子育て世代が多い地域、高齢化が急速に進行している地域など、それぞれの地域に個性があります。

この「第3期草津市地域福祉計画」では、これまでの基本理念を受け継ぐとともに、10年先、あるいは20年先の未来を想像し、それぞれの地域の個性を生かしながら、そこに住むすべての人が力を合わせ、共に生き、共に支え合うことができるまちを目指して、以下の理念を掲げます。



「地域力」のあるまち草津

未来へつなぐ地域福祉 人にやさしい福祉のまち

2 計画の基本体系

基本理念：「地域力」のあるまち草津
未来へつなぐ地域福祉 人にやさしい福祉のまち

重 点 プロограм

- 1 地域の中で活動する人をひろげます。
- 2 住民同士の暮らしに根ざした交流を深めます。
- 3 地域包括ケアシステムの構築に向けた仕組みづくりを進めます。
- 4 生活困窮者の暮らしを守り、災害への備えを進めます。

基本的な 視点

基本目標

基本方向

基本施策

まちづくり
一人ひとりを
認め合う

基本目標1
みんなで育ち合う
人づくり
人づくり

- 1) 福祉意識の醸成
- 2) 活動者の育成支援と
コーディネートする人材の育成
- 3) 福祉学習の推進

- ① 人権教育・啓発活動の推進
- ② 互いに分かり合える人づくり
- ③ あらゆる暴力の防止
- ① ボランティア育成をサポート
- ② 活動のきっかけづくりをサポート
- ③ 市民コーディネーターの育成をサポート
- ① 学校教育
- ② 生涯学習（社会教育）
- ③ 交流・ふれあいの場づくり

支え合い、
まちづくり
助け合う

基本目標2
みんなで支える
まちづくり
基盤づくり

- 1) 地域のネットワークづくり
- 2) 地域福祉活動の推進
- 3) 関係団体の活動強化

- ① 各種活動団体の連携強化
- ② 相談・対応ネットワーク体制の充実
- ③ 地域住民とサービス提供事業者や
民間企業等との連携の強化
- ① 住民活動の促進
- ② 介護事業者や民間企業等の
社会貢献・地域貢献の促進
- ③ 地域福祉活動の場づくり
- ① 草津市社会福祉協議会の機能強化
- ② NPO・ボランティア等への支援

みんなで創る
まちづくり

基本目標3
みんなで創る
人にやさしい福祉の
まちづくり
仕組みづくり

- 1) 福祉サービス利用の支援
- 2) 安全に暮らせる地域づくり
- 3) 協働の推進
- 4) 生活困窮者自立支援
対策の推進

- ① 権利擁護の推進
- ② サービスの評価と質の向上
- ③ 相談体制の充実
- ④ 利用者の立場に立った情報発信
- ① セーフティネット機能の強化
- ② 災害時要援護者支援の推進
- ③ ユニバーサルデザインの推進
- ① 行政の推進体制の強化
- ② 市民との協働による計画の進行管理
- ① 生活困窮者の自立に向けた支援

3 重点プログラム

「第3期草津市地域福祉計画」では、基本理念の実現を目指して、3つの基本目標を越えて一体的に推進していくべき4つの重点プログラムを設定します。

重点プログラム1 地域の中で活動する人をひろげます。

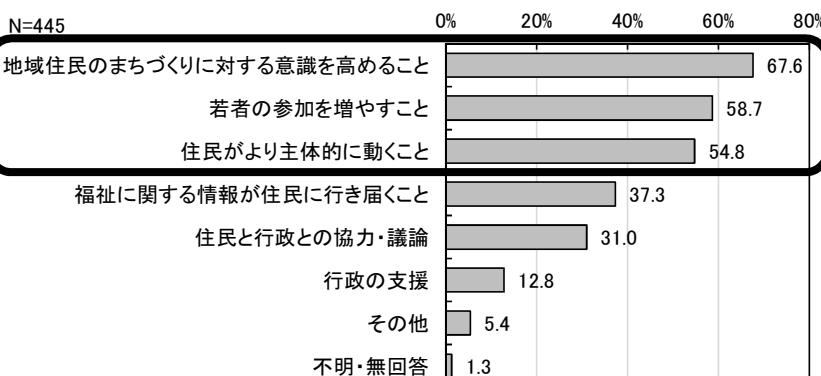
現状と課題

草津市の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）の定数は250名、平均年齢は64歳（平成25年度改選時点）となっています。また市社協の調査では、地域サロンの活動をしている人は1,174人、市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録をしている人は4,815人となっており、地域福祉活動、住民福祉活動の活動者の中心は60歳代、70歳代の方となっています。

また、学区社会福祉協議会や町内会自治会役員には、その地域を知り、多くの地域活動の経験が必要であることから、必然的に年齢が高くなっています。活動者の高齢化やなり手不足が進んでいるといわれています。

「第3期草津市地域福祉計画」策定にあたり実施したアンケート調査では、回答者の半分以上が、自分が住んでいる地域の活動や行事をより活発にするために必要なこととして「地域住民のまちづくりに対する意識を高めること」「若者の参加を増やすこと」「住民がより主体的に動くこと」を挙げています。

- 自分が住んでいる地域の活動や行事をより活発にするためには、何が必要だと思いますか。



資料：第3期草津市地域福祉策定にかかるアンケート調査

この調査結果から分かるように、活動する人に関する課題は3つに整理することができます。1つ目は、高齢な人が中心であっても、その次の世代や若い世代、子ども世代の参画を進めること。2つ目は、住民が抱いている地域への関心を行動へつなげていくこと。3つ目は、日々の暮らしに追われ希薄化しがちな住民のまちづくりへの意識を高めることです。

今後目指す方向

① 幅広い年齢層の住民参加

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の住民が地域福祉活動に参加しやすくなるよう、仕組みづくりや啓発を行うとともに、ボランティア活動等の情報の発信、ボランティア講座の開催などのきっかけづくりを進めます。

- 学校等教育機関と地域との連携強化
- 団塊の世代等の参画促進のための研修の実施

② 住民の力を合わせた活動の充実

住民それぞれが持っている力を合わせると大きな力になります。この力を合わせるためには、リーダー的な人たちの存在が重要です。

市は、地域福祉活動の学習の機会や活動の拠点づくりを支援するとともに、市民コーディネーターを育成する市社協の福祉推進員育成講座を支援します。

- 市民コーディネーターの育成
- 学区ごとの地域ボランティアや活動機会の拡大

③ 住民の活動といろいろなところとのつながりづくり

地域福祉活動の展開には、課題にかかわる分野の活動者や機関、団体、研究者などの協力や応援が大切です。市は、住民主体を尊重し、住民の要請に応じて積極的に協力していきます。

- ボランティアセンター機能の充実

重点プログラム2 住民同士の暮らしに根ざした交流を深めます。

現状と課題

住民が集い、暮らしに根ざした情報交換を行うなど、交流を深めていくことが大事です。そのためには住民の誰もが気軽に集える場や、幅広い年代が参加できる機会づくりが必要となります。

このような集える場として、住民によって運営されている地域サロンがあり、高齢者を中心に身近な集える場として、市内で135団体が（平成27年4月現在）が活動されています。

また、学区社協が運営する志津南学区の「絆」、草津学区の「ゆかい家」、老上学区の「日曜力フェア」など小学校区単位での取組が行われ、さらに志津南や山田では、住民による支え合い体制づくりである、地域支え合い運送支援事業も始まっています。

さらに、幅広い年代の人が福祉活動へ参加するきっかけづくりや、情報交換の機会として福祉を考える市民のつどいや、ボランティアフェスティバルなどが開催されています。

今後は、より一層住民同士の交流が進むよう、地域の特性や実情に合った、場づくり・機会づくりが必要です。

今後目指す方向

① 誰もが気軽に集える場づくり

地域サロンやコミュニティカフェ、地域支え合い運送支援事業など、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人、外国人等、誰もが身近な地域で気軽に立ち寄れる場づくりを進めます。

- 身近な地域での交流の場づくり
- 地域の特性に合った小地域福祉活動の促進

② 幅広い年代が参加できる機会づくり

イベントや研修会等を通じて、幅広い年代の人が福祉活動へ参加するきっかけづくりを支援します。

- 福祉を考える機会の提供
- 地域福祉活動の支援体制の充実
- 大学と社会福祉施設、地域団体、企業、商店等の連携による若者の地域福祉活動の参加機会の提供

重点プログラム3 地域包括ケアシステムの構築に向けた仕組みづくりを進めます。

現状と課題

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域包括支援センター※の機能強化による相談・支援体制の充実や、各関係機関が連携して高齢者を地域で支えるネットワークづくり、地域課題の抽出や地域に不足する資源の把握などの取組を進めています。今後は高齢者のひとり暮らしや高齢夫婦のみ世帯、重度の要介護者、認知症高齢者など、支援を要する高齢者の増加が見込まれる中、地域ぐるみの取組がより一層必要になります。

また、地域には、高齢者だけではなく、障害者や子育て家庭、悩みを抱えた若者、生活困窮者など、多様な支援ニーズを抱えた人々が生活しています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近な日常生活の場で、その人に合った様々な支援が、切れ目なく包括的かつ継続的に受けられることが必要です。

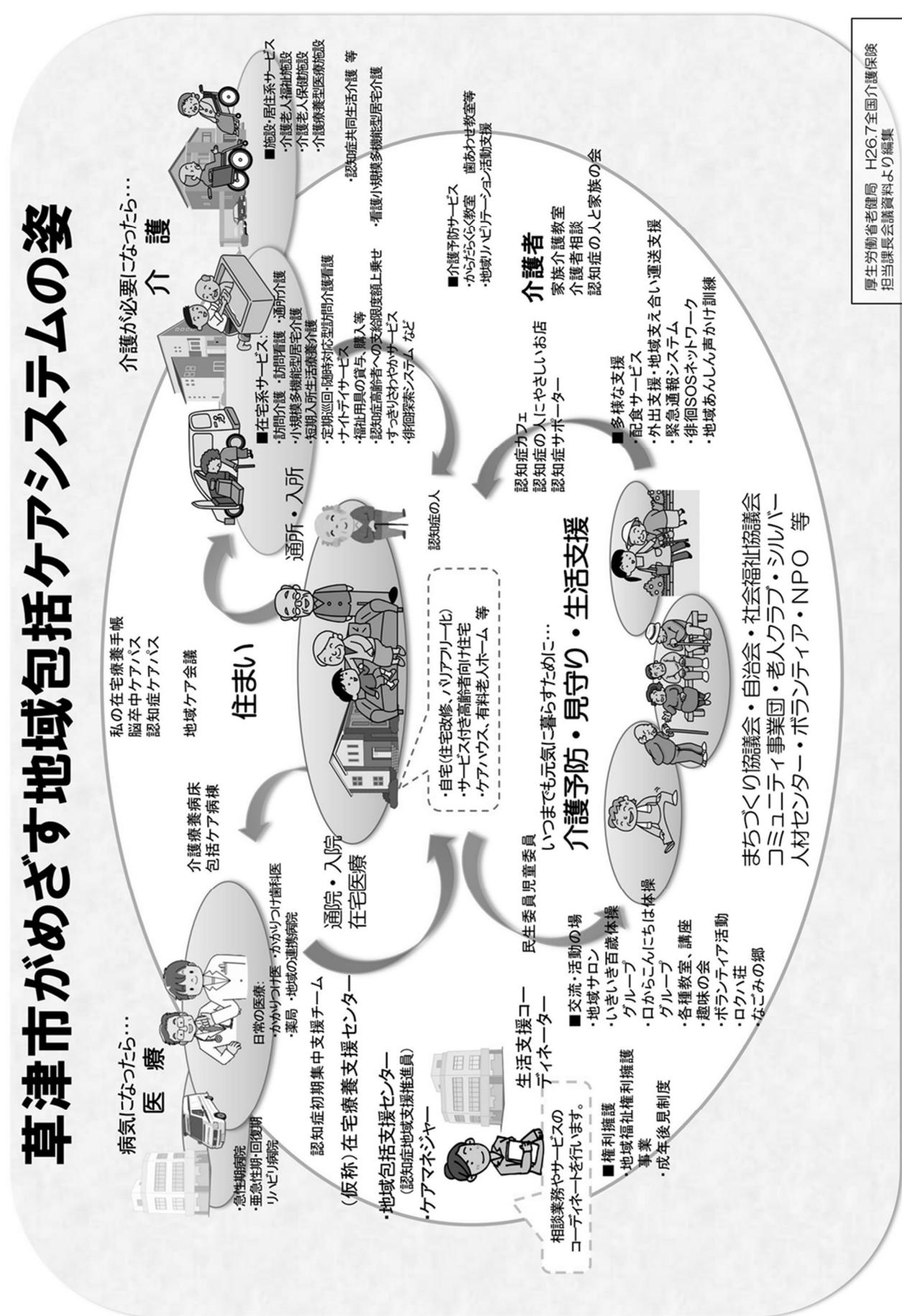
今後目指す方向

① 地域包括ケアシステムの推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療と介護にかかわる多職種の連携体制を強化し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を推進します。また、元気な高齢者をはじめ、住民が活動者として参加する住民主体の活動や、NPO※、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者の社会参加の機会の充実と高齢者をはじめとする地域の支え合い体制づくりを進めます。

- 地域ケア会議の開催
- 在宅医療・介護の連携
- 介護予防・生活支援体制の整備

草津市がめざす地域包括ケアシステムの姿



厚生労働省老健局 H26.7全国介護保険担当課長会議資料より編集

重点プログラム4 生活困窮者の暮らしを守り、災害への備えを進めます。

現状と課題

近年、医療・介護・雇用保険をはじめとした社会保障制度や福祉サービスが充実してきた一方で、貧困や高齢、障害など、様々な課題を抱え支援を求めている人からの相談が増加しています。

特に、生活保護世帯や生活困窮に至るリスクの高い世帯が増加し、生活保護に至る前の自立支援策を強化することや、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう対策をとることが急務となっています。

国においては生活困窮者自立支援法が制定され、生活困窮者に対し早期に支援を行うため、平成27年度から、全国の自治体で生活困窮者自立支援制度が開始されることとなりました。

本市でも、草津市くらしのサポートセンターを開設して、生活困窮者の自立の支援に取り組んでいます。

また、高齢者や障害者など、災害時に自力での避難が難しい人の対策として、本市では、平成22年に「草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」を策定しました。災害時に援護が必要な人が安心して避難や避難所での生活が送れるよう支援体制づくりを行っています。

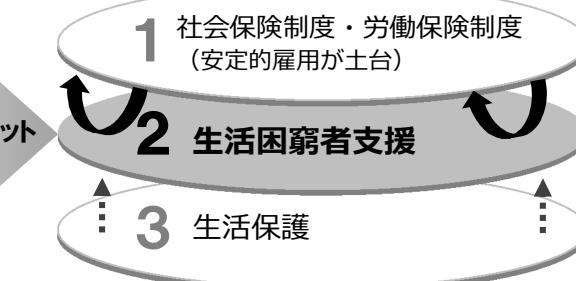
■生活困窮者自立支援制度とは

今や誰もが生活困窮に至るリスクに直面する時代へ・・・

- 生活保護受給者等の増加
- 雇用状況の変化(非正規雇用労働者の増加)
- いわゆる、ニート・ひきこもり※等、人間関係が構築できずに困窮状態に至る人の増加

生活保護に至る前の支援の抜本的強化へ

第2の
セーフティネット
構築



「生活困窮者」とは

法律では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と規定されています。

例えば、離職後、再就職できず、自信を失ってひきこもってしまった人、家計の管理がうまくできないために、借金の連鎖を止められない人など、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人が対象となります。また、生活保護から脱却した人でも、再び最低限度の生活を維持できなくなることがないよう、支援の対象となります。

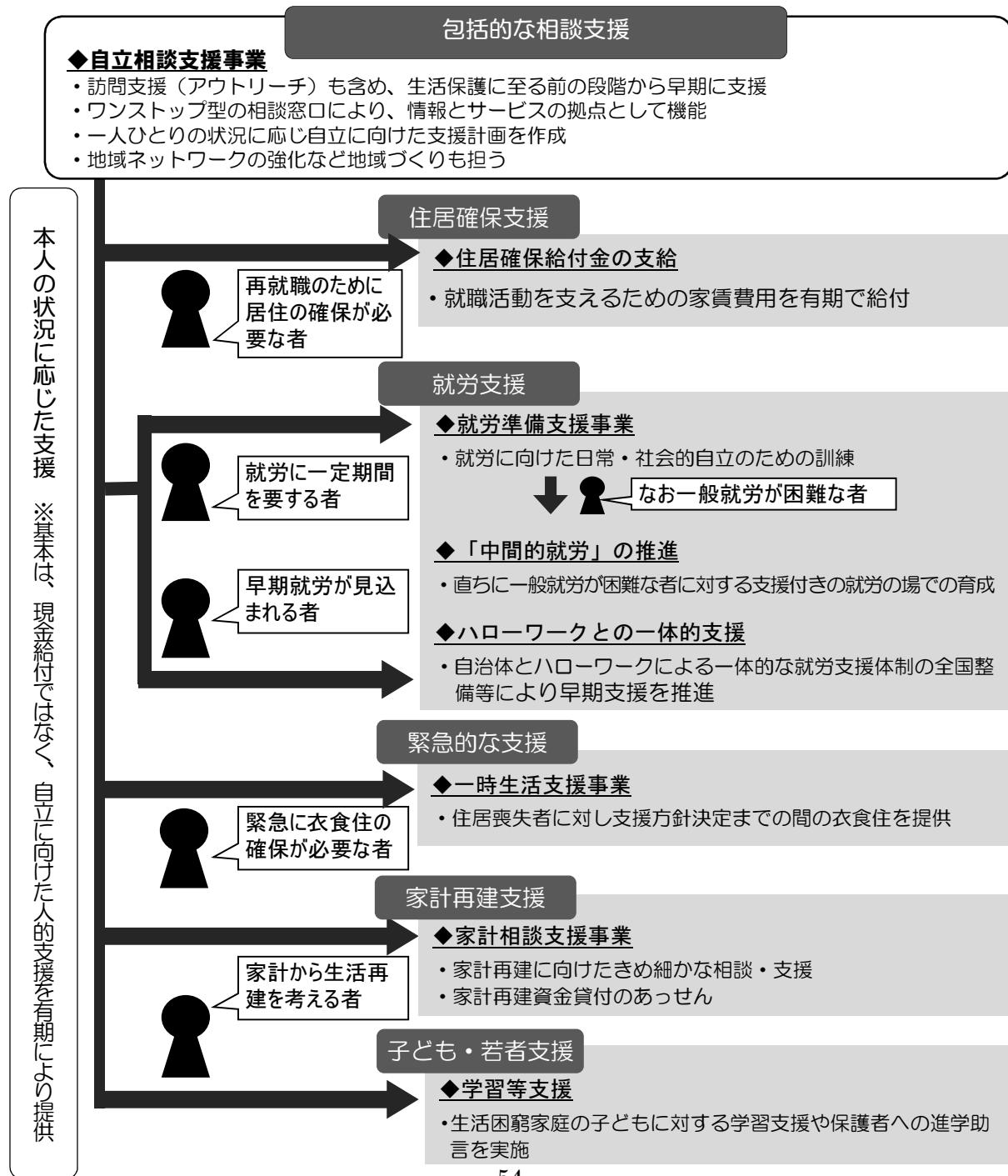
今後目指す方向

① 生活困窮者の自立支援体制づくり

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者を早期に把握し、困窮状態からの脱却を図ることができるよう支援を行います。

- 情報提供・相談窓口の充実
- 支援ネットワークの構築
- 生活困窮者への具体的な支援（住宅確保給付金、就労準備支援事業、子どもの学習支援事業、一時生活支援事業等）
- 市社協との連携（生活福祉資金、生活つなぎ資金等の相談事業）

■新たな生活困窮者自立支援制度のイメージ



② 災害時要援護者を地域で支える体制づくり

災害時にも高齢者や障害のある人で援護が必要な人が、安心して避難できるよう、また、安心して避難所での生活が送れるよう、「草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」を踏まえ、地域での支援体制づくりを進めます。

- 災害時要援護者避難支援プランの推進
- 地域の防災体制づくり、防災訓練の促進
- 福祉避難所の確保

■ 災害時要援護者のサポート体制イメージ



資料：草津市災害時要援護者避難支援制度リーフレット

4 計画推進に向けた基本的な視点・基本目標

計画推進にあたっては、次のような基本的な視点・基本目標を掲げます。

1 一人ひとりを認め合うまちづくり

地域では高齢者や障害者、子どもなど様々な福祉課題を持つ人がともに暮らしています。すべての市民が、人間としての尊厳を持ち、お互いの人権を尊重し、自分らしく、いきいきと生きていける社会を目指します。

個人が
主役の
「人づくり」

2 支え合い、助け合うまちづくり

地域の課題は地域で解決するといった地域住民相互の助け合いや協力の下、住民主体の活動を展開し、共助による支え合い、助け合うまちづくりを目指します。

団体・地域が
主役の
「基盤づくり」

3 みんなで創るまちづくり

地域福祉の主役は地域のすべての人々です。行政・市民・企業や商店・社会福祉施設・学校等のすべての住民や事業所、団体がともに生活課題を共有し、また課題解決のためそれぞれがそれぞれの役割を担い、協働で柔軟な取組が進められるまちづくりを目指します。

市民みんなが
主役の
「仕組みづくり」

基本目標1 みんなで育ち合う人づくり【人づくり】

- 地域の困りごと・地域の課題を把握し、考えられる「人づくり」を進めます。
- 子どもから高齢者まで幅広く、福祉学習の機会を設け、福祉意識の醸成を図ります。
- 自主的に地域福祉活動を進めることのできる「人づくり」を進めます。
- 活動のきっかけづくりができる「人づくり」を進めます。
- 様々な福祉ニーズに対応する活動をコーディネートできる「人づくり」を進めます。

基本目標2 みんなで支えるまちづくり【基盤づくり】

- より一層地域活動を進めることのできる「基盤づくり」を進めます。
- 地域での各種団体や企業等の連携をより一層深めるための「基盤づくり」を進めます。
- 地域の実情に応じた活動を地域全体で展開できるよう、それぞれの地域で市民コーディネーターを配置し、「地域力」を強化するための「基盤づくり」を進めます。
- 支援を必要とする人在地域全体で支えるため、関係機関の「ネットワーク」を構築・強化するための「基盤づくり」を進めます。

基本目標3 みんなで創る人にやさしい福祉のまちづくり【仕組みづくり】

- 福祉のまち実現のための「仕組みづくり」を進めます。
- 災害時要援護者避難支援体制の充実を図るために「仕組みづくり」を進めます。
- 地域福祉の推進を図るために、市・市社協・地域が協働でそれぞれの地域に市民コーディネーターを育成し、地域の独自性を生かした、住民主体の地域の「仕組みづくり」を進めます。
- 支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、相談体制と啓発の充実を図るために「仕組みづくり」を進めます。

第4章

施策の展開

●● 基本目標1 みんなで育ち合う人づくり ●●

1) 福祉意識の醸成

市民誰もが福祉に関心を持つとともに、お互いに人権を尊重し合い、共に生きる社会づくりを進めるため、ノーマライゼーション※の理念やソーシャルインクルージョン※の理念など、人権にかかる基本的な考え方の普及・啓発を図ります。

また、子ども、高齢者、障害のある人等誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進められるよう、市民の理解や、男女共同参画※に対する理解を深めるための機会の充実を図ります。

さらに、配偶者等に対する暴力や児童虐待等の人権侵害の防止にかかる啓発を強化し、地域での暴力防止や虐待防止の取組を促進します。

① 人権教育・啓発活動の推進

現状と課題

市民誰もが相互に人権を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指し、学校、地域、職域での研修会を実施しています。また、地域での町内学習懇談会をはじめ、企業内同和研修等、地域や職場での取組を進めています。

今後は、地域、職域、学校等それぞれにおける取組に、広く市民の参加を促す内容を充実し、一人ひとりの人権意識の向上を図ることが必要です。

施策の方向

「人権擁護に関する基本方針」に基づき、市民に対する人権啓発・人権教育を推進します。また、市民誰もがお互いの人権を尊重し、相互に理解を深め、あたりまえに暮らしていくように、人権に関する基本的な考え方であるノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方の普及・啓発を図ります。

■主な施策

施 策	内 容
市民に対する人権啓発・教育の推進	市民一人ひとりの人権に対する意識の向上を図るため、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題（障害者、男女、子ども、高齢者、外国人等）をテーマにした人権教育を推進します。
事業所等における人権教育の推進	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題（障害者、男女、子ども、高齢者、外国人等）や、就職や労働条件等に関する差別など、事業所等における人権問題に対する事業主や従業員の関心を高め、解決に向けての意識の向上を図ります。
学校における人権教育の推進	子どもたちの人権に対する意識を育むため、副教材等を活用して学校における人権教育を推進します。
啓発活動の推進	各種研修や媒体を通して、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題（障害者、男女、子ども、高齢者、外国人等）をテーマにした啓発活動を推進します。また、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンなど、人権にかかる基本的な考え方の普及・啓発を図ります。

② 互いに分かり合える人づくり

現状と課題

男女共同参画※の推進と、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等あらゆる人がお互いに分かり合える環境づくりのためのセミナーやイベントを開催しています。

今後は、地域活動としての取組を進め、参加者の拡大を図るための工夫を行い、「住みよいまちづくり」を進めることができます。

また、すべての人々を孤立や排除等から援護し、社会の構成員として包み支え合う地域社会を構築すると同時に、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指した心のバリアフリー※の推進が必要です。

施策の方向

市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、共に福祉のまちづくりを進められるよう、外国人や障害のある人が地域から孤立することなく、誰もが地域の一員として暮らせるまちづくりを目指します。

また、男女共同参画社会基本法をはじめ、男女共同参画の理念についての理解が深められるよう啓発を行うとともに、平成28年4月から施行される障害者差別解消法の周知や差別解消の取組を進めます。



■主な施策

施 策	内 容
外国人や障害のある人との交流の促進	市民の生活習慣や文化の違う外国人に対する理解、様々な障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、地域で交流できる機会づくりを促進します。
障害と障害のある人への理解の促進と尊厳の保持【新規】	障害者差別解消法の周知を行い、障害のある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら、共生するまちづくりを推進します。
男女共同参画についての意識啓発	男女が互いに人権を尊重し合い、共に協力して支え合うまちづくりを進めることの重要性など、男女共同参画について市民の意識啓発を図ります。

③ あらゆる暴力の防止

現状と課題

家庭内暴力、児童虐待、ひきこもり※等の社会的養護を必要としている子どもの増加やケースの複雑化に対応するため、家庭児童相談室では相談員を増員し、学校などの関係機関との連携を図りながら、虐待の予防、早期発見に努めています。

今後は、滋賀県子ども家庭相談センター等の専門機関や保育所、幼稚園、学校、保健センター、医療機関、地域住民等との連携による早期発見などの取組を一層推進する必要があります。

また、高齢者や障害者に対する虐待等も増加しており、暴力は人権侵害であることの啓発や相談対応体制の充実を図ることが必要です。

施策の方向

配偶者等に対する暴力は、人権侵害であることの理解と防止に向けた啓発を進めます。児童虐待や高齢者虐待、障害のある人の虐待の防止に向け、通報・相談体制の充実を図るとともに、関係機関によるネットワークを整備し、防止・早期発見・支援などの対応の体制強化を推進します。また、SOSを発信したり、相談したり、支援を求めることができる地域関係をつくることが期待されます。



■主な施策

施 策	内 容
配偶者等に対する暴力の防止	配偶者等に対する暴力は、人権侵害であることの理解を深めるとともに、地域での暴力防止の取組を促進します。
児童・高齢者・障害のある人に対する虐待の防止	児童虐待や高齢者虐待、障害のある人の虐待防止に関する啓発を進めるとともに、地域での虐待を見逃さない取組を促進します。
相談体制の充実	関係機関との連携を図り、虐待の早期発見や迅速な対応のための相談体制の充実を図ります。

2) 活動者の育成支援とコーディネートする人材の育成

地域福祉活動やまちづくり活動などに、これまで参加が少なかった子ども、若者、働く世代（団塊の世代を含む）などが参加しやすい環境づくりを進めます。

また、行政と市社協、市民等とが連携・協力し合い、活動と活動をつなぐコーディネーターの育成を進めます。

① ボランティア育成をサポート

現状と課題

市は、市社協が担うボランティア育成の支援を行っています。市社協は、草津市ボランティアセンターを運営し、登録するボランティアグループと支援を望む人とをつなぐことや、活動者の交流や情報交換の場の提供、さらには、ボランティア活動のきっかけづくりのための講座の開催、啓発や交流のためのボランティアフェスティバルの開催等を行っています。

今後、地域福祉の活動をする人が、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に拡がるよう、市社協、NPO*等と協力・支援・連携を進め、活動者の育成を支援することが必要です。

施策の方向

市は、様々な分野で活躍する住民の知識や技術、経験が発揮されるよう、住民のボランティア意識の向上のため、市社協・ボランティアセンターの支援を行います。また、住民の多彩な才能を地域福祉活動やボランティア活動に活かすための環境づくり、身近な地域でのボランティアの需給調整ができる体制づくりを進めます。

■主な施策

施 策	内 容
学校等教育機関と地域との連携強化 重点 1	学校が創意工夫を凝らした教育活動を展開するため、地域とのつながりを深め、地域教育ボランティアの積極的な参画を進めます。また、子どもたちが積極的にボランティア活動に参画できるよう、福祉体験教室などを実施します。
暮らしの問題とりんくしたボランティアの育成支援	地域で必要とされるボランティアの育成に努めます。また、福祉をはじめ文化・芸術、社会教育、スポーツ等、各種分野の指導者（学習ボランティア）等の人材登録制度を充実するとともに、活動機会の提供の充実に努めます。
認知症サポーター*の養成と活動の促進	地域での認知症の人や家族を支援する応援者（認知症サポーター）の養成に引き続き取り組み、認知症高齢者への理解と支援が得られるまちづくりを進めます。
団塊の世代等の参画促進のための研修の実施 重点 1	退職を迎えている団塊の世代の社会参加の一環として、ボランティア活動に参加しやすいよう、体験機会の提供や講座の開催、グループ活動支援などを進めます。
社会福祉施設や医療機関等との連携によるボランティア活動の場の提供	ボランティア活動希望者等がボランティア活動の実践に取り組めるよう、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設や医療機関などと連携・協力し、ボランティアの体験や活動機会の場の提供を図ります。

施 策	内 容
学区ごとの地域ボランティアや活動機会の拡大 重点 1	身近な地域で気軽にボランティア活動ができるよう、市民コーディネーターの育成や地域サロン活動の促進、学区社協で行われている福祉委員の取組支援を行い、地域ボランティア活動の拡大を図ります。

② 活動のきっかけづくりをサポート

現状と課題

住民の地域活動への参加が促進されるよう、そのきっかけづくりとして地域を中心に学習機会の提供や懇談会を進めています。

これまで各種地域団体等を中心に様々な学習への参加がありました。今後は、より一層地域福祉を推進するため、子どもや青年層、壮年層へと、活動する人を拡大していくことが必要です。

また、ボランティア活動の機会拡大を進めることができます。

施策の方向

地域福祉活動への地域の様々な人のかかわりを促進するため、そのきっかけづくりとなる学習機会の提供や懇談会、ボランティア体験機会の提供充実に努めます。とりわけ、親子、退職後の男性などが気軽に取り組めるよう、市社協や地域福祉活動団体、社会福祉施設等と連携して、福祉講座やイベント、体験機会などの提供を進めます。

■主な施策

施 策	内 容
福祉を考える機会の提供 重点 2	市民の福祉を考える集いやボランティアフェスティバル、市民の地域福祉活動参加のきっかけとなる住民対象の懇談会や集いを継続して開催します。
老人クラブ活動の促進	老人クラブの自主的な活動の支援に向け、活動推進員を配置し、組織づくりの推進を行うとともに、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりを目的とした取組を支援します。
大学と社会福祉施設、地域団体、企業、商店等の連携による若者の地域福祉活動の参加機会の提供 重点 2	若者の、ボランティア活動等への参加につながるきっかけづくりや、継続して活動を行うための仕組みづくりを進めます。
多世代でボランティア活動に参加できる機会の提供	地域でのボランティア活動などの様々な活動に子どもと大人が共に参加し、地域福祉活動参加のきっかけとなる機会が広がるよう、その支援に努めます。

③ 市民コーディネーターの育成をサポート

現状と課題

市民コーディネーターは、住民の中でリーダー的な立場に立って、地域福祉活動やボランティア活動をコーディネートすることが役割です。市民コーディネーターの育成は、市社協が開催する福祉活動推進員育成講座を通して行われ、平成26年度までに122人が講座を修了しています。また、講座修了者のほとんどが学区社協の中で中心的な存在となって活躍しています。

施策の方向

市は、学区社協などが行う小地域福祉活動の主体的な推進を図るため、そのキーパーソン※となる「市民コーディネーター」の育成支援を継続します。また定期的に地域での活動状況を把握する機会を設けます。



■主な施策

施 策	内 容
市民コーディネーターの育成 重点 1	学区における住民活動のキーパーソンとなるべき市民コーディネーターの育成を支援します。

3) 福祉学習の推進

市民一人ひとりが福祉に関する関心を高め、思いやりや支え合い、助け合いの心を育むため、子どもの頃から生涯を通じて福祉学習を受ける機会の提供を進めます。

また、市民誰もが命の大切さや思いやりの心を、地域の様々な人ととの交流やふれあいを通して育めるよう、交流やふれあいの場づくりを促進します。

① 学校教育

現状と課題

福祉に対する意識を高め、支え合い、助け合うことをあたりまえに感じて福祉活動に参加できるようになるためには、子どもの頃から福祉活動を知り、経験することが重要です。そのため、学校教育の場で福祉体験学習を進めています。

今後は、地域と連携した福祉教育やハンディキャップ体験※等を引き続き行い、子どもたちが人の痛みを理解し主体的にボランティア活動を行えるよう、福祉活動への意欲向上を支援していきます。

施策の方向

子どもたちが福祉に対する意識を高め、主体的にボランティア活動に取り組めるよう、市社協や社会福祉施設、障害者団体、地域団体等と連携した福祉教育やハンディキャップ体験等を引き続き進めます。



■主な施策

施 策	内 容
福祉体験学習の推進	小・中学校と社会福祉施設、市社協等との連携により、子どもたちの福祉体験学習を推進します。
家庭学習の機会づくり	福祉に対する子育て世代の関心を高めるため、参加しやすいテーマを検討し、学習機会の提供を進めます。

② 生涯学習（社会教育）

現状と課題

学校・家庭・地域が連携しながら、青少年の健全育成やコミュニティ^{*}の形成などを目指す「地域協働合校」を進めています。今後も、学校・家庭・地域における行事など様々な活動を通して、福祉に対する意識の向上や必要な知識、技術の習得を図っていく必要があります。

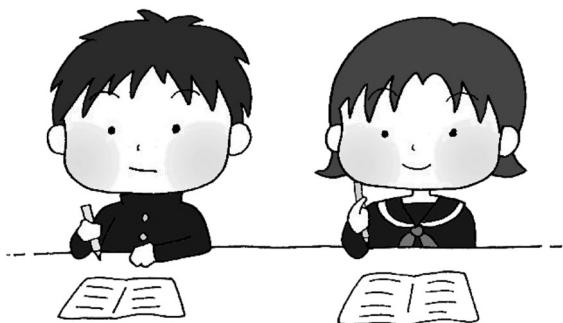
また、福祉教育・福祉学習についての学習情報を発信し、教育・学習活動への参加を促していくことも必要です。

施策の方向

市社協や社会福祉施設、地域団体や障害者団体等と連携し、市民の福祉に対する意識の向上を図るとともに、福祉に対する理解を深めたり、支援や介助に必要な知識、技術の習得を促進したりします。

■主な施策

施 策	内 容
福祉体験・学習の機会の推進	学校・家庭・地域や福祉施設等が連携し、地域協働合校での取組などを通じて、福祉について考え、体験する機会の提供を進めます。
地域での子どもの体験学習の開催	次代を担う子どもたちが、福祉についての視野を広げられるように、地域での様々な体験機会の提供を進めます。
地域福祉に関する講座の開催	市社協などと連携し、地域福祉活動に参加するきっかけとなる講座やイベントを開催し、学習の機会や場の提供に努めます。
行政職員および教職員の福祉学習の推進	行政職員や教職員が地域の課題に目を向け、複雑・多様化する福祉ニーズに適切に対応できるよう、市社協をはじめ関係機関との連携により福祉に関する研修の充実に努めます。



③ 交流・ふれあいの場づくり

現状と課題

市では、地域住民の連帯感や自治意識の高揚を図るため、ふれあいまつり等の実施を支援しています。また、地域活動の促進を図るため地域での活動を紹介した事例集を発行しています。

アンケート調査やワークショップ※などから、三世代交流や高齢者、子ども、障害のある人たちが身近な地域で気軽に集える場づくりなどが求められていることから、今後は、交流や情報交換、あるいは相談の場ともなるような場所づくりを進める必要があります。

また、地域での活動を支援するため、各地域での活動紹介等の情報交換を図ることも必要です。

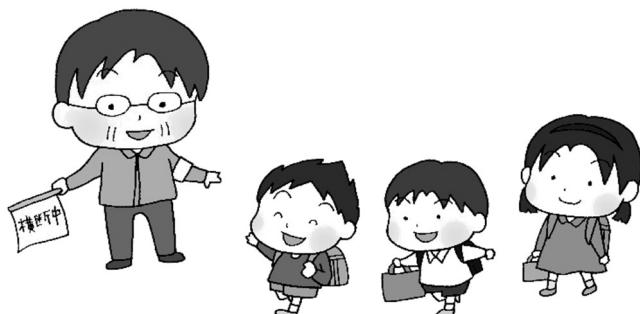
施策の方向

身近な地域の中で高齢者や子ども、障害のある人、外国人など、誰もが気軽に集い、交流できる機会や場づくりを進めます。

空店舗等を活用したコミュニティサロンや認知症カフェの開催など、地域の誰もが気軽に立ち寄ることができる場づくりを進めます。

■主な施策

施 策	内 容
地域での世代を超えたサークル活動の促進	地域での趣味やスポーツなどにおいて、世代を超えた多様なサークル活動を促進します。
健康づくりや食育等を視点とした世代間交流の促進	生涯を通じた健康づくりを進めるため、生活習慣病の予防や正しい食習慣づくりなど、世代を超えて地域ぐるみで健康に対する関心を高め、健康づくり運動を促進します。
子どもや青年層の多様な体験・参加の場の提供	地域団体やNPO※、社会福祉施設等と連携し、子どもや若者が福祉活動をはじめ様々な体験ができる機会の提供を進めます。
社会福祉施設と地域住民との交流の促進	介護保険施設や障害者施設等の社会福祉施設と地域との交流や連携を深めるため、施設利用者や職員の地域行事への参加を促進するとともに、施設でのイベント等に地域住民の参加を促進するなど、施設と地域との相互交流の促進を図ります。
身近な地域での交流の場づくり 重点 2	軽度の認知症高齢者や閉じこもりがちな高齢者をはじめ、子どもや障害のある人、外国人、親子連れなど、地域の様々な人たちが気軽に立ち寄って話をしたり、遊んだり、情報交換を行ったりできるよう、学区や町内会など、身近な地域での住民による交流の場づくりの条件整備を支援します。



● 基本目標2 みんなで支えるまちづくり ●

1) 地域のネットワークづくり

市は、地域で支援を必要とする人を見逃さず、適切にサービスが提供されるよう、行政機関と福祉サービス（介護保険サービス含む）提供者とのネットワークを強化します。また、市民の多様な相談に丁寧に対応できるよう、地域包括支援センター※や市社協の心配ごと相談、くらしのサポートセンター、民生委員・児童委員のネットワーク構築を進めるとともに、地域で福祉活動を実践している団体やその他のNPOやボランティア団体と、行政や市社協、専門機関などとの連携を進めます。

さらに、地域団体や関係機関等をつなぎ、新たなサービスの開拓や活動につなげられるよう、市社協のつなぎ機能の活用強化を図り、地域でのきめ細やかなセーフティネット※の構築を促進します。

① 各種活動団体の連携強化

現状と課題

市では、地域の中で見守りや支援が必要な人の把握や、緊急時などの対応を行うため、民生委員・児童委員や町内会、福祉委員活動などの取組や、市内の専門機関等との連携を図っています。

また、災害時において要援護者の避難を支援するため、平成22年度から要援護者名簿を作成しています。

見守りや支援活動等を行ううえで、個人情報の保護に配慮しながら、関係団体の連絡調整、情報共有ができるネットワークの整備が必要です。

施策の方向

民生委員・児童委員や福祉委員の活動について広くPRに努め、住民への周知を図り市民の理解を深めます。また、市社協との連携・協力の下、関係団体や関係機関等とのネットワークを充実します。

■主な施策

施 策	内 容
民生委員・児童委員活動の市民に対する周知	ひとり暮らし高齢者に対する支援をはじめ地域の中で様々な活動を行っている民生委員・児童委員の活動について、住民の理解を深めるための広報媒体の活用や、住民が集う機会を活用して周知します。
地域懇談会への各種地域団体や社会福祉施設等の参加促進	地域における生活課題の共有やサービスの整備につなげるため、学区単位での地域懇談会を定期的に開催します。また、地域懇談会では、各種地域団体や社会福祉施設等の参加を促進します。
セーフティネットの構築	認知症高齢者の徘徊や虐待防止、子育ての不安、ひとり暮らし高齢者や障害者の孤立などに対して、命と暮らしを守る、きめ細かなセーフティネットの構築を進めます。

② 相談・対応ネットワーク体制の充実

現状と課題

相談窓口は子ども、障害のある人、高齢者などの対象者や内容に応じて専門的な相談機関が市にあります。また、市社協の相談機能や民生委員・児童委員なども相談窓口です。相談が必要な人にとっては、どこに相談にいけばいいのかという情報が必要です。複合的な内容については、たらい回しにされない適切な対応が望されます。また、相談対応窓口では、きめ細やかで継続した対応が求められます。

今後とも、地域包括支援センター※、子育て支援センター※、障害者福祉センター※等の相談窓口の充実と、市社協や民生委員・児童委員が行う相談活動との連携強化を進める必要があります。

施策の方向

市民の相談に適切に対応できるよう、身近な相談窓口から専門相談機関までの連携を強化し、制度によるサービスにつなげます。また、地域団体や関係機関等が連携して、新たなサービスや活動が拡がるよう、地域福祉に関わる人々の情報交換や連携の場づくりを促進します。

■主な施策

施 策	内 容
地域の身近な相談窓口と市行政の各担当窓口等との連携推進	「専門性が高い」や「複合的」といった市民の相談に対して適切な対応ができるよう、民生委員・児童委員やひとり親家庭福祉推進員、健康推進員等、地域の中の相談員と、市行政の担当窓口との連携を進めます。
専門相談機関と市行政各担当窓口、専門相談機関同士の連携強化	地域の相談員からの相談や市行政窓口での相談などに迅速かつ適切に対応するため、市行政各担当窓口と専門相談機関との連携や、必要に応じて専門相談機関同士の連携強化を図ります。
地域ケア会議の開催【新規】 重点 3	地域ケア個別会議、圏域会議（学区の医療福祉を考える会議）を開催し、高齢者やその家族が安心して暮らせるよう関係者による見守りネットワークを構築するとともに、課題の抽出や見守りに活用できる資源の開発を行います。
在宅医療・介護の連携【新規】 重点 3	医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護の関係者が協働※しながら、相談窓口の設置や会議・研修を行い、地域の医療・介護の連携を進めます。
市社協の心配ごと相談の充実への支援	市社協では、市民が安心して相談できる「心配ごと相談」を実施しています。毎日の開催や弁護士相談の実施など、利用しやすい相談窓口の開設を支援します。

③ 地域住民とサービス提供事業者や民間企業等との連携の強化

現状と課題

障害福祉サービスの提供や障害のある人の就労促進に関するなど、サービス提供事業者等関係者が協議する組織として「障害者地域自立支援協議会※」が立ち上げられています。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりを目的に、地域団体やサービス提供事業所などが一堂に会するネットワーク会議を開催し、地域の高齢者の現状の共有と地域課題の抽出、地域に不足する資源の把握などに努めています。

今後も、サービスや支援を必要とする人やその家庭が適切にサービスを利用できるよう、関係者間の連携が重要です。また、地域に不足する資源についても、市やサービス提供事業者をはじめ、地域団体や民間企業等様々な視点から取り組むことが必要です。

施策の方向

地域の課題解決に向けた地域の関係者会議を開催し、生活支援コーディネーターを中心に地域団体やサービス提供事業所、民間企業等関係団体と連携し、地域に必要な資源の創出や地域ボランティア等による生活支援等サービスの提供体制の整備を進めます。

■主な施策

施 策	内 容
介護予防・生活支援体制の整備 【新規】 重点 3	市域と日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域住民やNPO※、介護事業所や民間企業など多様な主体が参画する協議体の設置により、関係者間の情報共有と連携の下、担い手の育成や地域に不足する資源の開発等を行い、高齢者の社会参加および生活支援の充実を進めます。



2) 地域福祉活動の推進

地域の様々な生活課題に対応し、地域住民や地域団体等が自主的に支え合いや助け合いの活動を進められるよう、市社協と連携して支援するとともに、社会福祉施設をはじめ企業等の地域貢献を支援します。

また、地域での支え合いや助け合いの活動等が円滑に進められるよう、身近な地域での拠点施設の確保など、地域福祉活動の場づくりを進めます。

① 住民活動の促進

現状と課題

町内会や学区のまちづくり協議会は、それぞれの暮らしの単位で住民自治の活動を行っています。また、住民自治を拠りどころにした地域福祉活動を行う学区社協では、平成22年度までに策定した学区住民福祉活動計画の推進や第2期計画への改訂に取り組まれています。今後も、それぞれの生活課題に応じた住民活動の充実により、地域福祉の推進を図ることが重要です。

また、ボランティア連絡協議会や地域サロンなど、同じテーマで活動するボランティア同士の交流会などが開催されています。活動する人たちが交流することにより、お互いの運営や活動上、工夫していることや悩みの相談など情報交換を行っています。

施策の方向

学区社協が進める学区住民福祉活動計画の進捗状況の点検や見直し、ボランティア活動を支援する市社協の活動を支援するとともに、地域の課題解決に向けた地域活動に努めます。

■主な施策

施 策	内 容
地域の特性に合った小地域福祉活動の促進 重点 2	学区により人口や世帯構成、住居形態なども異なることから、地域の特性や実情に応じた小地域福祉活動の促進を図ります。地域の実情にあわせ高齢者世帯のゴミ出しや買い物ボランティア、送迎支援等、地域力*を生かした取組を進めます。
地域福祉活動等の先進事例の情報提供	市民が自分たちの地域や団体、グループで取り組める事例の発見やボランティア活動への意識、楽しさ、やりがいなどの情報の共有を図ります。また、地域福祉活動を推進することを目的に、町内会やボランティアグループ等が取り組んでいる地域福祉活動の事例を収集し、地域団体等に情報提供を行います。
地域活動のPR	市民が学区の活動や町内会の活動などに関心を持ち、参加したいと思えるように、地域活動のPRを強化します。

② 介護事業者や民間企業等の社会貢献・地域貢献の促進

現状と課題

各居宅介護支援事業所において、地域住民を対象に講座の開設や保育園児と高齢者の交流などが取り組まれています。また、中学1年生を対象に福祉施設での職場体験学習を実施しています。

今後は、介護施設や障害福祉施設と地域住民との連携による自立生活の支援や、地域住民などの施設でのボランティア体験や活動など、福祉施設等を活用した社会貢献・地域貢献型の活動や事業の一層の展開が期待されます。

また、商店や企業による社会貢献・地域貢献活動や住民として地域活動に参加していくための支援が必要です。

施策の方向

介護施設や障害福祉施設における地域住民のボランティア体験などの事業展開を促進します。

また、商店や企業による社会貢献・地域貢献活動を支援します。



■主な施策

施 策	内 容
大学との連携による学生ボランティアの活動促進	大学生ボランティア等の地域での子どもの見守り活動や土曜日の学習支援、社会福祉施設のボランティア体験、大学の福祉講座等の社会人への開放など、大学との連携による地域福祉活動の多様な展開を促進します。
企業や商店、社会福祉法人等の社会貢献の促進	企業や商店等の地域活動への参加を促進します。また、企業や地域団体等と情報の共有を図り、地域での社会貢献の取組を進めます。
社会福祉法人の人才活用	社会福祉法人の持っている豊富な人材や専門的な知識を、地域活動者の研修に活用します。また、施設関係者が地域の一員として、サービス提供の現場からの提案や取組が進められるよう、地域懇談会への参加を促進します。

③ 地域福祉活動の場づくり

現状と課題

圏域には、草津市全域、中学校区域、小学校区域、町内会区域があり、最も身近な生活域に「隣近所」があります。地域福祉活動は、これらの圏域と隣近所とが比較的重なりあって展開されています。

地域福祉活動は、活動内容や参加者数などに応じて、市民センター（（仮称）地域まちづくりセンター※）等の既存の公共施設や町内会の集会所などを活動の拠点として展開されており、さらに学校や保育所などを活用したサロンやつどいの広場の開設を考えることも大切です。

また、高齢者の匠の技の活用や、小・中学生の地域参加等、人的資源の活用も重要です。

施策の方向

地域住民の多様な生活課題に対応し、支え合いや助け合い、交流等の活動内容の広がりと活性化を図るため、学区における地域活動の拠点として市民センター（（仮称）地域まちづくりセンター）や、町内会の集会所などを活用した身近なふれあいの場や情報交換の場づくりを検討します。

■主な施策

施 策	内 容
小地域福祉活動拠点の確保	小地域福祉活動の充実を図るため、集会所等を活用した地域の活動拠点の確保を支援します。
学校など公共施設の有効活用	地域活動の場を確保するため、学校の余裕教室や空き家、休みの日の学校・保育所等を活用したふれあいの場づくりについて検討します。
市民センターから「（仮称）地域まちづくりセンター」へ施設の機能転換と指定管理者制度の導入【新規】	益々多様化する地域ニーズに対応し、誰もが快適に住み続けることができる地域をつくるため、現在の市民センター（公民館）を平成29年4月に機能転換し、新たに「（仮称）地域まちづくりセンター」として地域のまちづくりの拠点とします。 新たなセンターでは、地域の特色を活かしながら、住民主体のまちづくりを進めます。

3) 関係団体の活動強化

地域住民の多様な福祉課題に対応するため、市社協のつなぎ機能等の強化を図るとともに、地域の活動のみならず、地域を限定しないいわゆるテーマ型などの活動との連携を図ります。

また、ボランティアからコミュニティビジネス※まで、幅広い市民活動の推進について検討します。

① 草津市社会福祉協議会の機能強化

現状と課題

市社協は、小地域福祉活動を進めていくうえで重要な役割を担う民間の団体であり、その機動性や柔軟性を活かした取組が行われています。今後も、市社協は、市とそれぞれの特性を尊重し合い、協働※して、地域福祉活動の支援を行うことが必要です。

市は、地域の様々な年齢、いろいろな知識や技術のある人が、それを活かし地域福祉活動、ボランティア活動に参画できるよう、市社協が配置する「地域福祉コーディネーター※」や「ボランティアコーディネーター※」、「地域サロン推進員」などの育成を支援しています。

高齢化の進行とともに、高齢者世帯などの増加が著しいことや、子育てに対する見守り・支援、障害のある人が安心して暮らせる地域づくりなど、地域での福祉活動の役割は一層重要となっています。

学区社協など、地域でのボランティア活動を行う地縁型の活動と、地域を限定しないテーマ型の活動のネットワークを強化し、福祉ニーズに応じた多様な活動を促進していくことが必要です。

施策の方向

市社協は、地域福祉を推進する民間団体として、学区社協やボランティア等の活動の促進を図ります。市は、市社協の取り組む「地域福祉コーディネーター」の配置をはじめとした様々な地域福祉活動の推進事業に対し支援を行います。また、様々な活動組織や専門機関等との連携・協働を促進し、幅広い支援活動が行えるよう、市社協のつなぎ機能やコーディネート機能の強化を支援します。

■主な施策

施 策	内 容
地域福祉活動の支援体制の充実 重点2	市社協は、地域福祉活動が円滑に推進できるよう、地域課題の把握や相談、情報提供等、総合的な支援機能を担う「地域福祉コーディネーター」を配置し、支援体制の充実を図ります。
地域福祉懇談会の継続支援	市は、住民同士が地域の課題の把握や解決に向けた取組などを協議する場として、市社協と連携して地域福祉懇談会の継続支援を図ります。また、支援活動の担い手増加や内容の充実を目指し、市社協と連携して、社会福祉法人や企業、商店などに参加を働きかけます。
分野を越えた各種関係機関・団体などとのつなぎ機能の強化	市は、行政をはじめ社会福祉施設やサービス提供事業者、専門相談機関、まちづくり団体、NPO※など様々な機関や団体等が連携し、新たなサービスや支援の検討・創出などが行えるよう、市社協と協力して、協議の場づくりを促進します。
地域住民の主体的な活動支援	学区住民福祉活動計画の実行・点検（評価）・改善・新たな計画づくりといった地域住民の主体的な活動の支援を促進します。

② N P O ・ ボランティア等への支援

現状と課題

市や市社協、コミュニティ※事業団は、市民活動団体の立ち上げに際しての支援や地域サロン活動、老人クラブの創造推進、地域福祉コーディネート等、市民活動への支援を実施しています。

今後も、地域福祉をはじめ環境問題などのまちづくりに取り組んでいる団体やグループを支援すると同時に、地域福祉の推進という共通の目的を持ったN P O※や市民活動についても、さらに連携を進める必要があります。

施策の方向

市は、ボランティア団体等の知識や技能を高めるため、市社協や社会福祉法人、大学等と連携し、興味や経験に応じた講座の充実を図るとともに、ボランティア団体やN P O同士の情報交換等、交流や連携の場の提供を進めます。

また、多様化する地域課題を解決するための新たな手法として注目される、「コミュニティビジネス※」の促進を行います。

■主な施策

施 策	内 容
ボランティア研修の充実	市内社会福祉法人等との連携を図り、ボランティア研修の充実を図ります。
ボランティア団体やN P Oなどの相互交流や連携の場づくり	市民の自発的で地域のためになる活動を支援するとともに、相互交流や連携により活動の拡大や内容の充実が図られるよう、市社協によるボランティア団体やN P Oなどの情報交換や交流の場づくりを促進します。
ボランティアセンター機能の充実 重点 1	市民が利用しやすいボランティアセンターづくりを進めるとともに、地域福祉活動に参加するきっかけとなる講座を開催し、学習の機会や場の提供に努めます。また、まちづくりセンター※やコミュニティ支援センター※、市民活動支援組織・団体との連携に努めます。
まちづくり活動に対する支援	市民活動の立ち上げに対する支援を行うとともに、継続して活動できるよう、関係機関等と連携して支援に努めます。
コミュニティビジネスの促進	多様化する地域課題を解決する新たな手法として注目される「コミュニティビジネス」の促進のための周知を図るとともに、新たにコミュニティビジネスを起こそうとする個人や団体に対しての支援を行います。

● 基本目標3 みんなで創る人にやさしい福祉のまちづくり ●

1) 福祉サービス利用の支援

誰もが安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの整備と利用を促進するとともに、サービスの評価と質の向上をサービス提供事業者と連携して進めます。

また、サービスを利用したいときに、気軽にきめ細かな相談を受けることができるよう、相談・情報提供体制の充実に努めます。

さらに、市社協が行う地域福祉権利擁護事業※の支援や成年後見制度※の効果的な利用を図り、認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人が、福祉サービスを利用しながら、その人らしい生活を送れるよう支援します。

① 権利擁護の推進

現状と課題

認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人が、地域においてその人らしい生活を送ることができるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う地域福祉権利擁護事業を市社協が実施しています。また、本人の意思確認が難しい場合は、成年後見制度があります。

さらなる高齢化に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、誰もが利用しやすい事業の検討や、住民への権利擁護意識の啓発が必要です。

施策の方向

認知症高齢者や知的障害のある人などで判断能力が十分でない人が、必要なサービスを利用して自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度について周知を図るとともに、利用を促進します。



■主な施策

施 策	内 容
地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進	地域福祉権利擁護事業について、住民や民生委員・児童委員等への周知啓発に努めるとともに、充実した事業の実施を支援します。
成年後見制度の普及と、福祉・医療・介護の連携した利用しやすい体制の構築	成年後見制度の活用を進めるため、認知症センター※養成講座や出前講座等の際に、市民に広く啓発します。また、成年後見制度が利用されるように、NPO※法人等による相談支援に努めます。

② サービスの評価と質の向上

現状と課題

介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て支援などは、利用者の選択による利用制度となっています。このため、冊子を作成し、制度のPRを行うとともに、広報紙によるPRも行っています。

今後は、利用者がサービスの内容や事業者などに対する苦情を公正な立場で処理する仕組みの検討が必要です。

施策の方向

介護サービスをはじめ障害福祉サービス等に対する苦情については、相談対応の充実を図るとともに、公正な立場で処理する仕組みについて検討します。

また、利用者本位の質の高いサービスの提供が図れるよう、サービス提供事業者の自己評価や外部評価※の取組や結果の公表を促進します。

■主な施策

施 策	内 容
事業者のサービスの自己評価の促進	サービス利用者が良質で適切なサービスを受けることができるよう、事業者のサービスの自己評価を促進します。また、その結果については、サービス利用者が知ることができるよう、事業所内での閲覧や広報紙への掲載、事業所および市のホームページへの掲載等、幅広い公表を促進します。
外部（第三者）評価制度の利用啓発	サービス利用者が良質で適切なサービスを受けることができるよう、また、第三者の意見が反映された評価に基づきサービスを選択できるよう、外部（第三者）評価制度の利用啓発を図ります。
事業者職員やサービス提供者の研修充実についての働きかけ	サービス利用者が良質で適切なサービスを受けることができるよう、事業者職員やサービス提供者に対して利用の人権尊重と接遇の意識と知識、技術等の向上のための研修の充実について働きかけます。
地域での新たな福祉ニーズの掘り起こしとサービス事業者への発信	支援を必要とする人が、暮らしの場でのニーズに適したサービスが利用できるよう、地域活動の中で新たな福祉ニーズの掘り起こしを進めるとともに、サービス事業者への発信を行っていきます。

③ 相談体制の充実

現状と課題

相談内容の多様化・複雑化に対応するため、窓口業務を担う職員の研修会を実施し、総合相談窓口となり得る職員の育成に努めています。

今後も引き続き職員の資質の向上を進めるとともに、地域での身近な相談窓口として地域包括支援センター※や民生委員・児童委員による相談機能など、利用しやすい相談体制の充実に努める必要があります。

施策の方向

身近な地域の相談窓口として、市民に対し民生委員・児童委員の周知を図るとともに、専門的な相談も受けられる体制づくりとして、地域包括支援センター機能の充実に努めます。また、地域包括支援センター職員をはじめ、隣保館、市窓口相談職員の研修を行い、総合相談窓口としての資質の向上を図ります。

複合的なケースや困難事例については、庁内関係課での協議や調整等による対応を図るとともに、県等専門相談機関などとの連携を強化し、適切な対応を図ります。

■主な施策

施 策	内 容
身近な地域での相談窓口の充実	学区等身近な地域で総合的な相談が受けられるよう、地域包括支援センターの窓口を充実するとともに、対応できる人材の育成・確保に努めます。 認知症に対しては、「認知症初期集中支援チーム※」を設置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築します。
専門相談機関と地域での相談窓口との連携	専門的な相談に対応できるよう、学区等身近な地域での相談窓口として地域包括支援センター等の専門相談機関との連携を強化します。
関係課や関係機関との連携の強化	複合的な原因や制度の狭間にあり解決が困難な事例等について、市行政における対応の明確化を図るとともに、関係課や関係機関との連携を強化し、対応に努めます。
相談窓口の住民に対する周知	各種相談窓口について、ライフステージに応じて行うなど、利用しやすいように配慮して周知を図ります。



④ 利用者の立場に立った情報発信

現状と課題

介護サービスをはじめ事業案内等を市民に広く周知するため、ホームページを作成し、提供しています。また、地域住民が主体的に福祉活動やまちづくり活動に取り組んだり、運営上の悩みなどを解消できるよう、地域福祉まちづくり活動事例集を作成し、紹介しています。

今後は、市広報やホームページの内容を充実することにより必要な情報が適切に届く体制づくりを進めるとともに、障害のある人に対してサービス提供事業者等と連携し、情報内容の充実や、年代、障害の種別・程度等に応じた多様な媒体によるきめ細かな情報提供が必要です。

さらに、情報が得にくい状況にある人に必要な情報を提供するには、口コミも重要な伝達手段であることから、住民同士の交流を通して情報提供の場となる地域サロンの立ち上げを支援するとともに、地域サロンなどへの参加が困難で閉じこもりがちな高齢者に対し、自宅に訪問する傾聴ボランティアの育成を行っています。

今後は、より身近な地域での情報提供の機会としての地域サロンの拡大や、対人関係に不安を持つ人に対する情報提供・相談支援などを行う情報ボランティアの拡大・充実が必要です。

施策の方向

高齢者や障害のある人、外国人など誰もが必要なサービス等の情報を容易に入手できるよう、情報ボランティアをはじめ、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。

とりわけ、町内会未加入者が市政や福祉サービス、市の行事等について知ることができるよう、広報紙やパンフレット等を診療所やスーパー、コンビニ等に置くなど、入手しやすいよう工夫します。



■主な施策

施 策	内 容
窓口担当職員の接遇の向上	困りごとの相談や福祉サービス等の情報提供を行うなど、市行政等窓口担当職員の福祉サービス等に関する知識や接遇技術の向上を図ります。
高齢者や障害のある人などに対する情報の提供	高齢者や障害のある人、外国人なども利用しやすいよう、福祉サービスをはじめ、保健・医療、教育等に関するわかりやすい情報の提供に努めます。 新たに、認知症ケアパス※を作成し、認知症の度合いにあわせたサービスや住民活動など支援情報の提供を行います。
子育て支援サービスの情報提供の充実	子育て中の保護者が利用しやすいよう、子育てサイトやパンフレット等を活用した子育て支援サービスに関する情報提供の充実を図ります。
市社協における地域福祉関連情報の共有化	市社協において、地域福祉に関する様々な情報の共有化を進め、学区の活動情報やボランティア情報等を広報誌やホームページ等で利用しやすいものにしていきます。

2) 安全に暮らせる地域づくり

住み慣れた地域で、誰もが生涯にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、セーフティネット※機能の強化を図るとともに、災害時の要援護者対策について要援護者の把握から個人の支援プランづくり、地域の避難体制の確立等、総合的な対応を進めます。

また、高齢者や障害のある人などの社会参加を促進するため、道路や建物等についてユニバーサルデザイン※の推進を図ります。

① セーフティネット機能の強化

現状と課題

無縁社会といわれる中で、都市部を中心に孤立死※や高齢者の行方不明等が大きな問題となってきています。草津市では、ひとり暮らし高齢者について民生委員・児童委員や老人クラブなどによる訪問活動、小地域ネットワーク活動※によるサロン活動などが取り組まれています。

また、認知症高齢者の徘徊への対応、高齢者、障害者、子ども等への虐待防止、ひとり暮らし高齢者の孤立死防止などを強化するため、地域におけるよりきめ細かなセーフティネットの構築が必要です。

施策の方向

住み慣れた地域で、誰もが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、また、支援を要する人が地域の中で孤立することのないよう、日頃からあいさつをするなど、顔見知りの関係を築き、地域住民相互の信頼関係の下に、支援を必要とする人の情報の把握などを進め、日常の見守りや声かけなどの体制の充実を図ります。

また、草津市個人情報保護条例に基づき、十分な配慮の下、必要な情報を共有できる仕組みづくりに努めます。

■主な施策

施 策	内 容
ひとり暮らし等高齢者世帯の見守り	地域包括支援センター※と民生委員・児童委員、学区社協、健康推進員との会議等を通じて、ひとり暮らし、高齢者世帯、戸間独居世帯、認知症の高齢者、閉じこもり世帯、高齢者虐待（予防）、徘徊高齢者の見守り等に関して、地域のニーズにあわせて発見や見守り等の対応方法を検討します。
地域の生活課題や支援を必要としている人の把握	市民が生涯にわたって、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援を必要とする高齢者、障害のある人、子育て世帯などの生活実態の把握に努めます。
町内会への加入の促進	転入者に対して、町内会加入の働きかけを行います。また、マンションなどに居住する住民が、助け合いや支え合いの必要性や隣近所との付き合いのよさなどを感じられるよう、町内会の活動がみえるようにするとともに、地域に关心を持つような活動を紹介するなど、情報の提供と町内会結成の支援を進めます。
孤立死防止等の見守り活動の促進	孤立死防止を進めるため、各学区の状況に合った方法で、支援が必要な人の把握と見守り活動の仕組みづくりを、各学区や町内会を基盤に進めます。

施 策	内 容
障害者やその家族が安心・安全に暮らせる地域づくり 【新規】	孤立化が懸念される障害者世帯が地域で安心して暮らせるよう、障害者本人だけでなく養護する家族の相談に応じたり、必要なサービスにつなげる等の支援を行うとともに、支援者間の情報共有や見守り、訪問活動の促進を図ります。

② 災害時要援護者支援の推進

現状と課題

災害時に援護を必要とする人の救助や避難等を地域で支えるため、平成22年度に「草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」を策定しました。

現在は、約4割の災害時要援護者登録があり、約9割の町内会と協定を結んで災害時要援護者情報を提供しています。その一方で、個人情報の取り扱いに慎重な意見も根強く、災害時要援護者情報を活かした町内会（自主防災組織※）での支援体制づくりに地域差が生じています。

施策の方向

個人情報の取り扱いを整理し、日頃から要援護者を見守りながら、地域で支え合い、助け合う関係を築き、いざというときに要援護者の安否確認や支援を行うことができる体制づくりを進めます。

また、市社協と連携し、災害時に調整役となる災害ボランティアの育成や、福祉避難所の確保などに努めます。

■主な施策

施 策	内 容
災害時要援護者避難支援プランの推進 重点4	「草津市災害時要援護者避難支援プラン」の推進を図るため、民生委員・児童委員の協力を得ながら、災害時要援護者の登録を進めるとともに、町内会（自主防災組織）との協定をさらに進め、日頃からの支援体制づくりを推進します。
地域の防災体制づくり、防災訓練の促進 重点4	町内会組織（自主防災組織）等による要援護者支援のための避難誘導や救出、援護、避難所運営などをはじめとする防災訓練の実施を促進します。
災害ボランティアコーディネーターの育成	大規模災害時に円滑にボランティア活動体制が機能するよう、ボランティアと被災地の支援要請の調整役となる災害ボランティアコーディネーターの協力が不可欠であることから、その育成を進めます。
福祉避難所の確保 重点4	要援護者をはじめ、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の人を福祉避難所の対象者とし、市は福祉避難所として利用可能な施設の状況を把握し、設置について広く協力を求め、協力を得られる施設を福祉避難所として指定します。

③ ユニバーサルデザイン*の推進

現状と課題

高齢化に伴う機能低下や障害の多様化等により、買い物等の移動時に支援が必要な高齢者や障害のある人が増加しています。すべての人が安全で快適に外出できるように、公共スペース等の環境整備が求められています。

高齢者や障害のある人など、誰もが暮らしやすく、また、自由に移動できる社会の実現に向け、都市機能の計画的な配置やコンパクト化とあわせて、公共交通の充実に取り組むとともに、住宅や道路等のバリアフリー*化やユニバーサルデザイン化の取組を進めていく必要があります。

施策の方向

少子化や高齢化等が進む地域の暮らしを支えるため、都市機能のコンパクト化と公共交通の充実にあわせて、住まいや道路等の社会インフラのバリアフリー化を行い、誰もが住みよいまちづくりを進めます。



■主な施策

施 策	内 容
道路のバリアフリー整備	「安全・安心・快適に移動できる道路整備」に向け、歩道の整備や有効幅員の確保、段差や勾配の改善など、道路のバリアフリー化を推進し、誰もが自由に通行できるまちづくりを進めます。
公共交通機関の充実	「草津市都市交通マスタープラン」の基本方針の一つに掲げる「人にやさしい交通まちづくりの実現」に向け、行政や交通事業者などが公共交通の利便性の向上を目指した取組を進め、誰もが安全かつ安心・快適に移動できるまちづくりを進めます。
住宅マスタープランの推進	「草津市住宅マスタープラン」の基本方針に掲げる「高齢者・障害者等が安心して暮らせる生活環境づくり」に向け、官民が連携しながら段差解消や手すりの設置など、住宅のバリアフリー化を促進し、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを進めます。



3) 協働の推進

この計画は、草津市の地域福祉における市の計画を示すものであることから、関係部局がそれぞれの事業について、地域福祉推進の視点に立って、横断的に連携した施策を推進していきます。また、地域福祉は市行政と市民との協働※のものであるため、「地域福祉推進市民委員会」において計画の進行管理を毎年度行います。

① 行政の推進体制の強化

現状と課題

地域福祉の推進にあたっては、社会福祉・保健・医療・人権・教育・まちづくり・労働・建設・環境等の関係部局が連携し、横断的な施策を実施する必要があります。

今後、各部局が、関連する事業について必要な連携・協働の体制の下、協議・調整を行っていくことが重要です。

施策の方向

社会福祉・保健・医療・人権・教育・まちづくり・労働・建設・環境等の関係部局がそれぞれの事業について、必要な連携・協働の体制による協議・調整を行いながら進めます。

■主な施策

施 策	内 容
地域福祉計画の職員への周知	「第3期草津市地域福祉計画」について、職員の理解を深めるため、周知を図ります。
保健・福祉部門間、他部門との連携・調整	地域課題について、関係各課が理解し、共通認識の下で課題解決に向けて協働して効果的に対応できるよう、関係各課との連携・調整を行います。
行政と社協との定期的な連絡会議	「第3期草津市地域福祉計画」と市社協の「草津市地域福祉活動計画」について、相互に連携し円滑に進めるため、定期的に地域福祉推進連絡会議を開催します。
行政とサービス事業者との連絡会議	支援を必要とする人が適切なサービスを利用し、地域で自立した生活を送れるよう、市行政とサービス事業者等との連絡会議を開催します。

② 市民との協働による計画の進行管理

現状と課題

「草津市地域福祉計画」については、着実かつ効果的な推進を図るとともに、変更等を検討するため、「草津市地域福祉推進市民委員会」を設置しています。

今後も、地域福祉計画の周知・啓発を行うとともに、草津市地域福祉推進市民委員会を通じて進捗状況の確認や成果の評価・検証・提言のための取組を進めが必要です。

地域福祉懇談会は、地域それぞれの実情や福祉課題などを踏まえて、意見交換や共通認識を深めることができます。日頃、各種地域団体同士で話し合う機会が少ない中で、会を通じてお互いの活動の状況を把握でき、また、福祉課題の解決に共に取り組んでいくという連帯感も持つことができます。

各学区においても、住民福祉活動計画の点検や見直し、新たな福祉課題の検討などの取組を進めるため、地域福祉懇談会の継続的な開催が必要です。

施策の方向

「第3期草津市地域福祉計画」については、市民との協働※の下に推進するため、様々な機会を活用して市民に対し周知を図ります。また毎年、進捗状況の確認や成果の評価・検証・提言のための会議を開催します。



■主な施策

施 策	内 容
地域福祉計画の普及啓発	市民に対し、様々な機会を活用して「第3期草津市地域福祉計画」の周知を図ります。
市民との協働による進行管理	計画について市民との協働による進行管理を行うため、毎年、「草津市地域福祉推進市民委員会」を開催します。
進捗状況の評価、検証と結果の公表	「草津市地域福祉推進市民委員会」において進捗状況を確認し、成果を評価・検証するとともに、意見を提言としてまとめます。また、進捗状況の評価等の結果については、市ホームページに掲載するなど広く公表します。
地域福祉懇談会の継続開催	地域住民の福祉に対する考え方や福祉課題の共有、地域団体や関係機関、社会福祉施設、企業や商店との連携とともに、住民福祉活動計画について、取組の達成状況の点検・評価を踏まえ、次の取組につなげられるよう、市社協と連携し、地域福祉懇談会の継続開催を促進します。

4) 生活困窮者自立支援対策の推進

複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立を促進するため、離職者や就労経験がない人への就労支援や、離職者への住宅確保支援、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援、市社協が実施する事業等を通じて、包括的・継続的な支援を行い、困窮状態からの脱却を支援します。

① 生活困窮者の自立に向けた支援

現状と課題

生活困窮をはじめとした複合的な課題に対して、包括的・継続的に支援を実施するため、相談窓口「くらしのサポートセンター」を設置し、各種事業の実施により支援を進めます。

今後は、潜在的な生活困窮者の早期発見および支援体制の充実が必要です。

施策の方向

生活困窮者の実態把握や早期発見を行うため、「くらしのサポートセンター」での相談受付やアウトリーチなど相談窓口の充実を図り、自立した生活が送れるように、社会資源の活用など生活困窮者への必要な支援に努めます。また、市社協が実施する相談事業とも連携し、生活困窮者の自立支援に努めます。

■主な施策

施 策	内 容
情報提供・相談窓口の充実 【新規】 重点 4	市民の生活困窮者自立支援事業への理解を進めるため、市ホームページや広報紙等での啓発を行います。 また、「くらしのサポートセンター」の設置やアウトリーチなど相談窓口の充実を進め、生活困窮者への適切な支援を行います。
支援ネットワークの構築【新規】 重点 4	関係機関や民生委員児童委員協議会など関係団体との情報共有や社会資源の活用など、生活困窮者の早期発見や実態把握等ができる仕組みの構築を進めます。
生活困窮者への具体的な支援【新規】 重点 4	住居確保給付金、就労準備支援事業、子どもの学習支援事業、一時生活支援事業等の各種事業により支援体制の充実に努めます。
市社協との連携 【新規】 重点 4	市社協が実施する、生活福祉資金や生活つなぎ資金等の相談事業と連携し、生活困窮者に対する相談支援体制の充実に努めます。

資料編

1 策定経過

■ 「第3期草津市地域福祉計画」策定の経過

年	月日	事 項	内 容
平成 27 年	4月20日	第1回 草津市地域福祉 計画策定庁内検討会	(1) 第3期草津市地域福祉計画策定スケジュールに ついて (2) 第2期草津市地域福祉計画の検証について (3) ワーキンググループについて (4) その他
	4月25日 ～ 5月15日	第2期計画関連事業 実績照会	第2期地域福祉計画の進捗把握のため、関係各課に施 策・事業の実施状況や達成状況の評価について照会
	6月4日	第1回 草津市地域福祉 計画策定庁内検討会 ワーキンググループ	(1) 施策体系について (2) 草津市地域福祉推進の取組に関するアンケート調 査案について (3) ワークショップ案について (4) その他
	6月10日	第2回 草津市地域福祉 計画策定庁内検討会	(1) 施策体系について (2) 草津市地域福祉推進の取組に関するアンケート調 査案について (3) ワークショップ案について (4) その他
	6月10日 ～ 6月17日	第2期計画関連事業 実績照会	第2期地域福祉計画の進捗把握のため、関係各課に施 策・事業の実施状況や達成状況の評価について各課か らの回答取りまとめ内容について再度照会
	6月25日	第1回 草津市地域福祉 推進市民委員会	(1) 第3期草津市地域福祉計画について (2) 第3期草津市地域福祉計画の策定スケジュールに ついて (3) 第3期草津市地域福祉計画の策定体制について (4) 第3期草津市地域福祉計画の策定にかかる基礎資 料について • 草津市の現状について • 第2期草津市地域福祉計画の進捗状況 • 草津市地域福祉推進の取組に関するアンケート調査 案について
	7月17日 ～ 7月31日	福祉関係者アンケート調査	● 対象は学区まちづくり協議会、学区社会福祉協議 会、民生委員・児童委員、町内会、ボランティア団 体、その他福祉関係団体 ● 691件配付、523件回収、回収率75.7% ● 直接配付・郵送回収

年	月日	事 項	内 容
平成 27 年	8月19日 20日	ワークショップの開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加者は、学区まちづくり協議会、町内会、学区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、主任児童委員連絡会、草津市精神障害者家族会ひまわりの会、草津市身体障害者更生会、草津手をつなぐ育成会、草津市心身障害児者連絡協議会、草津市視覚障害者協会、草津市肢体不自由児者父母の会、草津市ボランティア連絡協議会、応募の市民、草津市地域福祉推進市民委員、企業組合労協センター事業団、青年会議所、草津市コミュニティ事業団、草津市社会福祉協議会、長寿いきがい課、地域包括支援センター、障害福祉課、子ども家庭課、社会福祉課 ● 2日間で延べ148人 <p>1日目のテーマは「地域にある資源や取組について」「今ない資源・あればよいと思う取組について」 2日目のテーマは「地域にある資源や取組ができる支援について」「今後必要と考えられる支援について」 KJ法を用いてワークショップ形式で開催</p>
	8月20日 ～ 9月4日	第3期計画新規・継続事業照会	第3期地域福祉計画の策定のため、第2期計画の施策・事業の継続の有無に加えて、新規事業について全所属に照会
	8月20日	第3回 草津市地域福祉計画策定府内検討会	<ol style="list-style-type: none"> (1)草津市地域福祉推進の取組に関するアンケート調査結果について (2)第3期草津市地域福祉計画骨子（案）について
	9月3日	第2回 草津市地域福祉推進市民委員会	<ol style="list-style-type: none"> (1)草津市地域福祉推進の取組に関するアンケート調査結果について (2)第3期草津市地域福祉計画策定にかかるワークショップ結果について (3)第3期草津市地域福祉計画骨子（案）について
	9月14日 ～ 9月25日	第3期計画（案）照会 1回目	第3期地域福祉計画（案）について全所属に照会
	10月1日	事前学習会	<p>【参加者】 草津市地域福祉推進市民委員会委員、計画策定府内検討会ワーキンググループ担当者等、計22名</p> <p>【テーマ】 「草津市が目指す地域包括ケアシステムの姿」 草津市健康福祉部副部長 小川 薫子</p>
	10月2日 ～ 10月13日	第3期計画（案）照会 2回目	第3期地域福祉計画（案）について全所属に再度照会

年	月日	事 項	内 容
平成 27 年	10月8日	第3回 草津市地域福祉 推進市民委員会	(1)第2期計画重点プログラムの成果と第3期計画 重点プログラムについて (2)計画の基本理念について (3)その他の項目について
	10月26日	第4回 草津市地域福祉 計画策定庁内検討会	(1)第3期草津市地域福祉計画最終案について (2)第3期草津市地域福祉計画パブリックコメント について
	11月4日	第4回 草津市地域福祉 推進市民委員会	(1)第3期草津市地域福祉計画最終案について (2)第3期草津市地域福祉計画パブリックコメント について
	12月18日 ～ 1月18日	パブリックコメント実施	●「第3期草津市地域福祉計画（案）」について市民 の意見や提案等を募集 市ホームページに掲載するとともに、各市民センタ ー、市民交流プラザ、人権センター、新田会館、西 一会館、橋岡会館、常盤東総合センター、まちづくりセンタ ー、図書館（本館）、南草津図書館、社会 福祉協議会、草津市役所（社会福祉課、情報公開室）
平成 28 年	1月22日	第5回 草津市地域福祉 計画策定庁内検討会	(1)第3期草津市地域福祉計画パブリックコメント 実施結果について (2)第3期草津市地域福祉計画最終案について
	2月4日	第5回 草津市地域福祉 推進市民委員会	(1)第3期草津市地域福祉計画パブリックコメント 実施結果について (2)第3期草津市地域福祉計画最終案について

2 草津市附属機関設置条例

平成25年3月29日

条例第3号

改正 平成25年6月30日条例第23号

平成25年10月24日条例第32号

平成25年12月25日条例第42号

平成26年3月31日条例第2号

平成26年3月31日条例第4号

平成26年3月31日条例第13号

平成26年7月3日条例第17号

平成27年3月31日条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項に規定する附属機関および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条に規定する組織として設置する附属機関（以下これらを「附属機関」という。）の設置等については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

3 市は、水道事業および下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の附属機関として別表第3の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

（組織）

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1、別表第2および別表第3の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関および管理者が定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年6月30日条例第23号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則（平成25年10月24日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第2条第1項の規定により設置された草津市社会福祉施設整備審議委員会は、改正後の第2条第1項の規定により設置する草津市社会福祉法人等審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

付 則（平成25年12月25日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年3月31日条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第27条ならびに次項および付則第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2条に1項を加える改正規定、第3条第1項および第4条の改正規定、別表第1草津市バリアフリー基本構想策定協議会の項の次に1項を加える改正規定、別表第2草津市立小・中学校校名等選定委員会の項の次に1項を加える改正規定ならびに別表第2の次に1表を加える改正規定ならびに次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第2条第1項の規定により設置された草津市上下水道事業運営委員会は、改正後の第2条第3項の規定により設置する草津市上下水道事業運営委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

(草津市心身障害者福祉対策審議会条例の廃止)

3 草津市心身障害者福祉対策審議会条例（昭和57年草津市条例第10号）は、廃止する。

付 則（平成26年3月31日条例第13号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年7月3日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年3月31日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1草津市立クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条第1項、第3条第1項関係）抜粋

名称	担任事務	定数
草津市地域福祉推進市民委員会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める草津市地域福祉計画の評価および変更ならびに地域福祉推進の方策に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内

3 草津市附属機関運営規則

平成25年4月1日

規則第35号

改正 平成25年7月1日規則第48号

平成25年11月1日規則第57号

平成25年12月25日規則第59号

平成26年3月31日規則第6号

平成26年4月1日規則第22号

平成26年8月1日規則第59号

平成27年4月1日規則第25号

平成27年4月1日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第1に掲げる市長の附属機関（別に定めるものを除く。以下「附属機関」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期の欄に掲げるとおりとする。

(委員長等)

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ）は、委員の互選によりこれを定める。

- 4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 別表第3に掲げる附属機関の委員長および副委員長は、第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

(附属機関の会議)

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会等)

第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第5に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織（以下「分科会等」という。）を置き、担任事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

(庶務)

第10条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(草津市一般職員懲戒審査委員会規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、これを廃止する。
 - (1) 草津市一般職員懲戒審査委員会規則（昭和57年草津市規則第29号）
 - (2) 草津市一般職員分限審査委員会規則（平成23年草津市規則第32号）
(任期の特例)
- 3 第3条第1項本文の規定にかかわらず、この規則の施行後、初めて委嘱され、または任命される委員の任期は、委嘱の日から市長が別に定める日までとする。

付 則（平成25年7月1日規則第48号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の草津市附属機関運営規則の規定により草津市次世代育成支援対策協議会の委員に委嘱されている者は、施行日において改正後の草津市附属機関運営規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により草津市子ども・子育て会議の委員に委嘱されたものとみなす。
(任期の特例)
- 3 この規則の施行日以後最初に委嘱される草津市子ども・子育て会議の委員（前項の規定により委嘱されたものとみなされる者を含む。）の任期は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

付 則（平成25年11月1日規則第57号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の草津市附属機関運営規則の規定により草津市社会福祉施設整備審議委員会の委員に委嘱されている者は、施行日において改正後の草津市附属機関運営規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により草津市社会福祉法人等審査会の委員に委嘱されたものとみなす。

(任期の特例)

3 前項の規定により草津市社会福祉法人等審査会の委員に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年4月30日までとする。

付 則（平成25年12月25日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年3月31日規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定、別表第2草津市あんしんいきいきプラン委員会の項の次に草津市障害者施策推進審議会の項を加える改正規定および次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

（草津市心身障害者福祉対策審議会条例施行規則の廃止）

2 草津市心身障害者福祉対策審議会条例施行規則（昭和57年草津市規則第12号）は、廃止する。

付 則（平成26年4月1日規則第22号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項および第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年8月1日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年4月1日規則第25号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1草津市クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会の項を削る改正規定および別表第2草津市クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年4月1日規則第31号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第10条関係）抜粋

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市地域福祉推進 市民委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉関係団体から選出された者 (3) 公募市民 (4) その他市長が必要と認める者	健康福祉部社会福祉課

4 草津市地域福祉推進市民委員会委員名簿

	区分	所属	氏名
1	学識経験者	立命館大学	◎佐藤 卓利
2	福祉関係団体代表	草津市社会福祉協議会	○清水 和廣
3		草津市民生委員児童委員協議会	岡田 康宏
4	一般公募による市民代表	一般公募による市民代表	小林 由美子
5		一般公募による市民代表	奴賀 和子
6		一般公募による市民代表	野田 まり子
7	ボランティアグループ 代表	草津市ボランティア連絡協議会	白井 けい子
8	更生保護関係団体代表	草津保護区草津支部保護司会	中後 佐知子
9	高齢者関係団体代表	草津市老人クラブ連合会	馬場 久昭 (～H27.9.30)
			北出 孝司 (H27.10.1～)
10	障害者関係団体代表	草津市身体障害者更生会	大西 和馬
11	障害者関係団体代表	草津市心身障害児者連絡協議会	田中 早苗
12	子育て支援関係団体代表	草津市青少年育成市民会議	中村 幸子
13	医療関係団体代表	草津栗東医師会	樋上 雅一
14	地縁関係団体代表	草津市まちづくり協議会連合会	小林 達男 (～H27.6.9)
			田中 千秋 (H27.6.10～)
15	人権関係団体代表者	草津市同和事業促進協議会	井上 忠彦

(◎委員長 ○副委員長 敬称略)

5 用語の説明

【ア行】

■NPO

ボランティア活動や営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動や市民活動を行う組織や団体。そのうち、特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人を「特定非営利活動法人（NPO法人）」といいます。

【カ行】

■核家族

夫婦のみ、夫婦と子ども、男親または女親と子どもで構成される世帯のこと。

■キーパーソン

任意の組織、地域社会、家庭や学校、職場などの人間関係の中で、特に大きな影響を全体に及ぼす鍵となる人物のこと。また、物事の決定や運営、進行に大きな影響力を持つ人物のこと。

■協働

役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいいます。

まちづくりにおける協働は、市民、自治会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をすること。

■高齢化率

国連は65歳以上を高齢者としていますが、高齢化率は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。高齢化率が7%以上14%未満を高齢化社会、14%以上21%未満を高齢社会、21%以上を超える社会といいます。わが国の高齢化率は、団塊の世代（昭和22年～24年生まれの世代）がすべて高齢者になる平成27年には26.9%となることが推計されています。わが国の高齢化の特徴は、高齢化のスピードが非常に早く、他の先進諸国がおよそ90～100年で高齢社会（高齢化率14%以上）に移行しているのに対して、わが国は30年ほどで移行しています。

■心のバリアフリー

平成5年の「障害者対策に関する新長期計画」および平成7年の「障害者白書」において、障害のある人が社会生活を送る上で、以下の4つの除去すべき障壁が指摘されました。

- ① 歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差等の物理的な障壁
 - ② 障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的な障壁
 - ③ 音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如などによる文化・情報面での障壁
 - ④ 心にない言葉や視線、障害のある人を庇護されるべき存在として捉えられる等の意識上の障壁（心の壁＝心のバリア）
- ④の心のバリアは、ノーマライゼーション理念や共生社会の視点の浸透などにより、心のバリア

フリーとして、高齢者や障害のある人への理解や配慮、気軽な声かけ、支援等の重要性が認識されるようになってきました。

■子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭が抱える育児不安等についての相談や育児指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対し育児支援を行う施設。

■コミュニティ

近隣社会や町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきを持つ共同体のこと。

■コミュニティ支援センター

ボランティアやNPO、市民活動団体の支援のために設置された施設で、利用に際しては基本的に団体登録が必要です。

■コミュニティビジネス

地域社会が抱える多くの課題の解決に向けて、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設等を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものです。

■孤立死

社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されるような状態のことをいいます。高齢化や核家族化の進行、集合住宅に住む高齢者の増加などに伴い、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯が急増し、孤立生活が一般的になっています。そのような中で、厚生労働省では、人の尊厳を傷つけるような悲惨な孤立死が発生しないようにする必要があるという認識から、孤立死防止の取組が始まられ、平成20年3月28日には、「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死」ゼロを目指して）」において、同推進会議報告書が取りまとめられ、公表されました。また、平成21年度からの第4期介護保険事業計画には孤立死防止が盛り込まれるよう指針が出ました。

【サ行】

■自己評価や外部評価

自己評価は、問題点を改善し、サービスの質の向上を図ることができるように、福祉サービスの提供者である施設および事業者が自ら福祉サービス等の質の評価を行うこと。

外部評価は、介護保険サービス等の利用者が、質の高いサービスを選択できるように、事業者が提供するサービスの質を当事者である事業者および利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。

なお、特定のサービス種別においては、第三者機関が評価をするのではなく、事業所が定期的に開催する運営推進会議等において、自己評価結果を第三者の観点から評価することを指します。

■自主防災組織

自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治会などの地域住民を単位として組織された任意団体のこと。

■障害者地域自立支援協議会

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して自立した社会生活を営むことができるよう、関係機関が福祉、保健、医療、教育、就労等のサービスを総合的に調整し、効果的なサービスの提供を図るために設置された協議の場。

■障害者福祉センター

障害のある人が、その有する能力および適正に応じ、自立した生活を営むことができるよう、また、障害のある人の福祉にかかる地域活動を促進し、障害のある人の福祉の増進を図ること支援します。相談支援、デイサービス、就労支援、障害者IT促進、各種教室、障害のある人や障害者団体等に対する貸館を行っています。

■小地域ネットワーク活動

学区社協において進められている子育てサロンや、地域サロン、障害のある人への支援、老老介護への支援など、地域住民による支え合い、助け合いの活動や見守り活動などのこと。

■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになります。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されています。

■セーフティネット

困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組みを意味します。地域福祉では、地域住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える要援護者を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいいます。

■ソーシャルインクルージョン

「すべての人を孤立や排除、摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という考え方。

【夕行】

■男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保されることをいいます。男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができるとともに、男女がともに責任を担うとされています。

■地域福祉権利擁護事業

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が地域で安心して暮らし続けられるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類等の預

かりサービスを行う事業。

■地域福祉コーディネーター

地域福祉を推進するうえで、地域の中で支援を必要とする人や生活課題に「気づき」、必要な相談あるいは支援のための専門機関に「つなげる」、また、地域の課題に合った活動を「つくる」、地域福祉の担い手や活動の芽を見出し、働きかけ、地域福祉活動を行う人材や活動団体を育成するなどの役割を果たす人のこと。

■地域包括支援センター

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことをその主な業務としています。

■地域力

地域社会の問題について、市民や企業をはじめとした地域の様々な構成員が、自らその問題の所在に気づき（関心を持ち、認識する）、主体的にし、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のこと。また、地域の福祉力とは、地域の課題への気づきとともに、相互支援力や問題解決力を高める（学習・参加）、それらを可能とする仕組みをつくり出す、人権意識を高める、生活上必要な社会資源をつくり出すなどの力をいいます。

【ナ行】

■認知症ケアパス

認知症の人とその家族が地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族および地域・医療・介護の関係者が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みのことをいいます。

■認知症サポーター

草津市では、市民が認知症について正しく理解し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症サポーター（認知症の理解者）づくりに取り組んでいます。その一環として、草津市認知症キャラバン・メイトを育成し、認知症に対する正しい知識と認知症の人に対する具体的な対応方法などを市民に伝える指導者として活動を行っていただき、認知症サポーターを増やしていきます。

■認知症初期集中支援チーム

認知症発症の初期段階から支援を行う「認知症初期集中支援チーム」は、専門医や保健師、看護師などにより構成されており、認知症患者やその家族に対して、安定した医療と介護サービスを受けることができるよう支援を行います。初期段階で医療機関を受診することで、進行を遅らせる 것도でき、徘徊などの症状を改善することも可能であると考えられています。

■ノーマライゼーション

「障害のある人を含む社会的支援の必要なすべての人たちが、一人の人間として尊重され、そのあるがままの姿で他の人たちと同等の権利を享受できるようにする」という考え方。

【ハ行】

■バリアフリー

障害のある人や高齢者などが、生活していくうえで妨げとなる障壁（バリア）を除去すること。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすること。

■ハンディキャップ体験

障害の疑似体験を通して、ハンディのある人の立場に立ち、気づいたこと、感じたこと、考えたことを大切にし、障害について正しく理解できるようにするための体験のこと。

■ひきこもり

厚生労働省国立精神・神経センター精神保健研究所社会復帰部によると、ひきこもりとは「様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義しています。

一つの原因で「ひきこもり」が生じるわけではなく、生物学的要因、心理的要因、社会的要因などが、様々に絡み合って、「ひきこもり」という現象が生まれるのであります。ひきこもることによって、強いストレスを避け、仮の安定を得ていると同時に、そこからの離脱も難しいという特徴があります。平成15年7月に「10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン－精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するか－」が出されました。

■ボランティアコーディネーター

ボランティアコーディネーターとは、「一人ひとりが社会を構成する重要な一員であることを自覚し、主体的・自発的に社会の様々な課題やテーマに取り組む」というボランティア活動を理解してその意義を認め、その活動のプロセスで多様な人や組織が相互に対等な関係でつながり、新たな力を生み出せるように調整することにより、一人ひとりが市民社会づくりに参加することを可能にするというボランティアコーディネーションの役割を、仕事として担っている人材（スタッフ）のことといいます。（日本ボランティアコーディネーター協会（JVCA）による定義）

【マ行】

■まちづくりセンター

市民・団体・企業などが自主的・自発的に取り組んでいる地域活動やボランティア活動や、まちづくり活動を積極的に支援するための施設。主な事業は、まちづくり情報の収集と発信、まちづくり活動の相談、まちづくりにかかわる活動団体の交流促進、その他市民と行政によるパートナーシップ型まちづくりのための諸施策の推進となっています。

【ヤ行】

■ユニバーサルデザイン

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していくこうという考え方。また、施設や設備に限らず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

【ワ行】

■ワークショップ

参加体験型学習会とも訳されます。講演会などでは、テーマに基づいた内容を講師が話すことを受け身で聞くだけですが、ワークショップは、あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね、協働で何かを創り出す形式のことをいいます。また、その作業そのものを意味することもあります。

第3期草津市地域福祉計画

平成 28 年3月

発行:草津市 編集:草津市 健康福祉部 社会福祉課
滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号
TEL:077-561-2360 FAX:077-561-2480